

令和6年度

包括外部監査の結果報告書

大阪市包括外部監査人

弁護士 川下 清

目 次

第1部 監査の概要	3
第1章 監査の主体	3
第1 監査の種類	3
第2 包括外部監査人	3
第3 包括外部監査人補助者	3
第2章 監査の客体	3
第1 特定の事件	3
第2 監査対象	3
第3章 監査の方法	5
第1 基本方針	5
第2 監査の視点	5
第3 監査の手法	5
第4 監査によって行う「指摘」と「意見」の意義	6
第2部 監査対象とした事務事業の概要	7
第1章 経済戦略局の事務事業の概要	7
第2章 大阪市の財政状況及び関連事業費	9
第1 大阪市の財政状況の概要	9
第2 経済戦略局予算の概要	11
第3部 監査の結果	17
第1章 経済戦略及び産業振興に関する事業について	17
第1 総論	17
第2 事務費	19
第3 ビジネスパートナー都市等交流事業（事業番号 11）	20
第4 外国人留学生との連携拡大及び起業支援（事業番号 14）	28
第5 A T C輸入住宅促進センター事業（事業番号 98）	33
第6 商業魅力向上事業（事業番号 109）	35
第7 産業振興施設等管理（事業番号 113）	47
第8 工業施設管理（事業番号 114）	50
第9 小売市場施設管理（事業番号 115）	51
第10 商業施設等管理（事業番号 116）	52
第11 大阪産業局事業交付金（事業番号 124）	53
第12 大阪産業創造館施設管理運営（事業番号 126）	74
第13 「空飛ぶクルマ」社会実装促進事業（事業番号 130）	76
第14 大阪デザイン振興プラザ事業（事業番号 131）	82
第15 A T Cエイジレスセンター事業（事業番号 132）	87
第16 A T Cグリーンエコプラザ事業（事業番号 133）	99
第17 A T C 4 事業全体に対する意見	105
第18 イノベーション創出支援補助金（事業番号 134）	118
第19 産業技術研究所運営費交付金（事業番号 142）	119

第2章	観光に関する事業について.....	129
第1	総論.....	129
第2	大阪観光局事業（事業番号 28）	133
第3	水と光のまちづくり推進事業（事業番号 29）	146
第4	大阪・光の饗宴事業（事業番号 30）	153
第5	御堂筋活性化事業（事業番号 31）	157
第6	大阪城エリア観光拠点化事業（事業番号 32）	158
第7	観光バス乗降場の利便性向上事業（事業番号 36）	169
第8	日本遺産連携推進事業（事業番号 37）	171
第9	「三都物語」コーディネート事業（事業番号 38）	176
第10	阪神堺三都市外客誘致実行委員会事業（事業番号 39）	185
第11	観光戦略推進事務費（事業番号 41）	186
第12	大阪の観光資源の強みを活かした集客・周遊事業（事業番号 42）	189
第13	水と光を活かした東西軸の魅力創出事業（事業番号 43）	198
第4部	総括意見.....	203

第1部 監査の概要

第1章 監査の主体

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項から第3項まで及び大阪市包括外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成11年条例第6号）第2条の規定に基づく包括外部監査

第2 包括外部監査人

川 下 清

弁護士：梅田総合法律事務所

地方自治法第252条の28第3項各号の欠格事由には該当しない。

第3 包括外部監査人補助者

包括外部監査人は、地方自治法第252条の32第1項に基づき、次の者を監査事務の補助にあたらせた。

氏名	資格	備考
岩井 泉	弁護士	（所属）協和綜合法律事務所
和田義之	弁護士	（所属）安富共同法律事務所
今田晋一	弁護士	（所属）梅田総合法律事務所
足立朋子	弁護士 不動産鑑定士補	（所属）いまここ法律会計事務所
難波泰明	弁護士	（所属）弁護士法人 One Asia
沖山直之	弁護士	（所属）梅田総合法律事務所
岡本志保子	弁護士	（所属）梅田総合法律事務所
谷口悦子	公認会計士	（所属）谷口悦子公認会計士事務所

第2章 監査の客体

第1 特定の事件

1 事件名

経済戦略局の事務事業の執行について
～経済戦略、観光、産業振興に関する事業を中心に～

2 利害関係

包括外部監査人と上記1記載の特定の事件の間に、地方自治法第252条の29に該当する利害関係はない。

第2 監査対象

1 対象とする事務事業

(1) 大阪市経済戦略局（以下「経済戦略局」という。）の事務事業のうち、経済戦略費、観光費、産業振興費、金融対策費、産業技術研究所費に関する事務事業

(2) 以下の法人の事務事業

ただし、大阪市が財政的援助等を行っている以下の法人の事務事業については、経済戦略局の事務事業に関連して必要に応じて監査の対象とする。

ア 公益財団法人大阪観光局

イ 公益財団法人大阪産業局

ウ 地方独立行政法人大阪産業技術研究所

2 選定理由

(1) 大阪市では、大阪府・市で一体的に取り組む「大阪の成長戦略」「大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略」のもと、2017年3月、大阪市経済戦略局として中長期的に産業振興に取り組む計画「地域経済成長プラン」を策定した。その後、2017年度から3年間の取組状況や、取り巻く環境変化、「大阪の再生・成長に向けた新戦略（ウィズコロナからポストコロナへ）」を踏まえた改訂を実施し、現在の「地域経済成長プラン」の対象期間は、2020年度から2024年度までの5年間である。

(2) また、大阪府・市では、世界的な創造都市の実現に向けた観光・国際交流・文化・スポーツ各施策の上位概念となる府市共通の戦略として「大阪都市魅力創造戦略（計画期間：2012～2015年度）」を策定し、後継計画である「大阪都市魅力創造戦略2020（計画期間：2016～2020年度）」においては、10のめざすべき都市像や各々のKPIを定めた。「大阪都市魅力創造戦略2025（計画期間：2021～2025年度）」では、大阪・関西万博の開催さらには万博後に向けて、国際都市大阪に相応しい新たな賑わいを創り出し、活力を高めていくための方向性を示すとされている。

(3) 経済戦略局は、日本の成長をけん引する東西二極の一極として、世界中から人・モノ・投資等と呼び込み、「持続的に経済成長する大阪」の実現をめざすことを目標に、重点的に取り組む経営課題として、①イノベーションを生み出す環境づくりと中小企業の振興、②世界に誇る都市魅力の創造・発信を掲げている。

経営課題1（イノベーションを生み出す環境づくりと中小企業の振興）は、万博開催を好機と捉え、スタートアップ・イノベーションの創出や企業の中核拠点等の集積を促進するためには投資・企業等を惹きつけるビジネス環境の整備が必要であること、中小企業の成長・発展を図るためには経営基盤強化、技術開発、販路拡大等経営上の課題解決に資する支援策を推進するとともに、万博を契機とした海外との新たなビジネス交流の創出に取り組む必要があることを課題としている。

経営課題2（世界に誇る都市魅力の創造・発信）は、万博来訪者をはじめとする観光客の市内周遊・滞在を促進するとともに、万博後に向けてさらなるにぎわいや活力を創出するため、観光や文化芸術・スポーツ資源を活用したコンテンツの造成、国内外に向けたプロモーション、デジタル技術の活用等に取り組む必要があること、万博の開催を見据え、発信力のある大規模イベント等を活用した万博機運醸成や大阪の魅力を活かしたホストシティとしてのおもてなし向上に取り組む必要があることを課題としている。

(4) 経済戦略局の事務事業は、こうした戦略や経営課題に関する施策を推進する事業として市民生活に直結しており、市民の関心は高い。また、少子高齢化の影響が避けられない中で、今後大阪が第二の経済都市として発展を続けることができるか否かは、万博後もその勢いを保ち、加速できるような経済政策を、効率的、効果的、経済的に実施できているかにかかっており、この点を検証する必要性がある。各種施策の進捗管理や、各種指標の設定、効果検証が適切に行われているか等、弁護士及び会計監査人により構成する包括外部監査人及び補助者の視点から監査して有用な報告・提言を行うことができれば、市民の福祉に資すると思われる。

他方、経済戦略局の事務事業は多岐にわたり、単年度の包括外部監査において全ての事業を監査することは困難と思われることから、経済戦略、観光、産業振興に関する事業を本年度の監査のテーマとした。

3 対象部局等

- (1) 経済戦略局
- (2) 公益財団法人大阪観光局（以下「大阪観光局」という。）
- (3) 公益財団法人大阪産業局（以下「大阪産業局」という。）
- (4) 地方独立行政法人大阪産業技術研究所

4 対象期間

原則として令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日）の事務事業全般を監査対象とし、必要に応じてその前後の期間も含める。

第3章 監査の方法

第1 基本方針

適法性（地方自治法第2条第16項）、住民の福祉の増進（同条第14項）及び3E（経済性・効率性・有効性を意味する。同条第14項及び第15項）の観点からの監査を基本方針とする。

第2 監査の視点

1 合规性の視点

監査対象部局等における各種事務の執行及び事業の管理は、法令、条例、規則、規程、要綱等にしがたって、適法かつ公正、公平に行われているか。

2 3Eの視点

各種事務の執行及び事業の管理に、経済性、効率性、有効性が認められるか。

3 PDCAの視点

各種事業の実施、進捗管理、これらの評価・改善のプロセスは、PDCAサイクルの手法に基づき適切に構築され、運用されているか。

4 財政規律の視点

財政規律は維持されているか、財政規律を維持するためのシステムが適切に構築され、運用されているか。

5 事業継続性の視点

事業の将来的な継続可能性が認められるか。

6 情報提供の視点

市民等に対し、必要な情報が正確かつ分かりやすく提供されているか。

第3 監査の手法

1 質問

それぞれの対象部局に対して必要な質問を行い、書面による回答を得るとともに、ヒアリングを実施した。

2 記録の確認

大阪市等が公表している資料や、対象部局に要請して提供を受けた書類を精査した。

3 現場の確認、意見聴取

可能な限り現地に足を運び、また、担当者や当事者の話を聞くことで、実情を正確に

把握するよう努めた。

4 法令等の調査、検討

法令、条例、規則等を調査し、行政内部のルールや事務の執行及び事業の管理がこれらに適合しているかを吟味した。その際には、単に法令、条例、規則等の条文に形式的に適合しているかをチェックするだけでなく、立法事実や立法趣旨も踏まえた実質的な検討を行った。

第4 監査によって行う「指摘」と「意見」の意義

1 指摘

適法性（法令、条例、規則、規程、要綱等）、3 E等の観点から改善する必要がある事項を意味する。

2 意見

1にはあたらないが、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨、すなわち、住民福祉の増進や組織及び運営の合理化に資するという目的のもと、改善を検討する必要があると認められる事項を意味する。

第2部 監査対象とした事務事業の概要

第1章 経済戦略局の事務事業の概要

1 経済戦略局の事務分掌

大阪市事務分掌条例によれば、経済戦略局の分掌する事務は、次のとおりである。

- (1) 観光並びに企業誘致及び国際交流に関する事項
- (2) 産業及び企業支援並びに市場に関する事項
- (3) 市民文化及びスポーツに関する事項
- (4) その他経済戦略に関する事項

本監査は、上記のうち、主に(1)及び(2)の事務を監査の対象とするものである（ただし、市場に関する事項を除く）。

2 内部組織及び各組織の事務分掌

大阪市事務分掌規則により、経済戦略局の内部組織及び各組織の事務分掌は、次のとおり定められている。

(1) 企画総務部

ア 総務課

- (ア) 局の文書、人事、予算、決算及び物品並びに局業務の進行管理及び事務改善に関すること
- (イ) 他の部及び課の主管に属しないこと

イ 企画課

- (ア) 局業務に関する総合的企画、調査及び連絡調整に関すること

ウ 施設整備課

- (ア) 局所管建物の営繕に関すること
- (イ) 局所管施設の電気機械設備の設計及び工事に関すること

(2) 観光部

ア 観光課

- (ア) 観光に係る施策の総合的企画、調査及び連絡調整に関すること

(3) 文化部

ア 文化課

- (ア) 文化事業の企画及び調整に関すること
- (イ) 市民文化の普及及び向上に関すること
- (ウ) 芸術及び芸能の振興に関すること
- (エ) 文化施設（他の所管に属するものを除く。）の管理運営に関すること
- (オ) 地方独立行政法人大阪市博物館機構に関すること

(4) スポーツ部

ア スポーツ課

- (ア) スポーツ及びレクリエーションの振興に関する総合的企画、調査及び連絡調整に関すること
- (イ) スポーツ施設の管理運営に関すること
- (ウ) スポーツ競技大会の招致及び開催に関すること

(5) 立地交流推進部

- (ア) 企業立地及び国際会議等の誘致に関すること
- (イ) 総合特区、構造改革特区及び国家戦略特区に関すること
- (ウ) 国際化施策の企画及び推進並びに海外関連情報の収集、整理及び活用に関すること
- (エ) 経済交流及び海外都市との交流に関すること

(6) 産業振興部

ア 産業振興課

- (ア) 産業の振興に係る施策の調査、企画及び連絡調整に関すること。ただし、他の課の所管に属するものを除く。
- (イ) 中小企業対策審議会に関すること
- (ウ) 地方独立行政法人大阪産業技術研究所に関すること
- (エ) 大規模小売店舗立地審議会に関すること
- (オ) 他の課の主管に属しないこと
- イ 企業支援課
 - (ア) 創業及び中小企業経営の支援に関すること
 - (イ) 商工金融に関すること
- ウ イノベーション課
 - (ア) 成長産業分野に属する事業の振興に関すること
 - (イ) 科学技術振興施策に係る調査、企画及び連絡調整に関すること

上記の他、計量検査所、中央卸売市場が経済戦略局の事業所分掌とされているが、本監査の対象としないため省略する。

3 経済戦略局の運営方針

令和5年度の経済戦略局の運営方針は、以下のとおりである。

(1) 目標、使命及び所属運営の基本的な考え方

ア 目標

日本の成長をけん引する東西二極の一極として、世界中から人・モノ・投資等を呼び込み、「持続的に経済成長する大阪」の実現をめざす。

イ 使命

国際都市大阪にふさわしいにぎわいの創出及び地域経済の活力向上を図るため、イノベーションが次々と生まれる好循環づくりや中小企業の総合的支援、大阪ならではの都市魅力の創造・発信などの施策を推進する。

ウ 所属運営の基本的な考え方

- (ア) 2025年大阪・関西万博のインパクトを最大限に活用し、イノベーションの創出やビジネスチャンスの拡大、国内外からの観光需要の取り込みなどを一層促進するため、スタートアップ・エコシステムの強化や、先端技術の社会実装、中小企業の経営力強化等を支援するとともに、食・歴史・文化芸術・スポーツ等のおおさかの強みを活かした魅力創出などに重点的に取り組む。
- (イ) 長引く新型コロナウイルス感染症等の影響により、依然として厳しい経営環境にある中小企業の事業継続等を支援するとともに、ポストコロナに向けた観光関連産業や文化芸術、スポーツ活動の回復・活性化を支援する。

(2) 重点的に取り組む経営課題

ア 【経営課題1 イノベーションを生み出す環境づくりと中小企業の振興】

(ア) 課題認識

- i 万博開催を好機と捉え、スタートアップ・イノベーションの創出や企業の中核拠点等の集積を促進するためには、投資・企業等を惹きつけるビジネス環境の整備が必要である。また、中小企業の成長・発展を図るためには、経営基盤強化、技術開発、販路拡大等経営上の課題解決に資する支援策を推進する必要がある。
- ii 新型コロナウイルス感染症等の影響を受ける市内事業者の事業継続の下支えや新たな事業環境への適応促進等に取り組む必要がある。

(イ) 主な戦略（課題解決の方策）

- i 世界に伍するスタートアップ・エコシステムの構築、先端技術の社会実装の推進、産学官連携の強化などによるスタートアップ・イノベーションの創出促進

- ii 大阪産業局、大阪産業技術研究所と連携した中小企業の経営力強化、事業継続支援
- iii 規制改革や国際金融都市実現に向けた取組、M I C E誘致の推進、国際交流の促進などによるビジネス環境の向上・発信
- (ウ) アウトカム指標（経営課題の進捗度合を示した指標）
 - i 大阪におけるスタートアップ創出数：300 社、うち大学発 100 社（令和 2 ～ 6 年度）
 - ii 大阪産業局支援対象企業における売上高・損益変化D I（府内企業D I 値に上乗せするポイント）：前年度以上
 - iii 大阪産業技術研究所で実施する企業支援研究実施件数：625 件（令和 4 ～ 8 年度）
 - iv 大阪への金融系外国企業・投資家等の誘致数：令和 7 年度までに 30 社

イ 【経営課題 2 世界に誇る都市魅力の創造・発信】

- (ア) 課題認識
 - i 万博来訪者をはじめとする観光客の市内周遊・滞在を促進するとともに、万博後に向けてさらなるにぎわいや活力を創出するため、観光や文化芸術・スポーツ資源を活用したコンテンツの造成、国内外に向けたプロモーション、デジタル技術の活用等に取り組む必要がある。
 - ii 新型コロナウイルス感染症と共存しながら、観光関連産業や文化芸術、スポーツ活動の回復・活性化の支援に取り組む必要がある。
- (イ) 主な戦略（課題解決の方策）
 - i 大阪の強みを活かした観光魅力創出、文化・観光拠点の形成等による集客促進
 - ii 大阪が誇る多彩な文化芸術の振興と担い手の育成
 - iii プロスポーツチーム・トップアスリート等との連携、国際スポーツイベント開催等による都市魅力の創出・発信
- (ウ) アウトカム指標（経営課題の進捗度合を示した指標）
 - i 来阪外国人旅行者数：1152.5 万人（入国規制解除から 2 年）
 - ii 日本人延べ宿泊者数（大阪）：3,000 万人泊（令和 5 年）
 - iii 大阪市が関与する主要な文化・芸術事業（博物館・美術館含む）参加人数 268 万人（令和 6 年度）
 - iv スポーツイベントや競技大会が盛んだと思う市民の割合 65%（令和 8 年度）

4 監査の対象とした事務事業

経済戦略局の経営課題 1 は、経済戦略局の分掌する事務（前記 1）のうち「産業及び企業支援に関する事項」並びに「企業誘致及び国際交流に関する事項」に関わる課題であり、経営課題 2 は「観光」並びに「市民文化及びスポーツに関する事項」に関わる課題である。

いずれも重要な課題であるが、上記の通り、経済戦略局の分掌する事務は多岐にわたっており、単年度の包括外部監査において監査可能な範囲を考慮した結果、「市民文化及びスポーツに関する事項」については監査対象から除外した。

第 2 章 大阪市の財政状況及び関連事業費

第 1 大阪市の財政状況の概要

1 大阪市の一般会計

令和 5 年度を含む過去 3 年間の一般会計及び地方債残高の推移は以下のとおりである。いずれの年度も形式収支及び実質収支ともに黒字となっている。

【過去3年間の一般会計の収支状況】

(単位：百万円)

年度	歳入額 A	うち、市税	構成比 (%)	歳出額 B	形式収支 A-B	実質収支	一般会計 市債残高	左のうち、 除く臨時財 政対策債	全会計 市債残高
令和 3	2,009,154	750,030	37.3	1,968,220	40,934	30,796	2,358,752	1,492,572	3,087,145
4	1,943,924	785,946	40.4	1,912,828	31,096	25,773	2,233,132	1,417,203	2,972,118
5	1,980,488	804,353	40.6	1,957,306	23,183	16,433	2,105,911	1,376,181	2,855,693

(令和5年度一般会計決算見込(速報版)より監査人作成)

(注) 実質収支

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき繰越明許費繰越(歳出予算の経費のうち、予算成立後の事由等により年度内に支出を終わらない見込みのものを、予算の定めるところにより翌年度に繰り越すこと。)等の財源を控除した額をいう。

令和5年度一般会計決算見込(速報版)によれば、歳入は、市税収入が固定資産税・都市計画税や個人市民税の増加などにより、2年連続で過去最高を更新したほか、不用地等売却代などが増加している。また、歳出は、定年引上げに伴う退職手当の減などにより人件費が減少となる一方、障がい者自立支援給付費等の扶助費や、投資的経費などが増加している。

その結果、実質収支は164億円の剰余となり、市債残高についても縮減を図ることができた。

なお、財政調整基金残高は2,688億円となり、前年度と比較し236億円の増加となった。

2 大阪市の予算編成

大阪市は、将来世代に負担を先送りしないため、「補填財源に依存」するのではなく、「収入の範囲内で予算を組む」ことを原則とし、行財政改革を徹底的に行い、「通常収支(補填財源を活用しない収支)の均衡」をめざすこととしている。令和5年度は、令和4年度に引き続き、補填財源(財政調整基金)に依存せず収支均衡する結果となった。過去3年間の当初予算を前提とした通常収支額は以下のとおりである。

【過去3年間の通常収支額とそれに対する補填財源】

(単位：百万円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通常収支額	△ 22,792	0	0
補填財源	22,792	-	-
不用地等売却(注)	7,774		
財政調整基金	15,018		

(各年度の「当初予算(案)」より監査人作成)

(注) 不用品な未利用地は収支状況に関わらず計画的に売却・貸付を進めており、令和4年度当初予算から通常収支として整理している。

大阪市の令和5年度の予算編成方針は、「新型コロナウイルス感染症との共存を前提に、新しい生活様式への対応促進を図り、感染拡大の防止と市民生活・経済活動の維持との両立が持続的に可能となるよう、物価高騰等の影響も踏まえた対策を講じる必要がある。」との認識を前提として、以下の取組みにより、将来にわたり活気ある豊かな大阪をめざすこととした。

- 令和5年4月に市長選挙が予定されていることから、令和5年度当初予算は「骨格予算」として編成し、市民生活や大阪経済に影響が生じないよう、喫緊の課題に的確に対応していく。
- 「新型コロナウイルス感染拡大防止対策の充実」や「市民サービスの充実」、「大阪の成長」という方向性を基本に、保健所体制の確保など感染拡大防止対策の充実を図るとともに、学校給食費の無償化の本格実施や、「重大な児童虐待ゼロ」の実現に向けた取組みをはじめとする子育て・教育環境の充実、真に支援が必要な方へのサービス提供など暮らしを守る福祉等を向上させるほか、各区の特色ある施策の展開を推進していく。
- あわせて、2025年日本国際博覧会の成功に向けた取組みや、統合型リゾート（IR）立地の実現、DXの推進など、経済成長に向けた戦略の実行や、うめきた2期区域のまちづくりなど都市インフラの充実、南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえた防災力の強化を、府・市一体で展開していく。
- 一方、生活の質（QoL）の向上を実感できる形でのDX推進や官民連携の推進など、市民の暮らしの満足度向上をめざした市政改革に取り組むとともに、区長・局長マネジメントのもと、PDCAサイクルを徹底し、歳出・歳入両面に渡って更なる自律的な改革を行うなど、行財政改革を強力に推進していく。

第2 経済戦略局予算の概要

1 経済戦略局の事務事業の概要

経済戦略局は、世界中から人・モノ・投資等呼び込み、「持続的に経済成長する大阪」の実現をめざし、イノベーションが次々と生まれる好循環づくりや中小企業の総合的支援、大阪ならではの都市魅力の創造・発信などの施策を推進している。

令和5年度は、2025年大阪・関西万博のインパクトを最大限に活用し、イノベーションの創出やビジネスチャンスの拡大、国内外からの観光需要の取り込みなどを一層促進するため、スタートアップ・エコシステムの強化や、先端技術の社会実装、中小企業の経営力強化等を支援するとともに、食・歴史・文化芸術・スポーツ等大阪の強みを活かした魅力創出などに重点的に取り組む。

また、長引く新型コロナウイルス感染症等の影響により、依然として厳しい経営環境にある中小企業の事業継続等を支援するとともに、ポストコロナに向けた観光関連産業や文化芸術、スポーツ活動の回復・活性化を支援する。

なお、令和5年度を含む過去3年間の経済戦略局の予算規模は以下のとおりである。

（単位：百万円）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経済戦略局予算 (a)	66,952	55,942	74,686
歳出予算 (b)	1,830,103	1,841,921	1,908,838
a/b	3.66%	3.04%	3.91%

（各年度当初予算案及び予算事業一覧より監査人作成）

2 経済戦略局の予算事業

経済戦略局の予算事業一覧（科目別）は以下のとおりである。

(単位：千円)

科 目	令和4年度 当初予算 ①	令和5年度 予算案 ②	増 減 (② - ①)	備 考
職員費	2,927,189	3,007,724	80,535	
経済戦略費	1,221,233	1,012,605	△ 208,628	○
国際交流振興基金積立金	16,454	35,140	18,686	
観光費	2,195,598	1,640,169	△ 555,429	○
文化振興費	5,618,670	12,259,893	6,641,223	
スポーツ振興費	9,857,529	12,428,361	2,570,832	
文化集客振興基金積立金	52,455	172,387	119,932	
スポーツ振興基金積立金	40,176	40,140	△ 36	
産業振興費	3,396,368	5,500,617	2,104,249	○
金融対策費	1,153,429	1,001,491	△ 151,938	○
産業技術研究所費	1,184,768	1,268,161	83,393	○
産業経済振興基金積立金	36,293	45,630	9,337	
管理費（注）	97,629	100,862	3,233	
運営推進費（注）	16,280,583	16,343,046	62,463	
整備推進費（注）	9,295,286	17,273,786	7,978,500	
食肉市場事業会計繰出金	1,124,566	1,427,726	303,160	
中央卸売市場事業会計繰出金	1,443,814	1,128,352	△ 315,462	
合計	55,942,040	74,686,090	18,744,050	

(予算事業一覧より監査人作成)

(注) 公立大学関連予算。なお、令和6年1月より公立大学関連予算については、副首都推進局に移管している。

表中備考欄の○印については、経済戦略局経営目標の達成のために実施されている事業を中心に監査対象としており、それらの内訳は以下のとおりである。

なお、通し番号は経済戦略局が実施する事業に付された番号、金額欄上段は歳出予算額、下段括弧書きは、所要一般財源を示す。

【経済戦略費】

(単位：千円)

通し 番号	事 業 名	担 当 課	令和4年度 当 初 ①	令和5年度 予算案 ②	増 減 (② - ①)
2	経済戦略局一般事務費	総務課	274,516 (274,264)	286,207 (285,955)	11,691 (11,691)

3	局施策企画調整事務	企画課	2,696 (2,696)	2,696 (2,696)	0 (0)
4	企業等誘致・集積推進事業	立地推進担当	72,906 (72,906)	73,084 (73,084)	178 (178)
5	本社機能立地促進助成事業	立地推進担当	14,421 (14,421)	57,606 (57,606)	43,185 (43,185)
6	M I C E 開催促進事業	立地推進担当	4,722 (4,722)	4,722 (4,722)	0 (0)
7	万博と連動した国際会議誘致・開催支援事業	立地推進担当	0 (0)	10,500 (10,500)	10,500 (10,500)
8	国際戦略総合特区における税優遇インセンティブの実施	立地推進担当	368 (368)	368 (368)	0 (0)
9	国際金融都市推進事業	立地推進担当	51,500 (51,500)	68,921 (68,921)	17,421 (17,421)
10	立地推進担当事務費	立地推進担当	3,081 (3,081)	2,981 (2,981)	△ 100 (△ 100)
11	ビジネスパートナー都市等交流事業	国際担当	64,166 (64,166)	65,092 (65,092)	926 (926)
12	関西領事団等との連携	国際担当	392 (392)	392 (392)	0 (0)
13	海外事務所の運営	国際担当	37,482 (37,482)	42,190 (42,190)	4,708 (4,708)
14	外国人留学生との連携拡大及び起業支援	国際担当	4,285 (4,285)	4,326 (4,326)	41 (41)
15	姉妹都市交流推進事業補助	国際担当	3,620 (3,620)	3,620 (3,620)	0 (0)
16	姉妹都市ネットワークを活用した都市間交流の推進	国際担当	11,121 (11,121)	16,512 (16,512)	5,391 (5,391)
17	国際化施策推進にかかる外国語対応体制の充実・強化	国際担当	22,302 (20,890)	22,448 (20,923)	146 (33)
18	ジェトロを活用した国際人材育成事業	国際担当	763 (763)	9,727 (9,727)	8,964 (8,964)
19	大阪国際交流センター事業交付金	国際担当	127,085 (49,853)	156,128 (62,811)	29,043 (12,958)
20	大阪国際交流センター施設管理	国際担当	446,485 (205,991)	64,862 (64,862)	△ 381,623 (△ 141,129)
21	国際学校（もと中津南小学校）改修等工事	国際担当	1,583 (1,583)	36,611 (36,611)	35,028 (35,028)
22	（一財）自治体国際化協会分担金	国際担当	68,000 (68,000)	62,000 (62,000)	△ 6,000 (△ 6,000)
23	国際交流企画費	国際担当	7,343 (7,343)	12,127 (12,127)	4,784 (4,784)
24	ウクライナ支援事業	国際担当	0 (0)	9,485 (0)	9,485 (0)
25	企業立地促進助成事業	立地推進担当	2,396 (2,396)	0 (0)	△ 2,396 (△ 2,396)
経済戦略費計			1,221,233 (901,843)	1,012,605 (908,026)	△ 208,628 (6,183)

（予算事業一覧より監査人作成）

【観光費】

（単位：千円）

通し 番号	事業名	担当課	令和4年度 当初①	令和5年度 予算案②	増減 (②－①)
----------	-----	-----	--------------	---------------	-------------

28	大阪観光局事業	観光課	266,750 (250,000)	262,112 (250,000)	△ 4,638 (0)
29	水と光のまちづくり推進事業	観光課	33,973 (33,973)	33,973 (33,973)	0 (0)
30	大阪・光の饗宴事業	観光課	151,794 (140,092)	151,794 (140,092)	0 (0)
31	御堂筋活性化事業	観光課	17,100 (17,100)	22,100 (22,100)	5,000 (5,000)
32	大阪城エリア観光拠点化事業	観光課	323,859 (3,662)	723,223 (2,620)	399,364 (△ 1,042)
33	天王寺公園・動物園の魅力向上事業	観光課	151 (151)	50 (50)	△ 101 (△ 101)
34	J R 新大阪駅観光案内所の運営	観光課	15,936 (15,936)	16,958 (16,958)	1,022 (1,022)
35	大阪・梅田駅周辺サイン整備事業	観光課	44,000 (37,334)	23,836 (23,836)	△ 20,164 (△ 13,498)
36	観光バス乗降場の利便性向上事業	観光課	21,229 (21,229)	28,039 (28,039)	6,810 (6,810)
37	日本遺産連携推進事業	観光課	916 (916)	916 (916)	0 (0)
38	「三都物語」コーディネート事業	観光課	4,000 (4,000)	4,000 (4,000)	0 (0)
39	阪神堺三都市外客誘致実行委員会事業	観光課	1,500 (1,500)	1,500 (1,500)	0 (0)
40	関西国際空港内広域観光案内推進事業	観光課	800 (800)	800 (800)	0 (0)
41	観光戦略推進事務費	観光課	15,830 (15,830)	20,868 (20,868)	5,038 (5,038)
42	大阪の観光資源の強みを活かした集客・周遊事業	観光課	0 (0)	340,000 (340,000)	340,000 (340,000)
43	水と光を活かした東西軸の魅力創出事業	観光課	0 (0)	10,000 (5,000)	10,000 (5,000)
44	新今宮駅北側のにぎわい創出に向けた回遊性向上事業	観光課	35,000 (35,000)	0 (0)	△ 35,000 (△ 35,000)
45	国内旅行消費喚起事業	観光課	1,000,000 (1,000,000)	0 (0)	△ 1,000,000 (△ 1,000,000)
46	大阪城天守閣を中心とした集客促進事業（90周年記念事業）	観光課	262,760 (262,760)	0 (0)	△ 262,760 (△ 262,760)
観光費計			2,195,598 (1,840,283)	1,640,169 (890,752)	△ 555,429 (△ 949,531)

(予算事業一覧より監査人作成)

【産業振興費】

(単位：千円)

通し 番号	事業名	担当課	令和4年度 当初①	令和5年度 予算案②	増減 (② - ①)
98	A T C 輸入住宅促進センター事業	国際担当	164,204 (164,204)	158,892 (158,892)	△ 5,312 (△ 5,312)
99	A T C 公共的空間整備助成	国際担当	43,495 (43,495)	46,303 (46,303)	2,808 (2,808)
100	A T C 改修等工事	国際担当	0 (0)	35,758 (35,758)	35,758 (35,758)

101	新規展示会誘致助成事業	国際担当	30,000 (30,000)	30,000 (30,000)	0 (0)
102	インテックス大阪補修等工事	国際担当	648,228 (646,798)	2,321,592 (2,321,592)	1,673,364 (1,674,794)
103	インテックス大阪の改修	国際担当	26,840 (26,840)	40,425 (40,425)	13,585 (13,585)
104	貿易振興事業	国際担当	3,600 (3,600)	3,600 (3,600)	(0)
105	貿易振興対策事務	国際担当	3,563 (3,563)	3,579 (3,579)	16 (16)
106	小規模事業者の事業継続に向けた販路拡大等サポート事業	産業振興課	0 (0)	70,000 (60,000)	70,000 (60,000)
107	外国人材マッチングプラットフォーム	産業振興課	15,000 (15,000)	15,000 (15,000)	0 (0)
108	地域の中小企業支援に関する調査	産業振興課	2,788 (2,788)	2,788 (2,788)	0 (0)
109	商業魅力向上事業	産業振興課	44,998 (15,950)	70,390 (26,698)	25,392 (10,748)
110	あきない伝道師による商店街強化事業	産業振興課	11,223 (11,223)	4,911 (4,911)	△ 6,312 (△ 6,312)
111	「商都大阪」活性化推進事業	産業振興課	10,000 (10,000)	10,000 (10,000)	0 (0)
112	商店街空き店舗マッチング促進事業	産業振興課	5,000 (5,000)	1,200 (1,200)	△ 3,800 (△ 3,800)
113	産業振興施設等管理	産業振興課	86,001 (86,001)	160,480 (124,387)	74,479 (38,386)
114	工業施設管理	産業振興課	1,745 (1,745)	1,815 (1,815)	70 (70)
115	小売市場施設管理	産業振興課	47,440 (47,440)	46,793 (46,793)	△ 647 (△ 647)
116	商業施設等管理	産業振興課	5,249 (5,249)	5,269 (5,269)	20 (20)
117	大規模小売店舗立地法関係事務	産業振興課	1,568 (1,568)	932 (932)	△ 636 (△ 636)
118	都市農業振興事業	産業振興課	12,167 (0)	11,984 (0)	△ 183 (0)
119	米穀生産対策	産業振興課	2,141 (0)	542 (0)	△ 1,599 (0)
120	水源対策事業	産業振興課	2,925 (2,925)	2,925 (2,925)	0 (0)
121	農地法等関連事務	産業振興課	1,884 (442)	1,884 (438)	0 (△ 4)
122	大阪テクノマスター事業	産業振興課	993 (993)	993 (993)	0 (0)
123	産業振興対策事務	産業振興課	15,276 (15,182)	15,279 (15,189)	3 (7)
124	大阪産業局事業交付金	企業支援課	856,060 (714,854)	882,335 (728,215)	26,275 (13,361)
125	大阪・関西万博での中小企業の参画機会創出事業	企業支援課	0 (0)	28,958 (28,958)	28,958 (28,958)
126	大阪産業創造館施設管理運営	企業支援課	254,970 (254,970)	280,742 (280,742)	25,772 (25,772)
127	大阪産業創造館の設備改修	企業支援課	57,883 (57,883)	188,467 (67,467)	130,584 (9,584)
128	小規模事業者等支援委託事業	企業支援課	160 (0)	169 (0)	9 (0)
129	企業支援事務費	企業支援課	2,430	2,336	△ 94

			(2, 430)	(2, 336)	(△ 94)
130	「空飛ぶクルマ」社会実装促進事業	イノベーション課	0 (0)	52, 000 (52, 000)	52, 000 (52, 000)
131	大阪デザイン振興プラザ事業	イノベーション課	196, 731 (196, 731)	190, 366 (190, 366)	△ 6, 365 (△ 6, 365)
132	A T C エイジレスセンター事業	イノベーション課	361, 383 (361, 383)	349, 691 (349, 691)	△ 11, 692 (△ 11, 692)
133	A T C グリーンエコプラザ事業	イノベーション課	215, 220 (215, 220)	208, 257 (208, 257)	△ 6, 963 (△ 6, 963)
134	イノベーション創出事務費	イノベーション課	151, 763 (141, 994)	150, 808 (140, 973)	△ 955 (△ 1, 021)
135	計量検査所費	計量検査所	113, 035 (90, 788)	103, 034 (86, 845)	△ 10, 001 (△ 3, 943)
136	使用料の還付金	企業支援課	405 (405)	120 (120)	△ 285 (△ 285)
産業振興費計			3, 396, 368 (3, 176, 664)	5, 500, 617 (5, 095, 457)	2, 104, 249 (1, 918, 793)

(予算事業一覧より監査人作成)

【金融対策費】

(単位：千円)

通し 番号	事業名	担当課	令和4年度 当初①	令和5年度 予算案②	増減 (② - ①)
137	中小企業融資基金繰出金	企業支援課	976, 000 (0)	822, 000 (0)	△ 154, 000 (0)
138	信用保証協会補助（代位弁済補助）	企業支援課	141, 000 (24, 000)	145, 000 (35, 000)	4, 000 (11, 000)
139	セーフティネット保証の認定等にかかる事務費	企業支援課	34, 882 (34, 882)	32, 950 (32, 950)	△ 1, 932 (△ 1, 932)
140	金融事務	企業支援課	1, 547 (1, 547)	1, 541 (1, 541)	△ 6 (△ 6)
金融対策費計			1, 153, 429 (60, 429)	1, 001, 491 (69, 491)	△ 151, 938 (9, 062)

(予算事業一覧より監査人作成)

【産業技術研究所費】

(単位：千円)

通し 番号	事業名	担当課	令和4年度 当初①	令和5年度 予算案②	増減 (② - ①)
141	万博を契機としたものづくり中小企業の技術開発支援事業（Beyond 5G開発支援）	産業振興課	0 (0)	59, 400 (59, 400)	59, 400 (59, 400)
142	産業技術研究所運営費交付金	産業振興課	1, 152, 735 (1, 152, 735)	1, 176, 728 (1, 176, 728)	23, 993 (23, 993)
143	産業技術研究所共同研究コーディネート事業	産業振興課	24, 118 (24, 118)	24, 118 (24, 118)	0 (0)
144	産業技術研究所施設改修	産業振興課	7, 700 (7, 700)	7, 700 (7, 700)	0 (0)
145	地方独立行政法人大阪産業技術研究所評価委員会	産業振興課	215 (215)	215 (215)	0 (0)
産業技術研究所費計			1, 184, 768 (1, 184, 768)	1, 268, 161 (1, 268, 161)	83, 393 (83, 393)

(予算事業一覧より監査人作成)

第3部 監査の結果

第1章 経済戦略及び産業振興に関する事業について

第1 総論

1 地域経済成長プラン

- (1) 大阪市では、2017年3月、大阪府・市で一体的に取り組んでいる「大阪の成長戦略」「大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略」のもと、少子高齢化・人口減少社会の進展や経済のグローバル化など、社会経済情勢が大きく変化する中で、「地域経済成長プラン」に向けて、経済戦略局として中期的に産業振興に取り組む計画として、「地域経済成長プラン」を取りまとめた。対象期間は2017年度から2019年度までの3年間であり、数値目標として、実質成長率：年平均2%以上を掲げていた。

本プランの基本的な考え方は、

- 創業や中小企業の経営基盤強化等を支援することにより、大阪の経済成長の主要な担い手である中小企業の成長・発展を促進する
- 大阪の強みを活かし、市場の拡大が期待される分野への参入支援を通じて、新たなビジネスチャンスとイノベーションの創出を図る
- 国内外の人・モノ・情報等をつなぐネットワークの構築・強化、特区制度の活用、国内外からの企業等の誘致により、経済成長を支え、イノベーションが創出される環境整備を図る

ことにより、成長への好循環を実現するというものであり、以下のとおり、3つの戦略と9つの方向性が示されている。

戦略	方向性	取組内容・具体的取組例
Ⅰ.経済ヘダイナミズムをもたらす中小企業の振興	①前向きに努力する中小企業に対する支援	中小企業に対する総合的支援（例：マッチングイベントや商談会等による販路開拓支援など）
	②地域特性に応じた商店街・ものづくり企業等への支援	様々な地域主体との協働による地域経済活性化（例：運営上の仕組み作りによる商店街の支援など）
	③創業・第2創業への包括的支援	きめ細やかな包括的支援（例：創業に関する基礎的な知識の習得支援など）
Ⅱ.イノベーションが次々と生まれる好循環づくり	①世界と繋がった「イノベーション・エコシステム」の構築	イノベーション・エコシステムの構築（例：先輩起業家によるアドバイスや、大企業等の連携機会の提供など）
	②成長分野におけるリーディング企業・新事業の創出	大阪の中小企業を牽引するリーディング企業・新事業の創出（例：有望なスタートアップへの投資支援など）
	③大阪の強みを活かした課題解決型イノベーションの創出	IoTやAI・ビッグデータ等を活用した新製品・サービスの創出（例：有望なスタートアップへの投資支援など）
	④イノベーションを生み出すビジネス環境整備	ビジネス環境の整備等を図り、その魅力をターゲット等により強力に発信（例：市長等のトップ・メッセージの実施など）
Ⅲ.観光地域まちづくりによる交流人口・ビジネスマーケットの拡大と新たなビジネスチャンスの創出	①戦略的なMICE誘致	MICE誘致により、観光消費の拡大とビジネス・イノベーション機会を創出（例：MICE誘致の推進など）
	②戦略的な観光地域まちづくりの推進	観光を大阪の新たな基幹産業へ（例：「大阪版DMO」としての大阪観光局の機能強化など）

（地域経済成長プラン（2017～2019年度、概要版）より抜粋）

- (2) その後、2017年度から3年間の取組状況や、取り巻く環境変化を踏まえ、2020年3月に改訂を実施し、2021年3月には「大阪の再生・成長に向けた新戦略（ウィズコロナからポストコロナへ）」を踏まえ、改訂（「ウィズコロナにおける取組について」の取りまとめ等）を実施した。

さらに、2021年10月、取り巻く環境の変化を踏まえて改訂されたのが、現在の「地域経済成長プラン」であり、対象期間は2020年度から2024年度までの5年間である。

数値目標としては、前回同様、実質成長率：年平均2%以上を掲げた上、数値目標の進捗や達成度等をより適切に把握するための中間的な評価指標として、以下の指標を掲げている。

- ・出荷・売上高DI値 期間平均－15.9以上
 - ・営業利益判断DI値 期間平均8.2以上
 - ・創業起業件数（産業創造館の支援事業による）期間合計500件
- （※DI値とは、企業の業況感や設備、雇用人員の過不足などの各種判断を数値化したもの）

本プランの基本的な考え方は、

- 地域経済を支える中小企業が直面する多様化・複雑化する経営課題等への対応を総合的に支援し、中小企業の経営基盤の強化や発展を促進する
- イノベーションの創出、成長・拡大が期待される分野への参入、海外ビジネス展開、創業等のチャレンジを支援するとともに、ビジネス環境を整備し、新たなビジネスや価値の創造を促進する
- 国内外から人や投資、情報等と呼び込み、観光消費や関連マーケットの拡大を図り、ビジネスチャンスを創出する
- 特に、2025年大阪・関西万博の開催に向けて、高まる大阪の発信力やインパクトを起爆剤として、中小企業の変革や成長・発展、地域経済の活力向上につなげる取組を重点的に推進する

というものであり、以下のとおり、「3つの戦略」と「横断的な重点課題」を設定している。

【戦略Ⅰ】経済へダイナミズムをもたらす中小企業の振興

- ①前向きに努力する中小企業に対する支援
- ②地域特性に応じた商店街・ものづくり企業等への支援

【戦略Ⅱ】イノベーションが次々と生まれる好循環づくり

- ①イノベーション創出や創業の支援
- ②新事業創出や成長分野への参入、海外ビジネス展開等へのチャレンジ支援
- ③イノベーションを生み出すビジネス環境整備

【戦略Ⅲ】交流人口・関連マーケットの拡大によるビジネスチャンスの創出

- ①戦略的なMICE誘致
- ②観光地域まちづくりの推進

【横断的な重点課題】

2025年大阪・関西万博を契機とした地域経済活力の向上

2 重点的に取り組む経営課題

令和5年度の経済戦略局の運営方針においては、前記の通り、重点的に取り組む経営課題の1として「イノベーションを生み出す環境づくりと中小企業の振興」を掲げ、主な戦略（課題解決の方策）として以下の3点を挙げている。

- (1) 世界に伍するスタートアップ・エコシステムの構築、先端技術の社会実装の推進、産学官連携の強化などによるスタートアップ・イノベーションの創出促進
- (2) 大阪産業局、大阪産業技術研究所と連携した中小企業の経営力強化、事業継続支援
- (3) 規制改革や国際金融都市実現に向けた取組、MICE誘致の推進、国際交流の促進などによるビジネス環境の向上・発信

3 監査の対象とした事務事業

令和5年度経済戦略局の予算事業別一覧（科目別）のうち、経済戦略費、産業振興費、金融対策費及び産業技術研究所費は、前記した地域経済成長プラン及び令和5年度の運営方針において経済戦略局が重点的に取り組む経営課題の1に関わる事業である。

上記事業について監査した結果、個別の事業について指摘又は意見があるものについて、第2以下で言及する。

第2 事務費

1 事業の概要

経済戦略局では、各課の担当事業の推進にかかる事務費として、「経済戦略局一般事務費」「局施策企画調整事務」「立地推進担当事務費」「国際交流企画費」「観光戦略推進事務費」「貿易振興対策事務」「産業振興対策事務」「イノベーション創出事務費」「企業支援事務費」「金融事務」などの事務費を一つの予算項目として計上している。

2 事業費の推移

本事業に関する事業費の推移は次のとおりである。

(単価：千円)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算
経済戦略局一般事務費	288,778	276,679	292,163	294,628	274,516	273,542	286,207	287,159
局施策企画調整事務	3,327	765	2,852	493	2,696	481	2,696	755
立地推進担当事務費	3,644	681	2,831	732	3,081	990	2,981	2,561
国際交流企画費	7,965	955	5,999	1,000	7,343	5,799	12,127	6,815
観光戦略推進事務費	9,630	4,908	16,214	12,095	15,830	14,585	20,868	19,198
貿易振興対策事務	3,827	369	3,622	1,379	3,563	581	3,579	507
産業振興対策事務	16,376	10,016	15,877	9,326	15,276	9,502	15,279	8,526
企業支援事務費	2,610	1,232	2,479	973	2,430	1,407	2,336	1,352
金融事務	941	2,338	1,864	1,332	1,547	583	1,541	473
イノベーション創出事務費	0	0	147,304	143,267	151,763	149,205	150,808	146,991

3 事業状況等

(1) 規則、要綱等

事務費について、計上できる事務費の種別や金額、計上する際の承認手続きを定めた規則や要綱等の成文化されたルールは存在しない。

(2) 計上されている費用

各事務費として計上されている事務費の主な費目は以下のとおりである。

- ・報償金 …法律相談料、その他委員等報酬等
- ・職員手当 …会計年度任用職員等
- ・旅費 …市内交通費、管外出張旅費、特別旅費（海外出張）等
- ・消耗品費 …文房具、参考図書等
- ・食糧費 …会議時のお茶代、接遇費等
- ・委託料 …調査委託費、不動産鑑定経費等
- ・通訳料、翻訳料
- ・賃借料 …大阪イノベーションハブ、ソフト産業プラザ賃借料等
- ・補助金 …大阪市イノベーション創出支援補助金
- ・通信運搬費 …タクシー代、郵送料等
- ・分担金 …大阪科学賞分担金、キャンパスポート大阪賃料等
- ・会費

4 指摘及び意見

【意見1】事務費に関するルールの明文化（合规性の視点）

経済戦略局は、事務費に関して、①計上できる事務費の種別や金額、②事務費として計上する際の承認手続などのルールを明確に定めるべきである。

(理由)

経済戦略局の予算事業には、「立地推進担当事務費」「国際交流企画費」「貿易振興対策

事務」「産業振興対策事務」「イノベーション創出事務費」「観光戦略推進事務費」など、各課ごとに必要な事務費を計上する予算事業が定められている。これらの予算事業に関しては、「事務的経費については予算要求調書様式 6 の作成は必要に応じて行うものである」との理由により、他の予算事業とは異なり、「事業要旨」「事業目的」「事業内容」「事業評価」「事業効果」等について記載する予算要求調書様式 6 は作成していないとのことであった。

しかしながら、当該事務費等には、単なる事務的な消耗品等にかかる費用だけでなく、各課の必要に応じて、出張旅費、その他委員等報酬、各種委員や専門家に対する報償金、1 億 2,479 万円以上にも上る賃借料（大阪イノベーションハブ賃借料及びソフト産業プラザ賃借料：イノベーション課）、1,300 万円にも上る補助金（大阪市イノベーション創出支援補助金：イノベーション課）、大阪科学賞分担金（イノベーション課）、キャンパスポート大阪にかかる修繕積立金及び管理費（イノベーション課）など、多種多様で、金額的にも幅広い経費が計上されている。

このように、実際に事務費として支出されている費用の中には、特定の事業目的のために支出される費用が多数含まれている。出張旅費についても、当該出張を行うための一定の目的があるはずである。しかし、どのような目的の事業や出張であれば事務費として計上できるかの基準や、当該予算を局内で承認するための内部的な手続が定められていない。

経済戦略局からは、予算編成について局内に通知を行う際に、予算編成の手続きの流れについて周知を行っているとのことであり、支出については、大阪市事務専決規程や市役所課長等専決規程に基づいて承認がされているとのことである。しかし、具体的な周知の内容については明文化されているものはない。また、支出のみが一定の規程に基づいていればよいというわけではなく、予算を局内で計上する段階においても当該決裁権者がしかるべく関与することが、予算管理の観点からは重要と考える。

したがって、経済戦略局は、事務費として計上できる経費の種別や金額、又は事務費を計上する際の課内での手続等のルールを明文化すべきである。

【意見 2】一定の事業目的を有する経費の予算計上方法（財政規律の視点）

経済戦略局は、一定の事業目的のために支出する経費については、事務費から除外し、個別の予算事業として予算計上するなど、特定の事業のための経費の把握と効果検証ができる体制を整えるべきである。

（理由）

上記のとおり、事務費として計上されている予算の中には、大阪イノベーションハブ賃借料及びソフト産業プラザ賃借料：イノベーション課）、補助金（大阪市イノベーション創出支援補助金：イノベーション課）、大阪科学賞分担金（イノベーション課）、キャンパスポート大阪にかかる修繕積立金及び管理費（イノベーション課）といった、経済戦略局ないし個別の課全体の運営のための事務費（消耗品や通信費等）ではない一定の事業目的のための支出が含まれている。

このような一定の事業目的のために支出する場合、予算要求調書様式 6 が定める「事業要旨」「事業目的」「事業内容」「事業評価」「事業効果」等の観点から、当該支出の事業目的やその効果を検証することが合理的かつ効果的な予算支出を行う上で不可欠である。また、別途そのような資料が作成されている場合でも、予算調書上も、その点を明示しておくことが望ましい。また、当該事業にかかる経費を把握しやすくするため、他の経費と混在させることなく把握できるような体制を整えることが望ましい。

したがって、このような一定の事業目的のために支出する経費については、事務費から除外し、個別の予算事業として予算計上するなど、特定の事業のための経費の把握と効果検証ができる体制を整えるべきである。

第 3 ビジネスパートナー都市等交流事業（事業番号 11）

1 事業の概要

本事業は、概要、以下の二つの事業により構成されている（予算の内訳としては、「公募型プロポーザル実施」にかかる経費もあるが、全体に比して極めて小さいため（年間6万円）、割愛する）。

- ① B P C提携を活用した海外ビジネス促進事業（ビジネスパートナー都市等交流事業業務委託）
- ② 大阪ビジネスパートナー都市交流協議会分担金

(1) ビジネスパートナー都市等交流事業業務委託（以下、この節において「本件業務委託」）

ア 事業目的

本事業は、本市がアジア太平洋地域を中心とした 14 の主要経済都市と締結しているビジネスパートナー都市（以下「B P C」ということがある。）提携のネットワークを維持・強化するとともに、提携都市間の相互協力といったB P Cネットワーク機能のメリット及び個別企業のニーズを踏まえた国際ビジネス活動サポート機能を最大限活用し、B P C等（B P C及び周辺都市（B P Cの同国内の都市に限る。））における海外ビジネス促進や大阪市でのB P C等とのビジネス交流事業等を実施し、市内中小企業等の海外ビジネス展開を支援することで、大阪経済の活性化に寄与することを目的とする。

イ 業務内容及び仕様

本件業務委託の内容及び仕様は以下のとおりである。

① B P C等における海外ビジネス促進事業

海外ビジネス促進事業は、以下の業務内容から構成されており、各事業の仕様上の開催回数は以下のとおり定められている。

業務内容		最低開催回数
企業ミッション団の派遣及び海外商談会の開催		1
	B P Cラウンドテーブル会議開催に伴う企業ミッション団の派遣	1
	現地での商談会の開催	0
海外見本市出展支援		1
合計		3 1 2 社以上

※ただし、1回の支援対象企業は3社以上

海外ビジネス促進事業の目標は以下のとおり定められている。

B P C等とのビジネスモチベーションの高揚が見られた	8 0 %
海外展開が企業経営に貢献する	7 0 %
販売成約数	3 7 件

② 大阪市でのB P C等とのビジネス交流事業等の実施

大阪市内でのビジネス交流事業等は以下の業務内容から構成されており、各事業の仕様上の開催回数と参加者等は以下のとおり定められている。

業務内容	最低開催回数	参加者・企業
セミナーの企画・開催	1	各回50名
国内商談会の企画・開催	4	各回10社

大阪市内でのビジネス交流事業等の目標は以下のとおり定められている。

B P C等とのビジネスモチベーションの高揚が見られた	8 0 %
海外展開が企業経営に貢献する	7 0 %

③ 広報活動

広報活動として、本業務に関する情報及び海外事業展開に役立つ情報をウェブサイト（ホームページ）・パンフレット等の広報媒体により広く市内中小企業に周知を図り、海外展開希望企業及び支援事業利用企業の増加を図ることとされている。

これについては、仕様上、目標は定められていない。

ウ 事業実績

過去5年間の事業実績の推移は以下のとおりである。

ビジネスパートナー都市等交流事業の過去5年間実績

	年度	回数	参加等企業数	商談件数	ビジネスモチベーション高揚の割合	成約件数	成約金額（円）
海外見本市出展支援	R元	2	12	791	100.00%	41	3,831,678
	R2	1	6	52	100.00%	1	500,000
	R3	1	4	109	100.00%	15	452,400
	R4	2	8	305	100.00%	61	1,757,635
	R5	2	10	539	100.00%	61	23,701,000
海外での商談会開催	R元	1	5	44	100.00%	1	24,878
	R2	2	28	86	94.75%	0	0
	R3	3	34	126	92.57%	1	70,000
	R4	1	10	85	100.00%	0	0
	R5	1	8	40	100.00%	1	500,000
国内商談会開催	R元	4	105	205	100.00%		
	R2	4	69	212	98.68%		
	R3	4	63	155	100.00%		
	R4	4	75	143	96.90%		
	R5	4	57	167	98.33%		
国内セミナー開催	R元	1	81				
	R2	5	465				
	R3	2	167				
	R4	2	179				
	R5	1	149				

（大阪市経済戦略局提供）

エ 受託事業者及び事業者の過去推移

平成 26 年度以降の本件業務委託の受託事業者及び決算額は以下のとおりである。
なお、B P C 交流事業共同体の構成員は一般財団法人大阪国際経済振興センター及び大阪産業局である。

年度	契約先	決算額
平成 26 年度	一般財団法人大阪国際経済振興センター	41,860,800
平成 27 年度	同上	62,043,840
平成 28 年度	同上	47,865,600
平成 29 年度	同上	45,308,430
平成 30 年度	同上	45,382,420
令和元年度	同上	46,341,410
令和 2 年度	同上	42,471,306
令和 3 年度	BPC交流事業共同体 （代表構成員：一般財団法人大阪国際経済振興センター）	47,119,312
令和 4 年度	同上	47,887,665
令和 5 年度	同上	48,224,347

(2) 大阪ビジネスパートナー都市交流協議会（以下、「協議会」という。）

ア 目的

協議会は、ビジネスパートナー都市提携の推進並びにそれに基づく交流活動の展開を目的とする（大阪ビジネスパートナー都市交流協議会規約第2条）。

イ 協議会に関する協定

大阪市は、一般財団法人大阪国際経済振興センター（IBPC大阪）との間で大阪ビジネスパートナー都市交流協議会事務局運営業務に関する協定書（以下、「運営協定書」）を締結し、IBPCが事務局業務を行うこととしている。

そして、IBPC大阪との大阪ビジネスパートナー都市交流協議会事務局運営経費に関する協定書に基づき、IBPC大阪が400万円、その余の運営経費を大阪市、という割合でそれぞれ負担することとなっている。

なお、一般財団法人大阪国際経済振興センターは「関西一円における国際的な人、物、技術、情報等の多面的交流の拠点として建設された国際見本市会場「インテックス大阪」の管理運営等を通じて、海外との取引の拡大、経済交流の促進及び国際間の相互理解の向上に資する事業を行うことにより、大阪を中心とする関西経済の振興、発展、国際化を促し、もって我が国の通商の振興及び国際経済の発展に寄与すること」を目的として、昭和59年12月18日、基本財産1億6,200万円のうち1億円を大阪市が出捐して設立された（このほか、大阪府及び大阪商工会議所から各1,000万円の出捐を受けているほか、4,200万円については多数の民間企業からの出捐を受けている。なお、平成29年10月に外郭団体の指定を解除されている。）。IBPC大阪は、同センターの国際部に位置づけられている。

同センターの定款上、上記目的達成のため、以下の事業を行うこととされている（同センター定款第4条）。

- (4) 中小企業の国際ビジネス活動の支援及び国際経済交流の促進
- (5) 国内外からの企業等誘致の促進及び支援
- (6) 見本市による海外との取引の拡大、経済交流の促進及び国際間の相互理解の向上に関する調査研究及び企画

ウ 活動内容

運営協定書及び事業報告書によると、協議会の主な業務内容は以下のとおりである。

- ・ビジネスパートナー都市提携締結及び関連する覚書等の締結
- ・BPCラウンドテーブルの開催
- ・BPC人材研修事業
- ・BPC提携先機関とのネットワーク強化
- ・広報事業

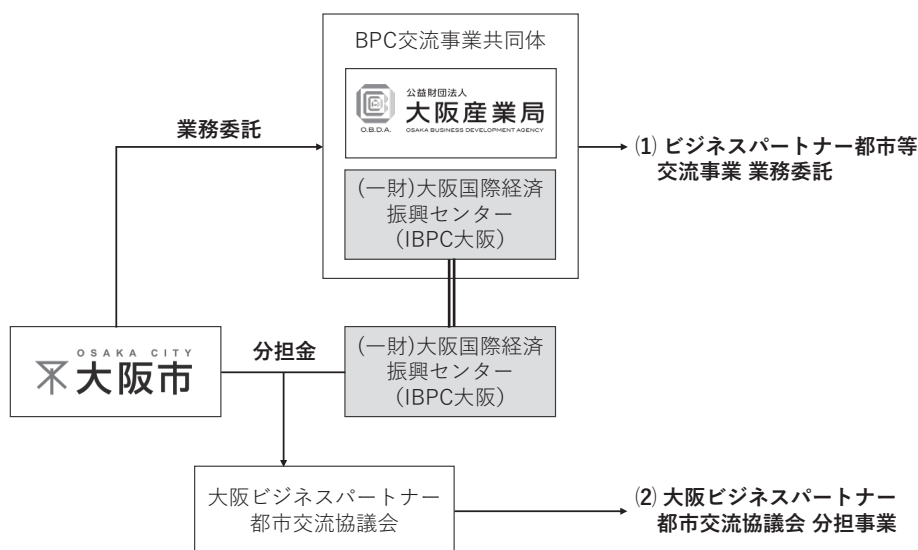
エ 事務局の過去推移

年度	分担金支出先	分担金金額
平成28年度	大阪ビジネスパートナー都市交流協議会 (事務局一般財団法人大阪国際経済振興センター)	13,000,000
平成29年度	同上	12,753,000
平成30年度	同上	16,299,000
令和元年度	同上	12,753,000
令和2年度	同上	12,753,000
令和3年度	同上	14,985,000
令和4年度	同上	14,985,000
令和5年度	同上	15,247,000

(3) 本事業にかかる事業と委託等先

本事業にかかる事業と委託等先の関係は以下のとおりである。少なくとも平成26

年以降、継続して一般財団法人大阪国際経済振興センターが両事業に継続して関わり、中心を担っている状況が固定化している。



(監査人作成)

- (4) 大阪市のビジネスパートナー都市
大阪市のビジネスパートナー都市は以下のとおりである。

	提携都市	提携機関	提携年月
①	香港	香港貿易発展局	1988年3月
②	シンガポール	エンタープライズ シンガポール	1989年2月
③	バンコク	タイ商工会議所	1989年6月
④	クアラルンプール	クアラルンプール市 マレーシア貿易開発公社	1989年8月 1994年10月
⑤	マニラ	マニラ市 フィリピン貿易産業省外国貿易サービス公社	1989年10月 2004年3月
⑥	ジャカルタ	ジャカルタ商工会議所	1990年4月
⑦	ソウル	ソウル商工会議所	1992年9月
⑧	上海市	上海市商務委員会	1995年7月
⑨	ホーチミン・シティ	ホーチミン市人民委員会 ベトナム商工会議所ホーチミン支部	1997年5月 2007年7月
⑩	ムンバイ	IMC商工会議所	1998年5月
⑪	メルボルン	メルボルン市 オーストラリアン・インダストリーグループ	1999年6月
⑫	天津市	天津市商務局	2004年6月
⑬	オークランド	オークランド商工会議所	2009年2月
⑭	ハンブルク	ハンブルク商工会議所	2019年9月

2 事業費の推移

本事業に関する事業費の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

	2 年度		3 年度		4 年度		5 年度	
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算
事業費	63,342	53,145	63,282	57,818	64,166	61,577	65,092	62,552

(予算事業別調書より監査人作成)

3 指摘及び意見

【意見3】適切な事業目標の設定（3E、PDCAの視点）

経済戦略局は、ビジネスパートナー都市等との商談会や展示会について、目標とする経済効果などを踏まえた参加企業数の目標を設定すべきである。

(理由)

本事業の委託事業は、毎年4500万円以上の業務委託料を支出する、決して金額の小さいとは言えない事業である。これに対し、本委託事業の展示会、商談会による成約金額は、業務委託料を大きく下回っている。

大阪市によると中小企業が国際ビジネス活動を行うにあたり必要な海外展開に向けた意欲喚起等の観点から実施しているものであり、経済効果ではなく、意欲喚起を重視すべき状況であると考えていることから、成約金額等の業務委託料を上回るような金額の達成までは求めないとのことである。しかし、あくまで「大阪経済の活性化に寄与すること」を目的として行う事業である以上、究極的には「どのような経済効果に結び付けるのか」という観点で行うべきであるし、当該経済の活性化がひいては税収という形で大阪市に還元されるような事業設計、事業実施を目指すべきである。本業務委託の仕様においては、商談会等の開催回数や参加企業数の目標は設定されているものの、4500万円以上もの業務委託料を投じてどの程度の経済効果を達成したいのかという観点から、逆算的に設定された目標数値ではない。そのため、業務委託契約上の仕様を超える成果を上げても、十分な経済効果が得られていない状況にある。

ついては、本委託事業によってどの程度の経済効果を達成したいのか、という観点から、成約金額、成約件数、参加企業数に順次ブレイクダウンするなど逆算的に目標を設定すべきである。

【意見4】中長期的なモニタリング（3E、PDCAの視点）

経済戦略局は、ビジネスパートナー都市等との商談会や展示会による効果について、短期的な効果だけでなく中長期的な効果もモニタリングすべきである。

(理由)

大阪市では、本事業における商談会や展示会をきっかけとした商談件数や金額についてヒアリングを行っている。この点は、適切に効果指標の取得ができていると考える。

他方で、本事業をきっかけとして、商談会や展示会に参加した事業者の海外ビジネスが継続し、定着すれば、より高い効果が得られていることを示すことができる。また、定着に課題があるとすればそこから新たな施策に結び付けることもできる。大阪市によると、本事業は単年度実施の事業であるが、例えば見本市に出展した後も事業期間中は支援を継続実施しており、その後も海外展開に取り組めるよう必要に応じてジェトロ等の別機関の支援施策の紹介を行っているとのことである。しかしながら、そのことがどのような結果に結び付いているのかのモニタリングは十分になされていない。

ついては、本事業に参加した事業者の海外ビジネスがどの程度継続し、定着しているのかについても、可能な限りモニタリングしていき、本事業の価値をより高めるべきである。

【意見5】効率的な業務委託の実施（3Eの視点）

経済戦略局は、セミナー開催にかかる業務委託費用が効率的に使われていないことを踏まえ、より効率的な業務委託方法を再考すべきである。

(理由)

ビジネスパートナー都市等交流事業業務委託仕様書によると、「年 1 回以上、各回参加者 50 名以上」のセミナーを企画・開催することが業務内容として定められている。直近 3 か年の国内セミナーの開催回数及び参加者数は以下のとおりである。

	R3	R4	R5
開催回数	2	2	2
参加者数	167	179	149

各セミナーの内容及び講師は以下のとおりである。

年度		テーマ	出席者数
令和 3 年度 535,575 円	①	マレーシア・ハラルビジネス・オンラインセミナー	89 名 (15 名)
	講師	マレーシア貿易開発公社 (MATRADE) 東京事務所 所長 ニックマン・ラファイ ー・モハマッド・サハール 独立行政法人中小企業基盤整備機構 中小企業アドバイザー 松本 真智子 氏 株式会社 Brahims Food Japan 代表取締役 (CEO) 清水 正昭 氏	
	②	ベトナム健康・美容ビジネスオンラインセミナー	106 名 (13 名)
	講師	大阪産業局ベトナムビジネスサポートデスク 株式会社 NC ネットワークベ トナム 鈴木 一也 氏 株式会社アレーズヴェルチュ 代表取締役 佐治 瑞枝 氏 独立行政法人中小企業基盤整備機構 中小企業アドバイザー 星山 秀陽 氏	
令和 4 年度 431,910 円	①	オーストラリア食品市場参入チャンスオンラインセミナー	84 名 (15 名)
	講師	在大阪オーストラリア総領事館 トレバー・ホロウェイ総領事 トライバー (Tryber Pty Ltd) 代表 長谷川 潤 氏 鱈屋レストラングループ 代表 定松 勝義 氏	
	②	ベトナム健康・美容ビジネスオンラインセミナー2022	124 名 (14 名)
	講師	AIC Singapore Pte. Ltd. Managing Director 池田 浩一郎 氏 同 Director 工藤 一樹 氏 Lotus Food Group Joint Stock Company CEO&代表取締役 Le Van May 氏 M & H Law Firm 所長兼代表弁護士 Mai Tran 氏	
令和 5 年度 431,580 円	①	オーストラリア食品ビジネス参入セミナー	87 名 (12 名)
	講師	Tryber Pty Ltd (トライバー) 代表 長谷川 潤 氏 Jun Pacific Corporation Pty. Ltd. 代表取締役社長 梅田 博司 氏 PATHFINDER INTERNATIONAL 株式会社 代表取締役社長 下山 修正 氏	
	②	中国環境・エネルギービジネスオンラインセミナー	84 名 (10 名)
	講師	日中環境協力支援センター有限公司 取締役 北京 JCE 生態環境コンサルティング有限公司 総経理 大野木 昇司 氏	

※カッコ内の人数は関係者の内数

これに対し、本業務委託中、セミナー開催に要した令和 5 年度の費用は、人件費を含めると以下のとおりである。なお、過年度の費用は、上記表に記載しているが、セミナー開催に割り当てられた人件費が不明であったため記載できなかった。

人件費	¥4,649,634
事業費	¥431,580
講師謝礼・招聘費用等	¥199,370
オンラインシステム使用料	¥11,770
会場経費・その他経費	¥165,440
広報経費	¥55,000
合計	¥5,081,214

実際の開催回数が年 2 回程度であったとしても、本件業務委託上の開催回数要件が 1 回であり、かつ、講師謝礼がわずか 19 万 9,370 円であるにもかかわらず、当該セミナーの開催に 469 万 9,634 円もの人件費を要することはあまりに効率的ではないといわざるを得ない。また、上記セミナーテーマ・講師のとおり、令和 4 年度以降は、2 つのセミナーのうち 1 つは前年度のテーマを継続して行っていることから、相応の省力化が図れるはずであり、それ

にもかかわらず、これほどに多額の費用が必要となる理由が見いだせない。

経済戦略局からは、「当該事業は公募型プロポーザルにより選定した事業者が、その提案に基づいて事業を実施しているものであり、経費構成は事業者の裁量の範疇であるとともに、事業内容から人件費率が高くなるのはやむを得ない」との回答があった。しかしながら、どの業務に対してどの程度の価格を設定するかは、発注者側である大阪市において責任をもって行うべきであり、適切に報告を受けたうえで、次年度以降の委託業務の仕様や対価に反映し、効果的、効率的、経済的な発注を行うべきである。

ついては、セミナー開催にかかる人件費を大幅に削減するか、セミナー開催回数の要件を大幅に増やすなど、より効率的な業務委託方法を検討すべきである。

【意見 6】 契約手続の適正化（合規性の視点）

経済戦略局は、公募型プロポーザル方式で 1 者しか応募がされていなかった場合は大阪市公募型プロポーザル方式ガイドラインに従い、令和 6 年度以降も応募可能事業者に事情聴取を適切に行うべきである。

【意見 7】 契約手続の適正化（合規性、財政規律の視点）

経済戦略局は、ビジネスパートナー都市等交流事業業務委託の受託事業者が一般財団法人大阪国際経済振興センター（又は同センターを含む B P C 交流事業共同体）に固定していることを踏まえ、他の事業者が参画できるような公募内容、方法への抜本的な変更を検討すべきである。

（理由）

ア 大阪市公募型プロポーザル方式ガイドラインの遵守

ビジネスパートナー都市等交流事業業務委託募集要項によると、「民間事業者から広く企画提案を募集する。」とあるものの、上記のとおり、記録上さかのぼることのできた平成 26 年度以降、一貫して民間とはいいがたい契約先が続いている。一般財団法人大阪国際経済振興センターは基本財産 1 億 6,200 万円のうち大阪市が 1 億円、大阪府が 1,000 万円を拠出する大阪市の元外郭団体であり、純然たる民間企業ではない。そのため、十分に民間のノウハウが活用されているとは言えない状況である。

この点、「大阪市公募型プロポーザル方式ガイドライン」によると、公募型プロポーザル方式で行っている契約について、1 者応募であった場合は応募可能業者から事情聴取とその結果を反映することとされている。しかしながら、過年度において事情聴取が確認できたのは令和 4 年度が初めてであり、それ以前はガイドラインを遵守していたことを示す資料は提出されなかった。

ついては、令和 3 年度以前のガイドラインの遵守状況が確認できないことを踏まえ、令和 6 年度以降、大阪市公募型プロポーザル方式ガイドラインに従い、参加可能事業者への事情聴取を適切に行われるよう意見する。

イ 公募内容、方法の抜本的な変更の検討

大阪市では、応募が 1 者にとどまったことを踏まえ、令和 2 年度からは、広報に力を入れるなど公募方法の改善を行ったようであるが、効果は得られなかった。

令和 5 年度に実施された応募可能事業者へのヒアリングによると、「主たる事業については実施が可能であるが、多岐にわたる事業内容を単独で実施することが困難である」「事業ごとの発注による参画についても確認をしたが、作業量に対する事業費の金額規模が小さく、事業者としても利益が見込みにくいことが参画を阻害する要因になっている」との回答があったようである。

上記回答については、どのような事業者に対してどのような質問を行って得られた回答なのか、文脈が定かではない。そのため、上記回答とは反するものの、基本的にセミナー関係と見本市及び商談会は業務内容としての専門性が異なる部分があり、委託事業全体を一括で委託するのではなく、業務内容に分けて分割した方がより経済的に、効果的な実施ができる可能性がある。見本市及び商談会に関してはこれに特化している業者もあると思われるため、その部分のみを切り出すことにより、より効果的に業務を実施

できる可能性も考えられる。なお、大阪市によると、監査人の問題意識に対する改善となっているようには思われないが、令和6年の事情聴取における事業者の意見を踏まえ、令和7年度は本市がBPCネットワークを受託事業者に提供する旨をより分かりやすく記載する改善を行ったとのことである。

ついては、一括委託以外にもさまざまな委託形態も選択肢に加えたうえで応募可能事業者への事情聴取を行い、大阪市において委託先となるべき事業者の得意分野や、当該事業ごとで候補となりうる事業者の数や規模などを事前に十分に調査をする必要がある。そのうえで、民間事業者の応募が促進されるような公募内容、方法に抜本的に変更することを検討するべきである。

【意見8】ビジネスパートナー都市に関する戦略的計画の立案（3Eの視点）

経済戦略局は、ビジネスパートナー都市の選定や提携、並びに交流活動の展開について、他の大阪市の経済戦略との一貫性を持たせ、戦略的かつ計画的にビジネスパートナー都市との提携や交流を図るべきである。

（理由）

経済戦略局によると、それまでの都市間交流を通じてBPC提携を行うに足る都市であるか否かを戦略的に判断し、来年の万博を機に、様々な国・都市との交流が発生することが予想されるため、新たな提携について、改めて検討していくとのことではあるが、ビジネスパートナー都市に関しては提携先の選定や提携に向けた具体的な計画は特段立てられていないとのことである。

2019年に締結したハンブルク市との経緯に関しては、もともと姉妹都市提携が行われており、経済、学術、スポーツ、文化など幅広い分野での交流を通じて友好な関係を構築・維持していたところ、2018年4月には、環境問題をテーマにハンブルク市及び関連企業等によるセミナーを大阪にて開催し、両都市の共通課題について学びあったこともあり、さらなるビジネス関係強化を目指し、姉妹都市提携30周年を機に、2019年にビジネスパートナー都市提携を行うに至ったというものである。

大阪市の経済戦略である再生エネルギー産業という点で、環境問題は親和性はあるものの、姉妹都市提携30周年という要因も寄与している面がある。

もちろん、外国の都市との連携が一朝一夕になせるものではないことは承知のうえであえて意見を述べるとすれば、一朝一夕に行かないからこそ、大阪市の経済戦略に沿った提携先候補を戦略的に選定し、中長期にわたった関係構築を含めた計画を策定しておくことが必要不可欠と考える。

ついては、ビジネスパートナー都市の提携に関しても、事前に戦略的な計画を構築し、推進されるべきである。

第4 外国人留学生との連携拡大及び起業支援（事業番号14）

1 事業の概要

(1) 本事業の目的

① 連携拡大

本事業の目的は、大阪市内に多数の留学生が居住・活動している特性を活かし、大阪のまちの国際化や魅力向上のため、国際的な視点・能力をもつ留学生が、ボランティア及び主体的にイベント等の企画や運営に携わることのできるプログラムを実施し、留学生のキャリアアップにつなげるとともに、地域への愛着を醸成することで、地域で活躍する国際人材としての育成・定着を図ることである。

② 起業支援

留学生等（卒業した留学生や社会人として就職した元留学生を含む。）の起業支援を通して、地域を拠点とする新たなビジネス創出、国際人材の定着を促進することである。

(2) 本事業の概要

本事業は、上記目的のもと、以下の業務を内容とする「外国人留学生との連携拡大及び起業支援業務委託」を行うものである。

<連携拡大>

① 留学生の活躍の場の創出による異文化交流、ネットワークづくりの推進事業（交流プログラム）の発掘及び参画支援

当該業務は、区役所等市内で活動する団体の主催する事業に留学生が参画することで、新たな留学生の活躍の場を創出するものである。

件数は2件以上であり、うち1件は「いくの多文化クロッシングフェス2023／いくの万国夜市」イベント参画および魅力発信事業（生野区との連携）、であり、もう1件は、その他案件の発掘及び参画支援として提案することとされている。

② 協働プログラムの発掘及び参加支援

本業務は、公的・地域団体等が実施する事業（民間企業が実施する事業の発掘も可能）において、留学生がボランティアとして参画できる案件を発掘し、留学生が適切に参加できるよう支援するものである。

事業20件以上、留学生参加者のべ30名以上が仕様とされている。

<起業支援>

③ 外国人留学生のための起業支援セミナーの開催

本業務は、留学生等に対し、大阪市で起業するきっかけとなるよう、留学生等が起業する際に必要な情報を提供する起業支援セミナー及び、セミナー後の留学生等及び講師による交流会を2回開催するものである。

<広報等>

④ 留学生への周知

SNSや学校等を通じた情報発信等を内容とする。

⑤ 留学生等へのアンケート調査等によるマーケティング

参加した留学生等及びの各連携区、各連携団体に対し、アンケート調査等を行うものである。

(3) 事業目標

<連携拡大>交流プログラム参加者のアンケート満足度	80%以上
<起業支援>セミナー参加者のアンケート満足度	80%以上

2 事業費の推移

本事業に関する事業費の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

	2年度		3年度		4年度		5年度	
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算
事業費	4,546	4,413	0	0	4,285	4,285	4,326	0

(予算事業別調書より監査人作成)

3 指摘及び意見

【指摘1】適切な目標の設定（3E、PDCAの視点）

経済戦略局は、留学生等の外国人による起業件数を把握するとともに、目標件数を設定されたい。

(理由)

本事業は、留学生等の起業により、地域を拠点とする新たなビジネス創出、国際人材の定着を促進することを目的としている。しかしながら、大阪市は、留学生等の起業件数等を把握できていない。当然のことながら目標値も設定されていない。

現状が把握できていないのであれば、そもそもこの事業が、行政として取り組むべき課題なのかすらわからないため、本事業を行う前提を欠いていることになる。ついては、まずは留学生等の外国人による起業件数を把握し、目標件数を設定されたい。

【意見 9】適切な目標の設定（3 E、PDCAの視点）

経済戦略局は、より直接的な目標指標の設定を検討すべきである。

（理由）

連携拡大については、「地域への愛着を醸成することで、地域で活躍する国際人材としての育成・定着を図ること」を究極的な目的としている。これに対し、事業目標の効果指標は「交流プログラム参加者のアンケート満足度」とされている。

しかし、まずもって、当該指標は何に対する満足度であるかが明確ではなく、当該事業の効果や進捗状況を推しはかろうとする意図を読み取ることができない。また、これはあくまでプログラムへの評価にすぎず、地域への愛着が増しているか否かとは必ずしも関連性がなく、直接的ではない。プログラムには満足しているが地域への愛着度に変化が見られないという結論は十分にありうる。したがって、連携拡大については、より直接的に、地域への愛着が向上したか否かや、地域への定住又は長期間のかかわりを持つことへの希望の有無を確認するなど、より目的との関係で直接的な指標を用いるべきである。

起業支援についても同様である。大阪市によると「セミナーでは起業をめざす留学生にとって有益な情報を提供しており、セミナーに満足したということは本事業の目的を達成している」とのことであるが、セミナーに満足をしたとしても起業につながらなければ意味がない。より起業の障壁となる原因を分析した上で、当該課題と関連性のある目標指標を設定すべきである。

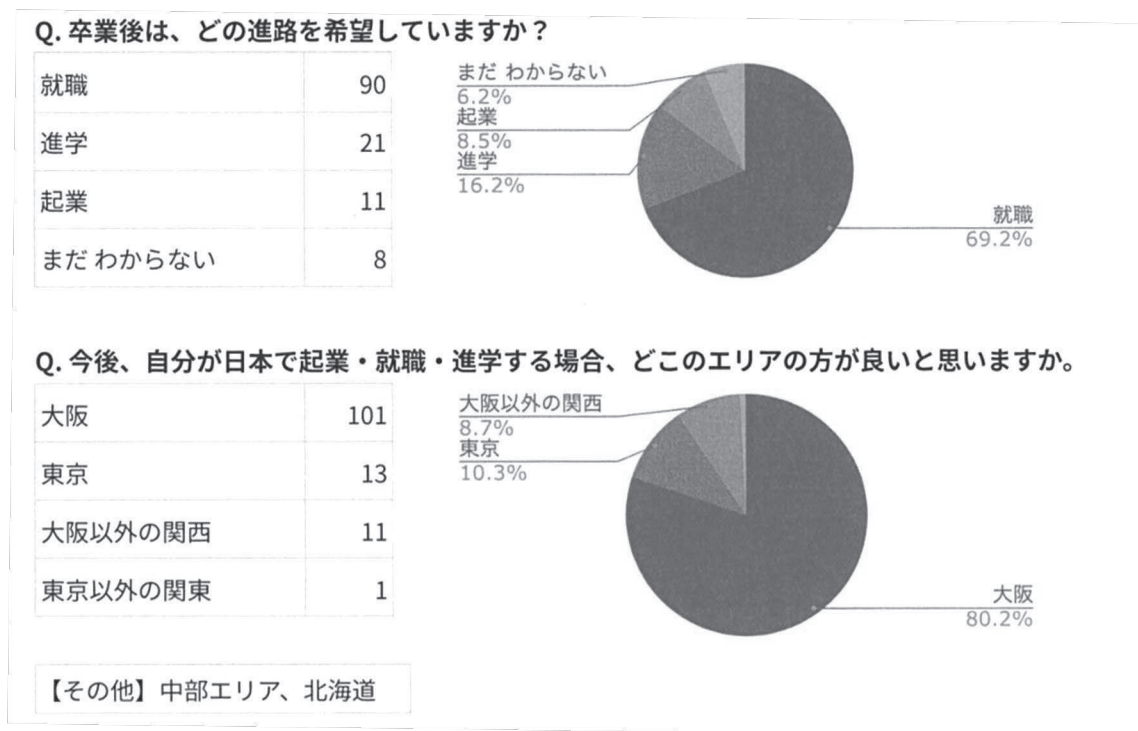
【意見 10】検証結果を踏まえた適切な手法の再考（PDCAの視点）

経済戦略局は、アンケート結果を踏まえ、「地域への愛着を醸成すること」に限定することなく、幅広い方法で事業目的を達成するよう、事業の目的や手法を検討すべきである。

（理由）

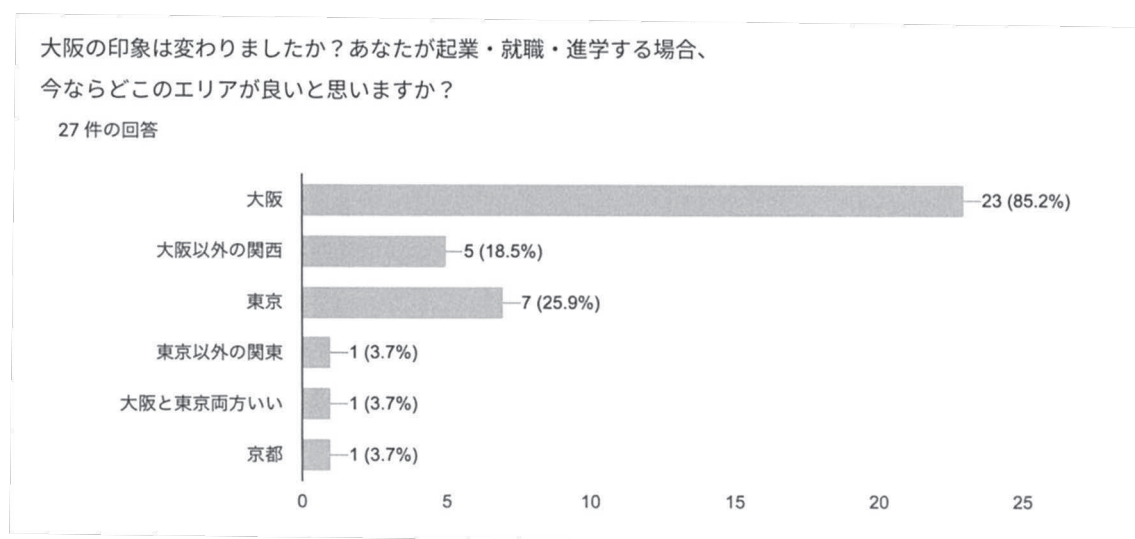
本件事業目的中には、「地域への愛着を醸成すること」により、地域で活躍する国際人材としての育成・定着、新たなビジネスの創出を行うこととしているが、「地域への愛着を醸成すること」はあくまで方法である。言葉だけの問題のようにも思えるかもしれないが、本件事業目的中には、その方法がすでに記載されているため、「地域への愛着を醸成すること」それ自体が、表面的には一つの目的化してしまっている状態にある。

しかしながら、令和 5 年度 外国人留学生との連携拡大及び起業支援業務委託事業報告書中のアンケートによると、ボランティア申込者のうち、留学生の卒業後の希望進路は「就職」が 69.2%であり、卒業後の進路の場所としては「大阪」を選択するものが 80.2%となっている。



(令和5年度 外国人留学生との連携拡大及び起業支援業務委託事業報告書 抜粋)

また、起業支援セミナー参加者に対するアンケートにおいても、セミナー受講後ではあるが、大阪での起業・就職・進学を希望する者が85.2%となっている。

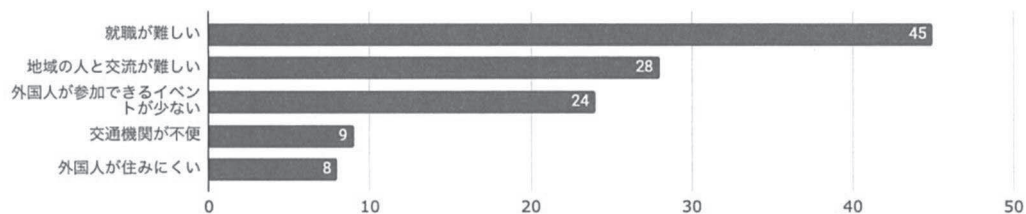


(令和5年度 外国人留学生との連携拡大及び起業支援業務委託事業報告書 抜粋)

これに対し、大阪の課題についてのアンケート結果は、ボランティア参加者、セミナー参加者共に「就職難」が最多となっている。

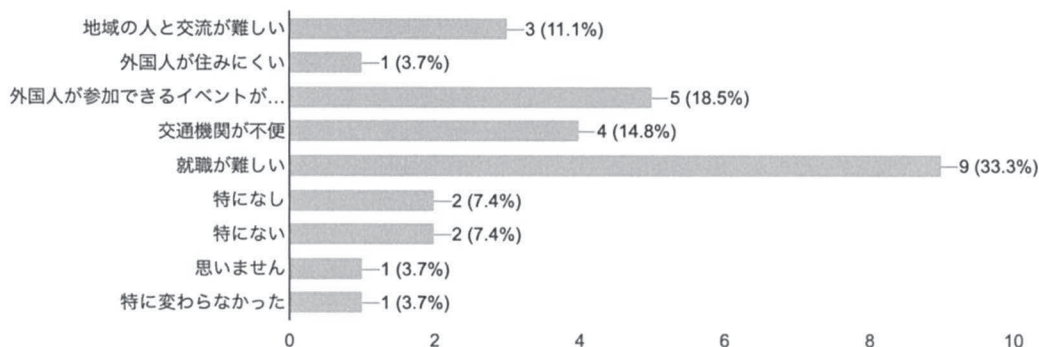
Q. 反対に、あなたが感じている、大阪の悩みを教えてください

就職が難しい	45	【その他】 ・生活費が高い ・食べ物はソースだらけ ・物価が高くて、にぎやかなまちです。 ・最初関西弁に慣れていなくて困りました ・大阪弁が難しい ・食べ物は問題です
地域の人と交流が難しい	28	
外国人が参加できるイベントが少ない	24	
交通機関が不便	9	
外国人が住みにくい	8	



大阪の印象は変わりましたか？ 今あなたが感じる、大阪の課題について 教えてください。

27 件の回答



すなわち、留学後の進路の場所として、留学生の間ではすでに大阪は一定の地位を獲得できているといえる。また、過年度のアンケートを見ても、「大阪（日本）のことがもっと好きになった」という質問に対して否定的評価の回答をした参加者は一人もおらず、少なくとも大阪や日本への愛着の醸成は十分にされていると思われる。

そのため、起業数との関係では起業を志す留学生の割合、定着との関係では就職難など、大阪への愛着以外の課題が大きい原因となっている可能性が高い。しかるに、本事業の手法を改善していく際に、事業目的として「地域への愛着を醸成すること」という手法が記載されていると、それに縛られた手法しか選ぶことができず、真に達成したい目的を達成できないおそれがある。

したがって、事業手法を縛らないためにいったん事業目的から「地域への愛着を醸成すること」は削除したうえで、アンケート結果や実態に即した次の課題を再設定のうえ、様々な手段を講じるべきである。

【意見 11】適切な効果検証の実施（PDCAの視点）

経済戦略局は、アンケート調査等を毎年適切な内容で実施し、継続的に事業効果の検証を行い事業手法の改善に結び付けるべきである。

（理由）

本件事業に関し、参加者に対するアンケート調査は実施されているものの、事業の効果指標が「満足度」なる漠然で明確な意図を欠いた内容となっていることも影響してか、アンケ

ート項目自体が肯定的回答のみを求める、あるいは、肯定的回答が多くを占めるような質問項目が中心となっている。そのため、本事業の究極の目的である大阪市における外国人起業者数を増やすための課題が明らかになりにくいアンケートとなっている。

むしろ起業を検討していない外国人、大阪市を選択しない外国人に原因や課題を深く追求するような質問を構築し、本事業のPDCAに生かすためのアンケートとする必要がある。

また、アンケートは実施されているものの、当該アンケート結果を当該年度において適切に分析したとみられる痕跡がなく、効果検証が実際にされていることが確認できなかった。なお、監査期間中、監査人としてはアンケート集計結果の提出を再三求めていたものの、集計の数値が最終盤に提出され、表などにまとめられた形とはなっていなかったことから、監査人としては適時に集計がされていたかどうかについては懐疑的であることを付言する。

については、アンケート調査等を適切な内容で実施し、毎年度集計のうえで改善点を探り、事業手法の改善につながる適切な効果検証をたゆみなく行われるべきである。

【意見 12】事業実施の必要性の見直し（事業継続性の視点）

経済戦略局は、事業目的にさかのぼった上で、事業手法の妥当性、効果検証の実施方法について見直したうえで、本事業の実施の必要性について再考すべきである。

（理由）

上記のとおり、本事業については、究極的な目的に対する効果である留学生等の外国人による起業件数が全く把握されておらず、また、当該目的に対する効果の有無が不透明で、それ自体抽象的で漠然とした「地域への愛着を醸成すること」なる目的を立てたうえで、毎年のアンケートも合目的的ではなく、効果検証が適切に実施されているかすら疑わしい状況である。

端的に言えば本来の目的を見失って惰性的に継続しているものと評価せざるを得ないところである。

については、本事業に関し、事業目的に今一度さかのぼった上で、事業手法の妥当性、効果検証の実施方法について見直したうえで、本事業の実施の必要性について再考すべきである。

第5 A T C輸入住宅促進センター事業（事業番号 98）

1 事業の概要

(1) 事業目的

本事業は、アジア太平洋トレードセンターに設置された展示場である「A T C輸入住宅促進センター」を運営し、「環境配慮型住宅・環境配慮型住宅設備機器等の分野」などの企業に対する関連製品・技術の展示やセミナー等のプロモーション活動を通じて、同分野の産業育成・振興を図るとともに、住宅産業における環境への配慮を促進し環境問題への対応や住宅建設に関する資源の有効活用に貢献することを目的としている。

(2) 事業の運営方法

本事業は、基本協定書を大阪市とA T C社が締結することにより、A T C社と大阪市がA T C輸入住宅促進センターを共同設置するものである。

大阪市とA T C社の主な役割分担は以下のとおりである。

大阪市	・ A T C社から本事業に要する貸室スペースを賃借 ・ 賃料、共益費、敷金、内装工事費を負担
A T C社	・ A T C輸入住宅促進センターの管理運営 ・ 管理運営にかかる個別経費をテナント運営協力金及びA T C社の経費から賄う

(3) 事業概要

本事業の概要は以下のとおりである。

- ・展示場機能及びH Pや住宅関連雑誌への掲載等を通じて、輸入住宅を紹介し、出展企業と来場者（建築・住宅設備業者等、施主としての市民）とのマッチングを図る。
- ・A T Cの他の公共部門施設との連携を含め、イベントによる集客向上を図る。
- ・セミナーを通じた輸入住宅の技術・ノウハウの紹介や海外進出をめざす企業の支援等による国内住宅関連業界の活性化を図る。

(4) 事業目標

本事業の事業目標及び効果指標である出展企業数及び来場者数、並びに引き合い件数は以下のとおりである。

	目標	実績（令和3年度）	実績（令和5年度）
出展企業数	112 社	111 社	115 社
来場者数	50,000 人	35,480 名	53,558 名
引き合い件数	3,000 件	2,668 件	2,914 件

2 事業費の推移

本事業に関する事業費の推移は次のとおりである。

（単位：千円）

	2 年度		3 年度		4 年度		5 年度	
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算
事業費	163,333	163,333	163,333	163,333	164,204	164,204	158,892	158,892

（予算事業別調書より監査人作成）

3 指摘及び意見

【指摘2】事業の具体的内容の検討（3Eの視点）

経済戦略局は、現在行われている事業の具体的内容を整理・精査し、今日的な観点から、「環境配慮型住宅・環境配慮型住宅設備機器等の分野」の産業育成・振興を図るという事業目的を達成するために、事業の具体的内容が市民・事業者の目線からみて有用なものとなっているのかを検討されたい。

（理由）

A T C輸入住宅促進センターは、平成7年度において、新たな事業分野の開拓による産業構造の転換がわが国の重要課題と位置付けられるなか、住宅関連産業では、耐久性、機能性、環境性、デザイン性等の点で国産住宅より優れた欧米等の海外住宅が将来有望な成長分野として考えられたことから、海外住宅の輸入促進を図るために、大阪市の国際交易拠点であるアジア太平洋トレードセンター（A T C）内に設置された。

しかし、今日では、国産住宅の技術的進歩も見られ、海外住宅の輸入促進によってのみ「環境配慮型住宅・環境配慮型住宅設備機器等の分野」の産業育成・振興を図るという事業目的を達成できるというわけではない。現に、A T C輸入住宅促進センターにおいても、一部では、国産の住宅関連施設の出展やマッチングも行われている。また、市民・事業者にとっての有用性という観点からは、海外住宅に対する大阪市内での需要が多いとは必ずしも言えない。

このように、本事業については、海外住宅の輸入促進を図るという設置当時の設置目的と現在の事業内容や市民のニーズとの間に乖離がみられることから、現在行われている事業の具体的内容を整理・精査し、今日においても、なお、設置当時の設置目的を維持できるのか、さらに、現在行われている事業の具体的内容が、単にA T C輸入住宅促進センターという施設を存続させるためのものではなく、市民・事業者の目線からみて有用といい得るものになっているのかを再検討する必要があるが生じていると考えられる。

【意見13】事業目的に沿った事業の実施（3Eの視点）

経済戦略局は、大阪市の財源も含めて本事業を運営していることに鑑み、大阪市内の企業に焦点を当てたり、運営協力金に関して大阪市内の企業と差別化することなどにより、大阪市内の産業育成・振興という目的が直接的に実現されるような事業運営を検討すべきである。（理由）

本事業は、毎年約1.6億円もの費用を投じて運営されている。さらにATC社が負担している管理運営経費を含めると、本事業に要している費用はさらに大きくなる。

しかしながら、出展企業のうち大阪市内の企業は83社中17社に留まっており、大阪市内から1.6億円を支出しているにもかかわらず、大阪市内で直接的な恩恵を受けている企業は少ない。

大阪市内の企業との取引により間接的に大阪市内の産業育成・振興に寄与するという効果を期待できるとしても、このような効果は抽象的なものであり、大阪市の財源を利用して運営している以上は、出展料の差別化をはじめとして、より大阪市の企業が直接的な恩恵を受けられるような工夫についても検討すべきである。

第6 商業魅力向上事業（事業番号109）

1 事業の概要

(1) 事業内容

商業魅力向上事業は、以下のような複数の事業より構成されている。

（単位：千円）

事業内容	4年度当初	5年度算定
・商店街共同施設等整備支援事業		
有識者会議委員報償金	198	198
商店街共同施設等整備支援事業補助金	33,000	30,000
（補助率1/2以内、1/4以内、1/5以内）		
・大阪市商店街振興ふるさと寄附金	9,300	19,692
・大阪商店街にぎわいキャンペーン事業	2,500	2,500
・地域商業機能複合化推進事業	0	5,000
・空き店舗を活用した商店街再生事業	0	13,000
合計	44,998	70,390

（事業概要説明資料予算額を抜粋）

(2) 事業目的

ア 市内商店街団体等が、新たな魅力づくりを目指して、中長期的な観点のもと、社会的・公共的役割を果たすために、アーケード等の施設の整備に主体的に取り組み活性化するハード事業に対し、補助金を交付し、地域経済の振興発展につなげることを目的とする。

イ 市内商店街のすばらしい商品やサービスを全国の方に知ってもらい、商店街への来客につなげるため、「大阪市商店街振興ふるさと寄附金」を実施し、いただいた寄附金は商店街の活性化、にぎわい創出等の事業に活用する。

ウ 市内商店街団体等が住民ニーズや需要を踏まえたデータを効果的に活用することにより、来街者の増加や回遊性の向上、滞在時間の延長等を図る事業者に対し、補助金を交付し商店街の活性化を図る。

エ コロナ禍により、一層疲弊した商店街の空き店舗を活用し、新規開業店舗を誘致するなど最適なテナントを面的に構築するテナントミックスを実現するとともに、店舗同士や地域とのつながりを再生することにより、自律的な商店街の再生・活性化につなげることを目的とする。

2 事業費の推移及び事業内容

商業魅力向上事業を構成するそれぞれの事業の事業費の推移及び事業内容は次のとおりである。

(1) 商店街共同施設等整備支援事業

(単位：千円)

	2 年度		3 年度		4 年度		5 年度	
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算
事業費	33,198	23,163	33,198	28,429	33,198	14,865	30,198	25,560
業経済振興基金繰入金	20,000	10,183	20,000	20,000	20,000	3,560	20,000	20,000
差引一般財源	13,198	12,980	13,198	8,429	13,198	11,305	10,198	5,560

(予算事業別調書より監査人作成)

ア 当該事業の内容は以下のとおりである。商店街の施設整備等に対する補助である。

事業	内容	補助率
施設整備事業	商店街団体等のアーケード、街路灯、カラー舗装、公衆便所、駐輪場の新規・補修事業	補助率： 新規 1/4 以内 補修 1/5 以内 上限額： 新規 10,000 千円 補修 5,000 千円
	その他の施設の設備（商店街コミュニティ施設の設備及び小売市場の館内設備）の補修事業	補助率：1/5 以内 上限額：2,500 千円
オープンモール化	既存アーケードの撤去及びこれに併せて実施する施設整備事業	補助率：1/2 以内 上限額：20,000 千円

イ 事業目標

商店街等が実施する活性化事業により、来街者の満足度が向上した商店街の割合を 80% としており、事業完了後の来街者アンケートでは概ね目標を達成している。

(2) 大阪市商店街振興ふるさと寄附金

(単位：千円)

	2 年度		3 年度		4 年度		5 年度	
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算
事業費	9,336	3,377	9,330	7,834	9,300	14,691	19,692	13,939
産業経済振興事業寄附金	9,078	3,251	9,078	7,710	9,048	14,483	19,692	13,938
差引一般財源	258	126	252	124	252	208	0	1

(予算事業別調書より監査人作成)

ア 当該事業は、大阪市ふるさと寄附金制度において、「商店街振興」の寄附メニューを設けて、大阪市あきないグランプリ優秀賞など、国・自治体が表彰・認定している店舗・商品の中から募集・選定した記念品を贈呈し、全国の寄附者に市内商店街の魅力発信と市内商店街の愛着を醸成し、市内商店街の活性化を図るものである。

イ 事業目標

事業目標は、大阪市商店街振興ふるさと寄附件数 4,000 件としている。
令和 5 年度の寄附件数は 2,773 件（寄附金総額 29 百万円）であり、目標未達では

あるものの、寄附件数は増加傾向である。ポータルサイトの運営を民間事業者に委託するなどにより、民間事業者の知識やノウハウを取り入れることで「大阪市商店街振興ふるさと寄附金」の拡充を図っている。

(3) 大阪商店街にぎわいキャンペーン事業

(単位：千円)

	2年度		3年度		4年度		5年度	
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算
事業費（一般財源）	2,500	1,952	2,500	2,500	2,500	2,267	2,500	2,460

(予算事業別調書より監査人作成)

ア 当該事業は、大阪市内商店街の約60%を組織する大阪市商店会総連盟と協力して実施することにより、商店街への事業周知や事業参加をより効果的に推進する。また、広報活動の効果を高め、より幅広いターゲット層へ商店街の魅力を発信し、新たな顧客等の獲得を図る。

具体的には「大阪商店街にぎわいイベント」及び「魅力再発見！大阪市内の商店街に行こう～スタンプラリーで商店街めぐり～」を開催した。

なお、「魅力再発見！大阪市内の商店街に行こう～スタンプラリーで商店街めぐり～」は、市内24区の商店街より計82店舗が参加し、参加商店街を巡ってもらう仕掛けとして、スタンプラリーを実施したが、参加店舗に対するアンケートの結果、店舗運営上負担になるような個別回答が散見されたことから、令和6年度は商店街や店舗をPRするガイドブックを作成し、市関連施設や大阪メトロ各駅に配架し、商店街の魅力を発信することとしている。

イ 事業目標

にぎわい創出事業：参加商店街数 30 商店街以上

専門家派遣事業：派遣商店街数 3 商店街以上

にぎわい促進事業、回遊促進事業としてキャンペーン中のにぎわいイベントへの参加商店街数及び専門家の派遣事業の実施結果については以下のとおりである。

	にぎわいイベント参加商店街数	専門家派遣事業参加商店街数
令和元年度	39 団体	5 エリア (88 店舗)
令和2年度	16 団体	5 エリア (47 店舗)
令和3年度	19 団体	5 エリア (104 店舗)
令和4年度	21 団体	5 エリア (150 店舗)
令和5年度	31 団体	72 商店街 (82 店舗)

(予算事業別調書等により監査人作成)

(4) 地域商業機能複合化推進事業

(単位：千円)

	2年度		3年度		4年度		5年度	
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算
事業費	-	-	-	-	-	-	5,000	-
国庫支出金	-	-	-	-	-	-	4,000	-
差引一般財源	-	-	-	-	-	-	1,000	-

(予算事業別調書より監査人作成)

当該事業は、商店街等において、AI カメラなどデジタルツールを導入し、これまで十分ではなかった来街者の消費動向等の調査・分析等による消費者ニーズの把握を促し、これにより得られたデータから消費者ニーズに対応した販売戦略の構築や、人件費及び販売費の適正化等を行う事業者（まちづくり会社、商店街組織など）に対し、国とともに必要な経費の一部を補助することにより、商店街の活性化と地域の持続的な発展をはかるものである。

また、他の商店街の今後の取組の参考となるよう本事業を通じて得られたノウハウや効果の把握・普及に努める。

令和5年度において、国に申請し、国とともに補助することで商店街が活性化することをめざすとしていたが、申請者側の申し出により、申請を取り下げることとなり事業実施されなかった。

なお、国は令和6年度予算要求を行っておらず、大阪市においても令和6年度以降予算化されていない。

(5) 空き店舗を活用した商店街再生事業

(単位：千円)

	2年度		3年度		4年度		5年度	
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算
事業費 (一般財源)	-	-	-	-	-	-	13,000	12,382

(予算事業別調書より監査人作成)

ア 事業概要

(ア) 大阪市、大阪商工会議所、大阪市商店会総連盟の官民連携（商店街再生事業実行委員会）により、商店街と意欲のある人材を公募し、ワークショップ等を通じたまちの調査分析や事業プランの策定に取り組み、時代に合った魅力ある店舗等のビジョンやイメージを共有したうえで、商店街の空き店舗を活用した新たな店舗の誘致・開業を支援し、商店街をはじめとしたエリア全体の活性化を図る。

(イ) 商店街等の店舗や地域とのつながりを再生するとともに、情報発信やイベント開催等を通じた地域とのつながりの強化・エリア価値の向上に取り組み、自律的な商店街の再生・活性化が図られることをめざす。

(ウ) 当該事業は分担金の交付によるものである。大阪市経済戦略局、大阪商工会議所及び大阪市商店会総連盟が構成員である「商店街再生事業実行委員会」が実施するものであり、互いの団体の知識・経験・特性を活かして、それぞれ次の各号のとおり業務を分担している。

大阪市経済戦略局	事業の総括、企画運営、行政機関及び他の構成員に属さない関係機関等との連絡調整、事務局運営及び調達に関する業務
大阪商工会議所	事業の企画運営、大阪商工会議所の会員企業等との連絡調整に関する業務
大阪市商店会総連盟	事業の企画運営、商店街等との連絡調整及び会計に関する業務

(エ) 事業に関する経費は、大阪市経済戦略局の分担金 13 百万円及びその他の収入を持って充てるものとし、他の構成員は役務の提供並びに必要な物品の提供等をもって充てる。

(オ) 分担金 13 百万円については、歳出予算調書には「空き店舗を活用した商店街再生事業にかかる分担金経費」と記載されているのみであるため、当該予算金額の根拠について確認した。

内容	金額（円）	備考
人件費	8,973,000	国交省理事・技師等の日当をベースに算定
アルバイト賃金	846,000	エリア調査、ワークショップ実施分
ワークショップ実施	1,200,000	講師謝金、交通費、会場費等
広報費	500,000	ホームページ作成費
一般管理費	1,151,900	上記経費の合計の10%
事務局経費	329,100	消耗品費等
合計	13,000,000	

(カ) 上記の分担金より「空き店舗を活用した商店街再生事業」として、実行委員会は公募型プロポーザル方式にて事業者選定している（契約金額 12,100 千円）。

イ 事業目標

令和 5 年度において、2 エリアの商店街において、新たな店舗を誘致することを目標とし、2 商店街が選定された。これらについては、令和 6 年度中の開業を目指して取り組んでいる。

また、令和 6 年度においても新たに 2 商店街が選定されており、ワークショップなどの実施が予定されている。これらについての店舗誘致は令和 7 年度以降となる見込みである。

3 指摘・意見

【意見 14】商店街共同施設等整備支援事業に対する関与のあり方（PDCA の視点）

経済戦略局は、商店街共同施設等整備支援事業に対する関与のあり方について検討すべきである。

(理由)

ア 商店街共同施設等整備支援事業の平成 29 年度から当年度までの実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	合計
支援対象 商店街数	17	16	13	10	12	16	16	100
金額	23,236	28,857	29,370	23,103	28,309	14,865	25,498	173,238

(経済戦略局提供資料より監査人作成)

イ 概ね当初予算以内で推移しており、当該事業の支援対象となった商店街数は累計 100 となっている。これらを区域別に見ると以下のような結果となった。北区や中央区などの商店街は、その規模は大きく、商店街数も多いため、当該事業の利用実績は多い傾向にあると推察されるが、利用実績がない地域も見受けられる。

No	区名	支援対象 商店街数	No	区名	支援対象 商店街数	No	区名	支援対象 商店街数
1	北区	17	9	天王寺区	0	17	城東区	4
2	都島区	3	10	浪速区	2	18	鶴見区	2
3	福島区	2	11	西淀川区	1	19	阿倍野区	8
4	此花区	2	12	淀川区	8	20	住之江区	5

5	中央区	12	13	東淀川区	0	21	住吉区	1
6	西区	3	14	東成区	7	22	東住吉区	3
7	港区	3	15	生野区	6	23	平野区	2
8	大正区	2	16	旭区	3	24	西成区	4

(経済戦略局提供資料より監査人作成)

ウ また、補助金精算にあたっての必要書類として「事業成果報告書」が提出され、当該書類には、施設整備前と工事等が実施された後のそれぞれにおいて「通行量調査（来街者数）」及び「顧客満足度調査」の結果が記されている。

例えば、商店街の照明を LED 化するような整備事業であった場合、明度は明らかに高くなるため、商店街利用者あるいは通行人にとって利用しやすい環境になることから、顧客満足度は高くなる。

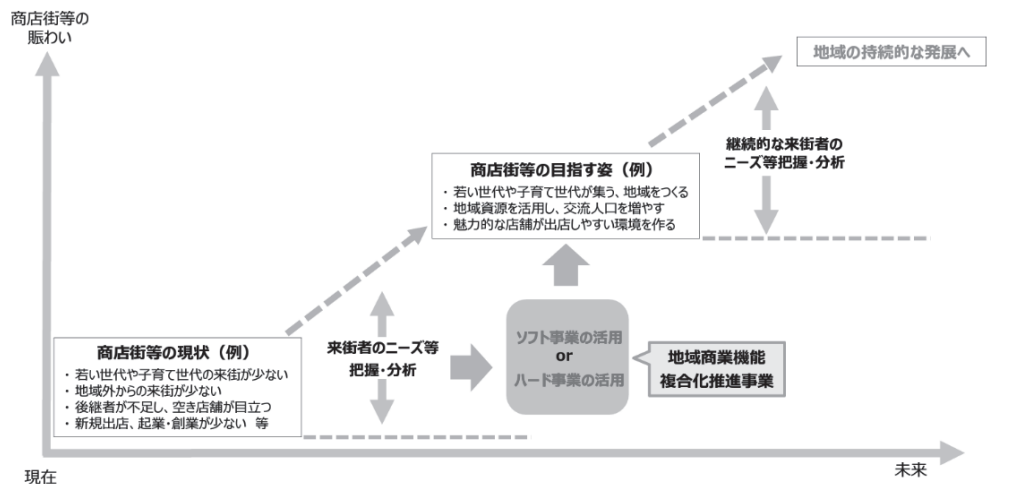
エ 事業目標として設定されている「事業完了後、来街者へのアンケート調査で満足度 80%以上」については達成しているが、商店街の施設が整備されれば、当然満足度は高くなると考えられるため、事業目標として相応しいか疑問である。

オ 現状、商店街の施設整備の具体的な計画は、それぞれの商店街が自主的に策定し、実行に移していくものであり、大阪市としては、商店街ごとの計画による申請に基づき、支援施策の予算の範囲において事業実施するものとなる。

カ 一方、国は、令和 5 年度までの 3 年間、賑わいのある商店街を軸に地域の価値の向上に寄与することを目指した「地域商業機能複合化推進事業」を実施しており、その事業で目指す姿（全体像）を示している。

本事業で目指す姿（全体像）

- 賑わいのある商店街等においては、生活関連サービスや各種インフラが充実しており、多様なサービスが街なかにおいてワンストップで提供されることで、周辺地域一帯が暮らしやすい環境になります。
- また、一定の人流が見込めることや、空き店舗等の既存設備を活用できること、コミュニティ形成が容易であること等から、起業・創業しやすい環境も創出でき、創業促進によるエリアの地価の上昇、固定資産税の増収も期待できる。本事業ではこうしたまちの変革を積極的に後押しします。



(中小企業庁 H P「地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業（地域商業機能複合化推進事業）」（令和 5 年 3 月）概要資料より抜粋）

キ 経済戦略局では、空き店舗の活用や大阪・関西万博を見据えての商店街の活性化につながる事業をすでに別途予算化しており、国が想定している商店街を軸とした地域の価値向上に寄与しているものと推察される。

ク 大阪市では「大阪府中小企業振興基本条例」（平成 23 年 11 月 1 日施行）を制定しており、その目的及び大阪市の責務を以下のように定めている。

(目的) 第1条

この条例は、中小企業が地域経済において果たす役割の重要性に鑑み、本市の責務や中小企業者の努力等について明らかにするとともに、中小企業の振興について本市の施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の健全な発展、市内経済の活性化及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(本市の責務) 第3条

本市は、この条例の趣旨にのっとり、市域の特性を踏まえて、中小企業の振興に関する施策を総合的に実施しなければならない。

2 本市は、中小企業の振興に関する施策の策定及び実施にあたっては、中小企業者の実態を把握するとともに、中小企業者等の意見を反映し、国、関係地方公共団体、中小企業及び地域産業の振興を目的とする団体（以下「中小企業に関する団体」という。）、大学等の研究機関、海外機関、大企業者及び市民との連携を図るよう努めなければならない。

ケ 市域の特性を踏まえた中小企業振興に関する施策の総合的实施、それにあたって、中小企業者の実態を把握するとともに、中小企業者等の意見を反映することが定められている当条例の趣旨及び地方自治法第1条の2「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」ことに鑑みれば、経済戦略局は、商店街利用者の安全確保の観点から、市内商店街の施設の老朽化等に対して早急に整備が必要である商店街について、関係団体との協議により具体的な対応が望まれるところである。

よって、標記のとおり意見する。

【意見15】大阪商店街にぎわいキャンペーン事業について（3Eの視点）

経済戦略局は、大阪商店街にぎわいキャンペーン事業の実行委員会構成員である大阪市商店会総連盟とともに当該事業に対する評価を行い、今後の事業方針、参加を促す施策について検討すべきである。

(理由)

ア 大阪商店街にぎわいキャンペーン事業は、「大阪商店街にぎわいキャンペーン実行委員会」（構成：大阪市・大阪市商店会総連盟）主催により実施されている。経済戦略局は同委員会に対して分担金（大阪市商店会総連盟と折半）を支出している。

具体的には、「大阪商店街にぎわいイベント」及び「魅力再発見！大阪市内の商店街に行こう～スタンプラリーで商店街めぐり～」を開催した。

イ 大阪商店街にぎわいイベントについては、にぎわいキャンペーン期間中（令和5年7月1日～12月31日）に、市内各商店街が、新規顧客の獲得や売上アップをめざして実施するイベントの取り組みに対し、経費の一部を助成している。また、事業周知を効果的に行うために作成した大阪商店街にぎわいキャンペーンのホームページに市内各商店街で実施するにぎわいイベントを掲載し、一斉にPRを行った。

ウ 令和5年度の「にぎわいイベント」への参加状況は以下のとおりである。参加した商店街は24区中16区であり、イベント数は26件である。

【にぎわいイベント開催状況】

No	区名	実施商店街数	No	区名	実施商店街数	No	区名	実施商店街数
1	北区	1	9	天王寺区	0	17	城東区	0
2	都島区	2	10	浪速区	1	18	鶴見区	0
3	福島区	1	11	西淀川区	0	19	阿倍野区	1
4	此花区	0	12	淀川区	1	20	住之江区	2
5	中央区	1	13	東淀川区	1	21	住吉区	1
6	西区	3	14	東成区	0	22	東住吉区	2
7	港区	1	15	生野区	2	23	平野区	2
8	大正区	0	16	旭区	4	24	西成区	0

(経済戦略局提供資料より監査人作成)

(注) 東淀川区は、イベントを2件計画したものの、1件中止している。

エ にぎわいイベント参加商店街のうち、助成を行った商店街に対して行ったアンケートの結果は、概ね肯定的な回答を得られている。

- 来街者は増えたか：約8割が増えたと回答
- 開催中の売り上げは良くなったか：約8割が良くなったと回答
- 商店街の活性化につながったか：参加した商店街の9割以上が活性化につながったと回答
- 次回も参加したいか：未回答3.85%、残りは参加を希望

にぎわいイベントについては、参加商店街が肯定的なアンケート結果であったことから、多くの商店街の参加が見込めれば、商店街の活性化につながると推察される。

オ この点、参加を促す施策について経済戦略局へたずねたところ、当該事業については、各商店街等がにぎわい創出する自主事業として展開していくためのきっかけづくりを支援するものであり、商店街が加盟している大阪市商店会総連盟を通じて全区の商店会連盟に周知しているとのことであった。

カ また、当該事業は「熱意ある商店街が、地域の特性や資源を活かした魅力的なイベント等を、一定期間に集中して展開することにより、消費者にインパクトを与えて来街者の拡大を図る。また、当キャンペーンを起爆剤として、商店街が自らの活性化と持続的な発展に取り組むことで、商店街という身近な場所での購買意欲を増進させ消費拡大につなげていくとともに、本市の活性化を図る」ことを目的とし、商店街のより多くの参加を期待し、大阪市や大阪市商店会総連盟のホームページやメールマガジンなどで当該事業を周知し、参加申込開始時には、当該事業の説明のため全区様々な商店街を訪問するなどの活動をしており、参加できない商店街についてはその理由を確認するなどしているとのことであった。

キ これらの取り組みを踏まえ、当該事業に参加した商店街が26であった点、当初期待どおりであったのか、参加できなかった商店街の理由について分析し、事業のあり方など検討する余地はないのか、また、当該事業は大阪市商店会総連盟へ加入している商店街が対象となっているが、その周知の方法について課題がなかったなど、あらためて検討することが望まれる。

よって、標記のとおり意見する。

【意見16】商業魅力向上事業に関する事業目標設定について（3E、PDCAの視点）

経済戦略局は、「商業魅力向上事業」を構成する各事業の実施結果や、事業実施主体が実行委員会形式の場合の他団体との連携による効果などを総合して、どのような状態になることが期待されるのかという点を踏まえた目標の設定についても必要である。

加えて、令和5年度で事業終了した「商都大阪」活性化推進事業が商店街の活性化に今後

どのような効果をもたらしていくのかについて注視しながら、継続事業である「あきない伝導師による商店街強化事業」、「商店街空き店舗マッチング促進事業」について、商店街活性化につながる目標設定となっているか検討すべきである。

(理由)

ア 令和5年度における商店街関連事業予算は以下のとおりである。

(単位：千円)

事業	4年度 当初	5年度 算定	科目	備考
商業魅力向上事業				
・商店街共同施設等整備支援事業				
有識者会議委員報償金	198	198	報奨金	
商店街共同施設等整備支援事業補助金 (補助率 1/2 以内、1/4 以内、1/5 以内)	33,000	30,000	補助金	
・大阪市商店街振興ふるさと寄附金	9,300	19,692	委託料他	
・大阪商店街にぎわいキャンペーン事業	2,500	2,500	分担金	(注)
・地域商業機能複合化推進事業	0	5,000	補助金	
・空き店舗を活用した商店街再生事業	0	13,000	分担金	(注)
合計	44,998	70,390		
あきない伝導師による商店街強化事業				
・あきない伝導師の派遣等事業	11,223	4,911	報奨金他	
「商都大阪」活性化事業				
・プロトタイプ事業（観光誘客プログラム）等の 取組みの促進	10,000	10,000	分担金	(注)
商店街空き店舗マッチング促進事業				
・商店街空き店舗マッチング促進事業	5,000	1,200	委託料	

イ 「商業魅力向上事業」として括られている各事業については、それぞれ事業目標が設定され、その達成により、商店街の活性化を促進するものとの説明であった。しかし、当該事業以外の3つの事業についても商店街の活性化に寄与する事業と考えられる。

ウ 経済戦略局は、これらの予算執行にあたっては、それぞれの事業を効果的に行うために、他団体（大阪商工会議所、大阪市商店会総連盟）と連携しながら事業を進めているものもある。それらの状況にあわせ、業者への委託や報奨金の支払い、他団体への分担金の支払い（実行委員会方式による。上表（注）参照。）など、柔軟に対応している。

エ 大阪市は大阪・関西万博の開催に向け準備を進めているところであるが、商店街についても現状の課題を踏まえて対応している。これについては、令和5年度において、商業魅力向上事業として新たに予算化された「空き店舗を活用した商店街再生事業」の事業実施に至る背景・経過として、商店街に係る施策全般に共通する、以下の視点が挙げられている。

- ・市内には全国でも突出して多い 400 を超える商店街が存在しているにも関わらず、商店街振興にかかる予算額（令和4年度）は、政令指定都市 20 市中 15 位と低位にある。
- ・また、1 商店街あたりの予算額で比較すれば、20 市中最下位となっており、全国的に商店街を取り巻く状況が厳しいことに鑑みると、本市の商店街への支援が、総じて手厚い状況にあるとは言えない。
- ・そのような中、コロナ禍により特に深刻な状況にある市内周辺部の商店街については、集中的に支援策を講じ、再生・活性化を図ることが必要な状況となっている。

当該課題認識に立てば、現状の予算を前提として、より効果的に事業を行う必要がある。

オ 大阪市の「地域経済成長プラン」戦略Ⅰ「経済へダイナミズムをもたらす中小企業の

振興」には、その施策の方針として「地域特性に応じた商店街・ものづくり企業等への支援」が掲げられ、主な具体的取組として「様々な地域主体との協働による商店街・問屋街等の活性化（専門家派遣等）やものづくり企業集積の活性化」としている。

カ このように商店街の活性化は戦略とされているところ、「活性化」の意義などを明確にした上で目標設定をしていく必要がある。
よって、標記のとおり意見する。

なお、上記意見 15 に記載の継続事業である「あきない伝道師による商店街強化事業」、「商店街空き店舗マッチング促進事業」及び令和 5 年度にて終了した「『商都大阪』活性化推進事業」の概要は以下のとおりである（事業番号順にて記載）。

■ 事業番号 110 あきない伝道師による商店街強化事業
(事業予算等)

(単位：千円)

	2年度		3年度		4年度		5年度	
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算
事業費(一般財源)	13,855	9,756	12,243	10,724	11,223	10,779	4,911	2,704

(事業内容)

本事業は、市内の商店街等の集客力・販売力等の向上に向けて、SNS 等を活用した情報発信や商店街の組織力強化等によって商店街の活性化に取り組んでいるキーパーソンを「あきない伝道師」として活用し、その成果事例やノウハウ等を幅広く普及するため、その実践的な取組等に対する支援を行い商機能の強化を図ることで、商店街の持続的発展に寄与することを目的とする。

なお、令和 5 年度の予算を令和 4 年度のそれと比較すると大きく減少しているが、これは、委託方式から直営方式へ変更されたことによる。

平成 30 年度から 5 年間、委託事業として実施し、市内商店街の問題解決や、販売力、集客力の向上、SNS を使用した情報発信などを支援し、商店街ニーズにできてきたところであるが、その間、商店街等へ当該事業の周知も図られ、マッチング手法などのノウハウも確立できたことから、直営方式への変更により、効率的な事業実施を図るとともに、経費の縮減につながっている。

(目標)

あきない伝道師の派遣によって商店街の活性化が図られたと回答した商店街等の割合を 80%以上と設定しており、アンケート結果によれば、概ね達成している。

【アンケート質問内容】

あきない伝道師等によるセミナー又は実践的な取組支援によって実際に商店街の活性化が図られたか。

平成 30 年度～令和 4 年度	令和 5 年度
1 大いにつながった	1 とても満足
2 つながった	2 満足
3 どちらともいえない	3 どちらともいえない
4 あまりつながらなかった	4 あまりつながらなかった
5 全くつながらなかった	5 全くつながらなかった

【アンケート結果】

年度	件数	評価					評価 1 及び 2 の割合
		1	2	3	4	5	
H30	16	9	6	1	0	0	93.8%
H31	24	9	15	0	0	0	100.0%
R2	13	4	4	5	0	0	61.5%
R3	21	10	8	3	0	0	85.7%
R4	25	13	7	4	1	0	80.0%
R5	15	12	3	0	0	0	100.0%
合計	114	57	43	13	1	0	87.7%

(経済戦略局より提供資料より監査人作成)

■ 事業番号 111 「商都大阪」活性化推進事業 (事業予算等)

(単位：千円)

	2年度		3年度		4年度		5年度	
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算
事業費(一般財源)	10,000	310	10,000	8,313	10,000	9,294	10,000	9,294

(事業内容)

- ・2025 年開催の大阪・関西万博を見据え、潜在的な魅力をもつモデルエリアごとの地域資源の掘り起こしに注力し、地元顧客を開拓するとともに、今後の国内外からの誘客につなげるモデル事例の創出に取り組む。
- ・また、他事業者（鉄道事業者等）とも連携して効果的な発信を行うことで新たな顧客の開拓につなげるとともに、他エリアへの横展開を図り、地域商業の活性化や観光魅力の強化による大阪経済の成長につなげることを目的とする。
- ・地域商業集積の活性化に向けて、ハード事業及びソフト事業に対する支援を実施するほか、平成 27 年度から平成 30 年度まで地元客をターゲットとした地域密着型の商店街に対して地域商業活性化推進事業を実施し、「運営上の仕組み作り」を通じた顧客満足度の向上や組織力の強化の支援に取り組んできた。
- ・令和元年度より「おもてなし」や「観光消費の獲得」の意識向上に向け、商店街関係者へのセミナーを開催するなど、ムーブメントづくり等に取り組んでいる。
- ・令和 3 年度に、モデルエリアとして、「中津エリア」及び「加賀屋エリア」を選定し、今後の取り組む方針（戦略）を策定した。
- ・大阪市、大阪商工会議所、大阪市商店会総連盟で構成する「商都大阪」活性化推進事業実行委員会により事業運営されていたが、令和 5 年度で事業終了に伴い、実行委員会は解散している。
- ・当該事業に関する財源は実行委員会に対する分担金により措置されている。

(目標)

(R 1 年度から R 5 年度までの 5 ヶ年の数値目標)

- ・国内外の観光客が増加した店舗の割合：50%以上

(R 5 年度の目標)

- ・地域商業の活性化が図られた割合：50%以上

上記目標に対する実績の把握については、「令和５年度『商都大阪』活性化推進事業事業報告」において、以下のように記載されている。

年度中に２回のイベントを実施した際に、来訪者へのアンケートの協力を依頼し、「地域商業の活性化が図られた」指標として、「エリアの好感度」、「エリア内への来訪動機」、「気になるお店の増加」、「エリアの魅力の度合い」、「知人へのおすすめ度」などを確認した。

	中津エリア	北加賀屋エリア
気になるお店の増度合い	増えている：104 件中 79 件 76.0%	増えている：110 件中 53 件 48.2%
エリアの魅力度	高まっている：104 件中 81 件 77.9%	高まっている：110 件中 63 件 57.3%

(令和５年度「商都大阪」活性化推進事業 事業報告より監査人作成)

■ 事業番号 112 商店街空き店舗マッチング促進事業
(事業予算等)

(単位：千円)

	２年度		３年度		４年度		５年度	
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算
事業費(一般財源)	-	-	-	-	5,000	5,000	1,200	1,199

(事業内容)

大阪府宅地建物取引業協会の不動産ポータルサイト内に新たに構築した大阪市の商店街等の空き店舗情報を集約したサイトを運用することで、不動産情報をタイムリーに広く発信し、飲食・物販等の事業者以外にも、企業のオフィス移転なども取り込み、ポストコロナにおける商店街等の空き店舗の解消や利用促進を図る。

令和４年度において、商店街空き店舗マッチング促進事業に係るウェブサイト構築及び運営等業務委託契約を一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会と随意契約にて締結しており、令和５年度においてもウェブサイトの運営を引き続き行なっている。

(目標)

新たに構築したポータルサイトに掲載された市内商店街の空き店舗の成約件数について、１年間で 100 件を目標とする。これに対して、令和５年度の月間成約物件数の合計は 142 件であり、目標は達成している。

年月	月初公開物件数	月間公開物件数	月間成約物件数	ページビュー数	ユーザー数
令和５年４月	404	135	9	343	206
令和５年５月	419	153	8	442	91
令和５年６月	449	106	21	833	120
令和５年７月	447	142	18	569	111
令和５年８月	482	126	16	271	81
令和５年９月	444	120	2	423	77
令和５年１０月	424	172	14	373	103
令和５年１１月	443	105	12	352	85
令和５年１２月	431	142	9	399	90
令和６年１月	432	112	3	438	88
令和６年２月	444	145	13	871	132
令和６年３月	488	142	17	377	69

(各種物件数は2023年1月1日からの集計。PV数、ユーザー数は2023年1月10日からの集計)
 月初公開物件数：商店街に紐づくエリア内で、集計時点(当月1日時点)で公開されている物件の数
 月間公開物件数：商店街に紐づくエリア内で、当月1日から末日までの間に新規公開された物件数(再公開物件を含む)
 月間成約物件数：商店街に紐づくエリア内で、当月1日～末日まで成約された物件の数
 ページビュー数：大阪市商店街特集の各ページを開かれた総数(Google Analyticsによる集計)
 ユーザー数：大阪市商店街特集の各ページを訪れたユーザーの数(Google Analyticsによる集計)
 なお、Google Analyticsによる集計は、<https://www.hatomarksite.com/search/osaka/special/osakashop/>～となるURLへのアクセスが対象。主な対象ページは、トップページ、各種商店街検索・紹介ページ、物件検索ページ、お店の声等。物件詳細ページは集計対象外。

(月例報告書 R5.4～R6.3 マッチング事業より抜粋)

第7 産業振興施設等管理(事業番号113)

1 事業の概要

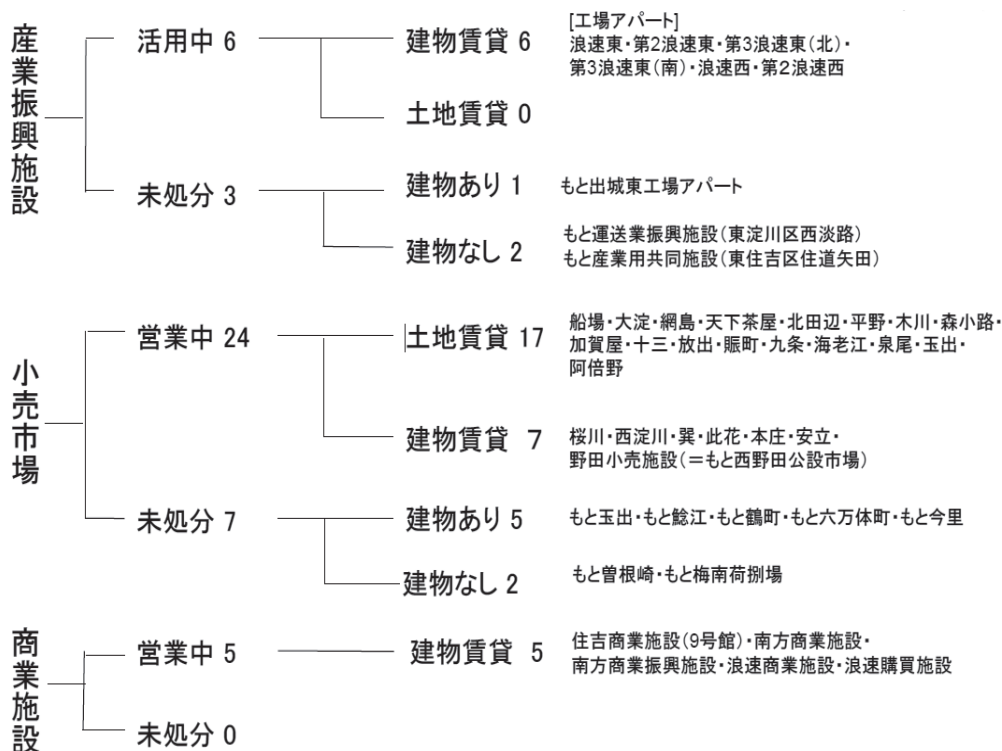
(1) 事業目的

産業振興施設に係る建物及び設備等の適切な管理を行い、安全を確保する。また、閉鎖施設の処分に向けて、まちづくりの促進に貢献、寄与するため、円滑な商品化作業に努める。

(2) 事業内容

- ・所管している財産(土地・建物)の貸付及び賃借料による収入の確保。
- ・貸付している財産(建物)の適切な維持管理(経年劣化による改修等)。
- ・閉鎖施設の商品化作業並びに売却収入の確保。

(3) 管理施設の概要



(令和6年4月1日現在。経済戦略局提供資料による。)

2 事業費の推移、内訳等

(1) 事業費の推移

事業費の推移は以下のとおりである。（単位：千円）

	令和2年度		3 年度		4 年度		5 年度	
	当初 予算	決算	当初 予算	決算	当初 予算	決算	当初 予算	決算
産業振興施設管理	44,242	38,699	24,622	17,701	84,040	236,506	90,317	53,853
市民利用施設の緊急安全対策（浪速購買施設）	8,350	6,412			1,961	849	70,163	12,789

（予算事業別調書より監査人作成）

(2) 事業費の内訳

ア 本事業の事業費は、施設の老朽化に伴う補修・改修工事や、閉鎖施設の処分に向けた解体工事等の商品化作業に係る費用であり、令和5年度の予算 90,317 千円の内訳は以下のとおりである。

弁護士報酬金	1,440,000 円
光熱費	363,600 円
1 各工場アパート（電気代・水道代） @24,000×12 月	289,200 円
2 もと小売市場（城東）（電気代・水道代） @6,200×12 月	74,400 円
建物修繕料	
1 工場アパート各所補修建物修繕	4,000,000 円
2 小売市場施設各所補修建物修繕	3,000,000 円
3 商業施設等各所補修建物修繕	3,000,000 円
委託料	25,778,000 円
1 もと玉出公設市場 *都市整備局実施 建物解体工事（設計）	5,940,000 円
2 六万休小売市場 *都市整備局実施 建物解体工事（工事監理）	3,541,000 円
3 今里小売市場 *都市整備局実施 建物解体工事（設計）	1,480,000 円
4 今里小売市場 アスベスト調査	7,320,000 円
5 不動産鑑定	3,629,000 円
（1）もと小売市場施設（北区曾根崎）	870,000 円
（2）もと運送業振興施設	926,000 円
（3）もと梅南公設市場荷捌場	219,000 円
（4）加賀屋小売市場	807,000 円
（5）賑町小売市場	807,000 円
6 もと産業用共同施設ほか PCB 処分および運搬業務	2,500,000 円

7 もと運送業振興施設 フェンス設置	400,000 円
8 もと六万休町小売市場 フェンス設置	450,000 円
9 もと梅南公設市場荷捌場、もと泉尾賃貸工場 除草業務委託	100,000 円
10 浪速購買施設 *都市整備局実施 外壁改修（工事監理費）	154,000 円
11 もと今里小売市場施設 機械警備	264,000 円
新規工事費	<u>52,735,300 円</u>
1 六万休町小売市場 *都市整備局実施 施設解体工事	<u>13,944,000 円</u>
2 生江商業施設（大阪市営生江住宅 11 号館） *都市整備局実施 施設解体工事	<u>27,000,000 円</u>
3 浪速購買施設 *都市整備局実施 外壁改修（工事費）	<u>2,350,000 円</u>
4 もとゆとり健康創造館 ポンプ施設撤去工事	<u>9,441,300 円</u>

イ 上記の他、令和 5 年度には、緊急安全対策事業として、浪速購買施設の受変電設備改修工事及び昇降機改修工事の費用として 70,163 千円が予算計上されている。

3 指摘及び意見

【意見 17】施設の維持管理費用の予算管理（財政規律、情報提供の視点）

経済戦略局は、利用中の施設に係る水道光熱費や修繕費は、工業施設管理（事業番号 114）、小売市場施設管理（事業番号 115）、商業施設等管理（事業番号 116）において予算計上し、施設ごとに管理すべきである。

（理由）

経済戦略局は、産業振興施設の維持管理に要する費用として、工場アパートの水道光熱費や各施設の建物修繕費を本事業の予算として計上している。他方で、利用中の工場アパート、小売市場、商業施設の維持管理（排水管清掃や設備の法定点検等）の経費は、工業施設管理（事業番号 114）、小売市場施設管理（事業番号 115）、商業施設等管理（事業番号 116）において予算計上している。このため、同じ施設の維持管理費用が別の事業費として予算化され、各施設の維持管理に必要な経費が市民にとって把握しづらい。

本来、賃貸物件の修繕費は、賃貸収入や修繕費以外の支出とともに管理すべきであるが、経済戦略局においては、維持管理経費と商品化経費の区別をしておらず、また、同じ建物の維持管理にかかる経費が、別事業の予算として計上されている。

本年度には、浪速購買施設の受変電設備及び昇降機の改修工事費用として 7000 万円を超える予算が計上されているが、こうした修繕費は、同じ建物の修繕費以外の支出とともに管理し、今後の賃料収入によって修繕費を回収できる見込みがあるかどうかも含めてその要否を判断する必要がある。

利用中の施設の水道光熱費や修繕費は、工業施設管理（事業番号 114）、小売市場施設管

理（事業番号 115）、商業施設等管理（事業番号 116）において予算計上し、施設ごとに管理すべきである。

【意見 18】商品化経費の一元管理（財政規律、情報提供の視点）

経済戦略局は、利用中止した施設の商品化経費については、施設の維持に必要な費用（警備費用や土地賃借料等）も含めて一元的に予算管理すべきである。

（理由）

本事業には、利用中止した施設の商品化経費として、不動産鑑定費用や建物解体費が計上されているが、利用中止した施設の警備費用や土地賃借料等は予算計上されていない。もと小売市場の警備費用や土地賃借料は、小売市場施設管理（事業番号 115）において予算計上されている。

例えば、もと今里小売市場については、本事業の予算として、建物解体工事（設計）148 万円、アスベスト調査 732 万円、機械警備 26 万 4,000 円が計上されているが、これとは別に、小売市場施設管理（事業番号 115）の予算として、年間 2,053 万円の土地賃借料を計上している。経済戦略局によれば、令和 4 年度末に市場組合が退去済みであり、令和 7 年 1 月頃に建物解体を開始し、令和 8 年 2 月頃に解体完了、その後に土地賃貸借契約を合意解除し、土地を返還する予定とのことであるが、こうした商品化のスケジュールは、年間 2,053 万円の土地賃借料の支出を考慮した上で決定される必要がある。

経済戦略局は、利用中止した施設の商品化を進めるにあたって、当該施設の保有を継続することによって生じる経費（施設警備費や土地賃借料等）も含めて一元的に予算管理し、商品化の優先順位や方向性を検討する際の判断材料とすべきである。

第 8 工業施設管理（事業番号 114）

1 事業の概要

(1) 事業目的

地域産業の振興を図ることを目的として設置した工場アパートの適切な管理を行い、施設機能を維持する。

(2) 事業内容

工場アパート（6 施設）の維持管理（樹木剪定、排水管清掃、消防設備点検等）を事業内容とする。

(3) 管理施設の概要

本事業の対象である工場アパートは、職住分離による地域住環境整備とともに、中小零細企業の経営基盤の強化を図り、地区住民の経済生活の安定向上を目的に、昭和 52 年から平成 9 年にかけて 9 か所設置された。うち 3 施設は供用廃止又は処分済みであり、現在使用されている 6 施設の概要は、以下のとおりである。

	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	築年数 (年)	利用者 (名)	収益 (千円)	費用 (千円)
浪速東	1650	880	45	10	2,075	250
第 2 浪速東 市営住宅との合築	1318	1050	38	13	4,838	3,467
第 3 浪速東（北）	762	607	36	6	1,908	3,893
第 3 浪速東（南）	1261	450	35	8	2,210	3,399
浪速西	955	1047	32	8	3,195	6,254
第 2 浪速西	1261	721	26	7	2,838	6,201

（第 2 浪速東及び浪速西は「資産カルテ」による。その他は経済戦略局作成資料による。）

2 事業費の推移

(単位：千円)

	2 年度		3 年度		4 年度		5 年度	
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算
事業費	1,541	1,381	1,767	1,488	1,745	1,241	1,815	1,285

(予算事業別調書より監査人作成)

3 指摘及び意見

【意見 19】施設の維持管理費用の予算管理（財政規律、情報提供の視点）

経済戦略局は、工場アパートに係る水道光熱費や建物修繕費を、工業施設管理の予算として計上すべきである。

(理由)

本事業には、工場アパート（6施設）の維持管理費用として、樹木剪定、排水管清掃、消防設備点検）のみが計上されており、水道光熱費や建物修繕費は、産業振興施設等管理（事業番号 113）に計上されている。しかし、同じ施設の維持管理費用を別々の事業費として予算化する必要性は見出しがたい。経済戦略局は、水道光熱費や建物修繕費を含む施設の維持管理に必要な経費を工業施設管理の予算として計上し、施設ごとに収支を管理すべきである。

【意見 20】施設の老朽化を踏まえた方向性の検討（事業継続性の視点）

経済戦略局は、老朽化が著しい工場アパートについては、建物の安全性等を考慮して当該施設を維持するかどうかを検討し、建物の朽廃を理由に賃借人に建物の明渡を求めることも含めて検討すべきである。

(理由)

経済戦略局は、現在 6 か所の工場アパートについては、空室があっても新規募集を行わず、老朽化が進めば、比較的古い建物から新しい建物に賃借人を移転させ、賃借人が退去した施設については商品化を進める方針である。

賃借人との契約は普通借家契約であり、賃借人に退去を求めるには正当事由が必要であるが、老朽化が著しい建物の賃貸を継続することは、建物の安全性にリスクを伴い、建物の倒壊その他の事故が発生した際には、賃貸人としての責任を問われる可能性もある。経済戦略局は、建物の老朽化に伴う安全性等も考慮して、当該施設を維持するかどうかを検討し、建物の朽廃を理由に、賃借人に建物の明渡を求めることも含めて検討すべきである。

第 9 小売市場施設管理（事業番号 115）

1 事業の概要

(1) 事業目的

市民消費生活の安定を確保することを目的として設置した小売市場施設の適切な財産管理を行い、施設機能を維持する。

(2) 事業内容

ア 小売市場施設の適切な維持管理（法令に基づく特殊建築物定期点検等）

イ 貸付を行っている財産（建物）の土地賃借料の支出

ウ 処分を含めた閉鎖施設の活用方法の検討

2 事業費の推移

(単位：千円)

	2 年度		3 年度		4 年度		5 年度	
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算
事業費	47,929	46,592	47,841	46,760	47,440	46,643	46,793	46,265

(予算事業別調書より監査人作成)

令和5年度の事業費の内訳は、委託料 2,290 千円（廃止施設の機械警備委託、建物の定期点検に係る費用）、不動産賃借料 44,497 千円（此花小売市場、今里小売市場）である。

3 指摘及び意見

【意見 21】各施設の収支管理（財政規律、情報提供の視点）

経済戦略局は、各施設の収支を施設ごとに把握し、市民に情報提供すべきである。
（理由）

小売市場施設については、公設市場の民営化以降、大阪市として施設の所有を継続する必要性が薄れてきたことから、令和2年に「小売市場施設の随意契約による売却に係る要綱」を制定し、施設の払い下げを希望する協同組合等に随意契約による売却を行う方針である。

経済戦略局は、払い下げを希望しない施設については、正当事由なく立退きを求めることが困難であり、法的に管理を継続する必要があるとの見解を示しているが、市有財産を保持する以上、各施設の収支を把握して市民に情報提供するとともに、有効な活用方法を検討することは必要である。

大阪市では、主に延床面積 1,000 ㎡以上の一般施設を対象に「資産カルテ」を作成し、施設ごとの収支等の情報をホームページで公表しているが、公表の対象は 1,000 ㎡以上の建物に限られており、1,000 ㎡に満たない建物賃貸している野田小売施設の他、土地を賃貸している 17 の施設については、資産カルテを作成しておらず、収支を公表していない。

そもそも、大阪市として施設の所有を継続する必要性が薄れてきた施設であるから、たとえ、賃借人が払い下げを希望せず、大阪市が賃貸借契約を継続せざるを得ないとしても、各施設の収支を把握して市民に情報提供することは、大阪市として重要な職務である。

第 10 商業施設等管理（事業番号 116）

1 事業概要

(1) 事業目的

地域の経済基盤の確立と住民の生活の向上を図ることを目的として設置した商業施設等の適切な管理を行い、施設機能を維持する。

(2) 事業内容

商業施設（5 施設）の適切な維持管理（害虫駆除、排水管清掃、法令に基づく消防設備や昇降機設備、電気機械・自家発電設備や特殊建築物の定期点検等）

(3) 管理施設の概要

市営住宅との合築により設置された商業施設であり、施設の概要は以下のとおりである。

	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	築年数 (年)	収益 (千円)	費用 (千円)
浪速購買施設	1491	3774	45	5,555	31,656
住吉商業施設 9 号館	1259	225	42	2,377	710
南方商業施設	609	622	37	1,042	2,692
浪速商業施設	652	448	29	2,215	2,703
南方商業振興施設	1680	274	24	4,963	1,600

（浪速購買施設は「資産カルテ」による。その他は経済戦略局作成資料による。）

2 事業費の推移

（単位：千円）

	2 年度		3 年度		4 年度		5 年度	
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算
事業費	4,836	4,089	5,532	4,052	5,249	3,846	5,269	4,134

（予算事業別調書より監査人作成）

令和5年度予算の内訳は、以下のとおりである。

・特殊建築物等定期点検（5施設）	979千円
・設備保守点検（浪速購買施設）	3,202千円
・衛生害虫駆除（浪速購買施設）	120千円
・排水管清掃（4施設）	968千円

3 指摘及び意見

【意見22】商業施設の建物修繕費用、設備改修費用の予算一元化（財政規律の視点）

経済戦略局は、産業振興施設等管理（事業番号113）に計上された商業施設の建物修繕費用や設備改修費用は、本事業の予算として計上し、当該施設の機能維持に必要な経費としてその可否を検討するべきである。

（理由）

本事業の対象施設は、市営住宅との合築より設置された商業施設5施設であるが、経済戦略局は、同じ商業施設の維持管理に必要な経費を、本事業と産業振興施設等管理（事業番号113）に分けて予算計上しているため、各施設の維持管理に必要な経費を把握しづらい。

商業施設における高額な設備の改修は、施設改修による投資回収の見通しを含めてその可否を検討されるべきである。このことは、商業施設が市営住宅との合築であっても同じであり、市営住宅として建物の使用を継続することと、商業施設として機能維持するために必要な投資を行うこととは、別に検討されるべきである。

この点に関し、経済戦略局からは、市営住宅としての使用により建物が存続する以上、普通建物賃貸借の更新拒絶の正当事由が認められ難く、賃借人がいる以上、設備の健全性を維持することは建物所有者（賃貸人）の義務であり、加えて、引き続き新たな賃借人募集を行っていく方針であり、新規契約による増収の可能性があるとの意見が示されている。しかし、各施設の築年数からして、今後、賃料増加の見込みがあるとは直ちに認め難く、また、市営住宅として建物が存続する限り、商業施設を維持管理に必要な経費を負担し続けなければならないという合理的理由も見出しがたい。

商業施設の建物修繕費用や設備改修費用を、本事業に計上された維持管理費用とは別の事業予算として計上することは、商業施設の維持管理に必要な経費の一部を市民から見えにくくするものであるから、本事業の予算として計上し、当該施設の機能維持に必要な経費としてその可否を検討するべきである。

第11 大阪産業局事業交付金（事業番号124）

1 事業の概要

(1) 事業目的

大阪産業局事業交付金は、「大阪産業局事業交付金交付要綱」に基づき、大阪市が大阪市における中小企業支援法に基づく中小企業支援センターとして指定する大阪産業局に対して交付するものである。

当該交付金は、大阪産業局が大阪市中小企業振興基本条例第7条に規定する施策の基本方針に沿うものとして以下に掲げる事業を実施することに対し交付し、大阪市の産業の発展と地域経済の活性化を図ることを目的とするものである。

事業内容	対象経費
・中小企業が直面する多様化・複雑化する経営課題の解決を総合的に支援し、中小企業の経営基盤の強化を図る事業 ・創業への関心や機運を高め、創業時における様々な課題解決を支援し、新たな担い手の創出を図る事業	対象事業の実施に必要な以下の経費 (1) 事業の実施に係る経費 (2) 上記の事業の実施に必要なと判断できる人件費及び事務費

・大阪・関西の強みを活かし、イノベーションやスタートアップが次々と創出され成長する環境の整備・向上を図る事業	
--	--

具体的な実施事業は以下のとおりである。

(単位：千円)

事業内容	4年度当初	5年度算定
・大阪産業局事業交付金		
・大阪産業局事業交付金	669,674	669,228
・5Gビジネス創出プロジェクト	61,705	88,426
・スタートアップ・エコシステム拠点都市事業	24,985	24,985
・頑張る中小企業のビジネスチャンス獲得支援事業	40,069	40,069
・DX高度化支援事業	29,627	29,627
・カーボンニュートラル(CN)等新技術ビジネス創出支援事業	30,000	30,000
合計	856,060	882,335

(事業概要説明資料予算額を抜粋)

大阪市は、令和2年度までは、交付金による大阪産業創造館における中小企業支援事業と産業振興・中小企業支援施策の企画サポート事業などの8つの委託事業を大阪産業局に実施させてきたが、令和3年度からこれらの事業は全て交付金事業とされ、基本となる事業にスタートアップ・エコシステム拠点都市事業などの「重点予算」が加えられている。

大阪産業局に対しては、大阪における中小企業支援の中核を担う存在としての役割を十分に果たすことができるよう財政的資源を集中させるなど、中小企業の経営環境やニーズの変化に機動的かつ柔軟に対応し、裁量を発揮して弾力的な事業遂行が期待されている。

なお、当該交付金事業については、事業目標が設定されており、その達成状況を含め、事業全体の評価にあたっては、大阪産業局事業交付金有識者会議（以下、「有識者会議」という。）において外部有識者の専門的見地からの意見聴取がなされている。

(2) 実施主体

当該事業の実施は大阪産業局が担っており、大阪の中小企業等の経営力強化や創業支援等の事業を行うことにより、府内中小企業等の健全な創出及び育成を図り、もって活力ある大阪経済の発展に寄与することを目的として、以下の事業を実施している。

- ・中小企業等の支援に関する事業
- ・施設の管理運営に関する事業
- ・その他この法人の目的を達成するために必要な事業

大阪産業局は、大阪府及び大阪市の中小企業支援機関が統合し、平成31年4月に設立された。その背景には、大阪市が大阪府と連携することにより二重行政の解消を進めてきたことが挙げられる。大阪市は、大阪市廃止・特別区設置住民投票の結果、反対が賛成を上回ったことを踏まえ、大阪市を残した形で、将来にわたって大阪府と大阪市が一体的な行政運営を推進するため「大阪市及び大阪府における一体的な行政運営の推進に関する条例」を制定した（令和3年4月）。

当該条例に基づき、大阪の成長・発展の基本的な方針等を知事と市長が協議するトップ会議として副首都推進本部（大阪府市）会議を設置するなど、府市一体となつて、大阪の成長・まちづくりを進め、副首都・大阪を確立し、豊かな住民生活を実現するための取組みを進めることとしており、大阪産業局は中小企業支援にかかる事業について具体的に取り組んでいる。

大阪産業局ホームページによれば、大阪産業局の「沿革」は以下のとおりである。

公益財団法人大阪産業局			
旧 公益財団法人大阪市都市型産業振興センター		旧 公益財団法人大阪産業振興機構	
		昭和 59 年 7 月	・財団法人大阪中央地場産業振興センターを設立
		昭和 62 年 9 月	・「マイドームおおさか」を開館
平成元年 10 月	・財団法人大阪市都市型産業振興センター設立		
平成 11 年 2 月	・「テクノシーズ泉尾」開設		
平成 11 年 3 月	・「ソフト産業プラザ イメディオ iMedio」運営受託		
		平成 11 年 4 月	・財団法人大阪中小企業振興センターに名称変更
平成 12 年 3 月	・新事業創出促進法に基づく中核的支援機関に認定		
		平成 12 年 5 月	・大阪府中小企業支援センターを設置
平成 13 年 1 月	・「大阪産業創造館」運営開始 中小企業支援法に基づく中小企業支援センターに指定 大阪府中小企業指導センターを継承し大阪府中小企業支援センターとして設置		
		平成 13 年 4 月	・財団法人大阪産業振興機構に名称変更 ・財団法人大阪府中小企業振興協会事業を継承 取引振興事業（下請あっせん等）、設備貸与事業 など ・財団法人大阪府研究開発型企業振興財団事業を継承
平成 15 年 5 月	・「扇町インキュベーションプラザ メビック扇町」運営受託		
		平成 15 年 8 月	・クリエイション・コア東大阪 北館オープン ものづくりに関する相談事業などを集約し実施
		平成 16 年 8 月	・クリエイション・コア東大阪 南館オープン、産学官連携推進事業を開始
平成 16 年 11 月	・「ロボットラボラトリー」運営受託		
		平成 17 年 4 月	・中小企業等金融新戦略事業を開始（～令和 2 年度）
		平成 20 年 8 月	・社団法人大阪国際ビジネス振興協会の事業を継承

			海外販路開拓支援事業、海外事務所の運営 など
		平成21年4月	・ものづくり B2B センター事業を開始
平成23年3月	・メビック扇町が移転し、「クリエイティブネットワークセンター大阪メビック扇町」に名称変更		
平成24年4月	・公益財団法人へ移行	平成24年4月	・公益財団法人へ移行し、名称を「公益財団法人大阪産業振興機構」に変更
平成25年4月	・「大阪イノベーションハブ」運営受託		
		平成26年4月	・よろず支援拠点事業受託
平成30年4月	・大阪デザイン振興プラザ運営受託		
平成30年9月	・ソフト産業プラザ イメディオ iMedio が「ソフト産業プラザ T E Q S (テックス)」に名称変更		
平成31年4月	・公益財団法人大阪産業振興機構と公益財団法人大阪市都市型産業振興センターの合併により、公益財団法人大阪産業局を設立		
令和元年5月	・大阪市産業創造館2階に中小企業の一元的な相談窓口を設置		
令和2年3月	・メビック扇町が大阪産業創造館に移転し「クリエイティブネットワークセンター大阪 メビック」に名称変更		
令和2年4月	・人材コンシェルジュ事業、キャラバン隊事業開始		
令和2年7月	・内閣府スタートアップエコシステム拠点形成戦略のグローバル拠点都市に大阪・京都・ひょうご神戸コンソーシアムが選定（事務局：大阪産業局）		
令和2年10月	・ソフト産業プラザ T E Q S 内「5 G X (クロス) LAB OSAKA」運営開始		
令和3年4月	・「大阪における中小企業支援機能の強化に関する協定書」に基づく、新たな大阪府・大阪市の事業を開始		
	・大阪府からの業務移管により MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪）の拠点運営開始		
令和3年8月	・2025年大阪・関西万博・大阪パビリオンの一部事務を担うため「中小・スタートアップ出展企画推進委員会」を設置		

（大阪産業局ホームページ「沿革」より監査人作成）

（注）上表において、令和元年以前に終了した事業は除いている。

（3）大阪産業局の実施事業と財源との対応関係

令和5年度における大阪産業局の実施事業とそれらの財源との対応関係は以下のとおりである。大阪産業局は、大阪市の他、大阪府や国の交付金、委託料等により事業を実施している。

（●は交付金、○は受託・補助等を示す。）

事業区分	事業名	実施部署	実施場所	財源			
				市財源	府財源	国財源	その他
大阪産業局全体							
	全体戦略策定・事業計画	統括室	マイドームおおさか				○
	広報・PR戦略	統括室	マイドームおおさか				○
各事業部							
	経営相談	経営相談室	企業支援事業部	産業創造館	●		

	よろず支援拠点	産業振興部	産業創造館			○	
	下請駆け込み寺	MOBIO 事業部	MOBIO				○
	国際ビジネスサポートセンター（海外展開相談）	国際事業部	マイドームおおさか		●		
営業力強化	展示・商談会事業（テーマ別商談会、広域個別商談会等）	企業支援事業部	産業創造館	●			
		MOBIO 事業部	MOBIO		○		○
	セミナー・研修事業	企業支援事業部	産業創造館	●			
		クロステック推進部	T E Q S	●			
		スタートアップ支援事業部	O I H	●	●	○	
		MOBIO 事業部	MOBIO		●		
		国際事業部	マイドームおおさか		●		
		産業振興部	産業創造館ほか			○	○
	常設展示場事業	MOBIO 事業部	MOBIO		●		
ビジネスマッチング	取引あっせん、B2B ネットワーク（発注案件からのマッチング）	MOBIO 事業部	MOBIO		○		
	ビジネスマッチングサポート（企業シーズからのマッチング）	MOBIO 事業部	MOBIO		○		
	ビジネスチャンス倍増プロジェクト（企業シーズからのマッチング）	企業支援事業部	産業創造館	●			
起業	創業支援事業	企業支援事業部	産業創造館	●			
	スタートアップの創出・成長支援事業	スタートアップ支援事業部	O I H	●	● ○		○
	大学発スタートアップの創出・成長支援事業	スタートアップ支援事業部	O I H			○	○
	クリエイター起業支援事業	クリエイティブ産業推進部	ODP				○
新規事業開発	大阪トップランナー事業	企業支援事業部	産業創造館	●			
	新事業展開テイクオフ事業	産業振興部	産業創造館		○		
海外展開	国際ビジネス支援事業（商談会・展示会）	国際事業部	マイドームおおさか		●		○
	国際イノベーション会議、グローバルピッチイベント	スタートアップ支援事業部	O I H	●			
商品開発・PR強化	大阪プロダクトエコシステム創出事業（大阪商品計画）	企業支援事業部	産業創造館				○
	消費財の販路開拓支援事業（大阪製ブランド・伝統工芸品）	MOBIO 事業部	MOBIO		●		
	中小企業向けデザイン支援事業（OIDC）	企業支援事業部	産業創造館		●		
	クリエイティブ産業・育成支援事業	クリエイティブ産業推進部	産業創造館（MEBIC）	●			
技術力・開発力強化	知的財産活動支援事業（知財サポート、外国出願等）	MOBIO 事業部	MOBIO		●	○	
	産学連携支援事業	MOBIO 事業部	MOBIO		●		
	先端技術活用ビジネス支援事業	クロステック推進部	T E Q S	●			
人材戦略	人材採用コンシェルジュ	HR 戦略部	エルおおさか				○
	中核人材雇用戦略デスク（大阪府プロ人材）	HR 戦略部	エルおおさか		○		

	外国人材マッチングプラットフォーム	HR 戦略部	産業創造館		○		
DX 推進支援・業務改善	DX 推進支援事業・DX 高度化支援事業	企業支援事業部	産業創造館	●	●		
設備の増強	設備貸与事業	設備支援部	マイドームおおさか		○		○
インキュベーション・貸工場	大阪デザイン振興プラザ（クリエイター向け）	クリエイティブ産業推進部	ODP				○
	ソフト産業プラザ T E Q S（先端技術活用ビジネス向け）	クロスセック推進部	T E Q S	●			
	テクノシーズ泉尾（賃貸工場）	施設運営部	テクノシーズ泉尾				○
	MOBIO インキュベートルーム（ものづくり企業向け）	MOBIO 事業部	MOBIO				○
展示場・会議室	マイドームおおさか	施設運営部	マイドームおおさか				○
	大阪産業創造館	施設運営部	産業創造館	○			

（大阪市提供資料より監査人作成）

【施設の状況】

施設	大阪産業局の役割	備考
大阪産業創造館	指定管理者として管理運営 指定管理料 280 百万円	
大阪イノベーションハブ（O I H）	施設運営	大阪市が施設を設置 （賃料 41 百万円）
ソフト産業プラザ T E Q S	施設運営	大阪市が施設を設置 （賃料 83 百万円）
テクノシーズ泉尾	賃貸工場の運営 土地：賃貸、施設：大阪産業局所有	
大阪デザイン振興プラザ	A T C から大阪産業局が事業を受託	大阪市と A T C が共同 設置（賃料 190 百万 円）
マイドームおおさか	施設運営 土地：賃貸 施設：大阪産業局と大阪府の共同所有	
ものづくりビジネスセンター 大阪（MOBIO）	施設運営 賃貸	

(4) 交付金事業の収支状況等

収支内容について関係資料を確認し、担当者へのヒアリングを実施した。

令和 5 年度の事業収支実績によれば、大阪産業局事業費 604 百万円に占める諸謝金 224 百万円及び委託費 180 百万円の合計 404 百万円の割合は 67 パーセントとなっている。法人の事業の性質上、外部講師への謝金支払や専門業者等への委託料の支払などが多いことによる。

これらについて任意に抽出しそれらの決裁文書等を閲覧した。その結果、業者等を選定するにあたっての理由などの記載が不足しているものが散見されたため、大阪産業局へ説明を求めたところ、決裁文書等の起案内容の十分性などについては改善すべき点があると認識しており、現状分析を実施するなど、具体的な取り組みを開始している。

【令和 5 年度交付金事業収支】

(単位：千円)

【収入】		予算	実績
大阪産業局事業交付金		910,935	898,507
受益者負担等事業収入		78,050	86,953
内 訳	中小企業経営基盤強化事業及び創業支援事業	62,000	70,917
	イノベーション創出促進事業	16,050	16,036
合計		988,985	985,461

【支出】		予算	実績
1. 大阪産業局事業費		546,306	604,145
内 訳	諸謝金	242,849	224,811
	消耗品費	6,112	12,559
	印刷製本費	21,065	13,175
	使用料	58,922	38,121
	委託費	183,984	180,060
	広告料	14,605	20,147
	会議費	2,521	3,798
	旅費交通費	2,300	3,030
	通信運搬費	1,094	2,780
	修繕費	2,500	3,892
	雑費	2,351	11,586
	分担金	8,000	37,704
	間接物件費	0	52,476
2. 事業人件費		396,654	400,054
3. 総務担当事務所要経費		46,023	46,023
合計		988,985	1,050,223

(令和 5 年度事業実績報告書より監査人作成)

(5) 事業目標

令和 2 年度までの交付金事業は事業の目標設定はされていなかったが、前述のとおり、令和 3 年度より大阪産業局で実施する複数の中小企業支援事業（委託事業）を交付金事業としたことを契機に、大阪市は事業年度ごとに達成目標の設定をしている。令和 3 年度以降の目標は以下のとおりである。

	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
支援対象企業における売上高変化D I (府内値に上乗せするポイント)	府内企業D I 値に上乗せ 37 ポイント以上	23	府内企業D I 値に上乗せ 37 ポイント以上	23	府内企業D I 値に上乗せするポイント前年度以上 (23)	15
支援対象企業における損益変化D I (府内値に上乗せするポイント)	府内企業D I 値に上乗せ 32 ポイント以上	17	府内企業D I 値に上乗せ 32 ポイント以上	17	府内企業D I 値に上乗せするポイント前年度以上 (17)	4
創業・起業件数	100 件以上	143 件	100 件以上	121 件	110 件以上	132 件

経営力強化件数	340 件以上	362 件	400 件以上	463 件	400 件以上	510 件
支援企業における マッチング件数					630 件以上	823 件
発掘企業等における マッチング件数			300 件以上	419 件		
クリエイターと企業との マッチング件数	300 件以上	413 件	330 件以上	415 件		
支援企業における 売上増加額	27 億円以上 (令和 3～6 年度)	1 億 1104 万円	27 億円以上 (令和 3～6 年度)	3.6 億円 (令和 3～4 年度)	(注)	(注)
大阪産業創造館利用者満足度	90%以上	94.46%	90%以上	94.63%	90%以上	96%
新たなプロジェクトの創出・推進支援件数	400 件以上 (令和 3～7 年度)	80 件	400 件以上 (令和 3～7 年度)	163 件	412 件以上 (令和 3～7 年度)	261 件 (令和 3～5 年度) ※令和 5 年度は 98 件
スタートアップ等における資金調達額	80 億円以上 (令和 3～7 年度) ※令和 2 年度以前に支援をした企業が新たに資金を調達した額を含む	83 億 8811 万円	180 億円以上 (令和 3～7 年度) ※令和 2 年度以前に支援をした企業が新たに資金を調達した額を含む	222 億 9080 万円 (令和 3～4 年度)	300 億円以上 (令和 3～7 年度) ※令和 2 年度以前に支援をした企業が新たに資金を調達した額を含む	315 億 4,580 万円 (令和 3～5 年度) ※令和 5 年度は 92 億 5500 万円
万博を契機に活躍する CN 分野等スタートアップ輩出数			10 社以上 (令和 4～7 年度)	—	10 社以上 (令和 4～7 年度)	—

(大阪産業局事業交付金事業報告書より監査人作成)

(注) 当該目標については、令和 4 年度中に見直しを行い、令和 5 年度目標から外されている。

上記の結果については、目標未達の項目があるものの「概ね妥当」と大阪市は評価しており、その評価にあたっては有識者会議より意見を聴取している。

大阪産業局では、毎週開催の各チーム会・決定会議、毎月開催の定例会等に大阪市の担当職員が参加し、事業内容の確認及び情報交換を行うほか、毎月の経営会議において「月次報告シート」を用いて大阪市の管理職へも共有している。これにより、目標の進捗状況を確認し、事業実施上の課題等への対応を適宜行なっている。

2 実施場所別の活動概要及び事業費予算の推移

(1) 大阪産業創造館

大阪産業創造館は、平成 13 年 1 月に開設し、中小企業支援事業、経営相談、展示会などが実施されている。同施設の 17 階には、令和 2 年 3 月に扇町からクリエイター支援施設の「クリエイティブネットワークセンター大阪メビック」を移設している(平成 15 年 5 月より運営)。

大阪産業創造館は市の所有施設であり、経済戦略局は大阪産業局を非公募により指定管理者としている。

ア 大阪産業局事業交付金

(単位：千円)

	2 年度		3 年度		4 年度		5 年度	
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算
事業費			676,038	676,038	669,674	669,674	669,228	665,723
国庫支出金			92,002	92,002	88,527	88,527	88,527	88,527
蓄積基金繰入金			8,749	8,749	9,334	9,334	8,888	5,383
差引一般財源	0	0	575,287	575,287	571,813	571,813	571,813	571,813

(予算事業別調書より監査人作成)

(注) 令和2年度は大阪産業創造館における中小企業支援事業交付金327百万円と8つの委託契約393百万円によっていた。

なお、事業費にはソフト産業プラザ及び大阪イノベーションハブに係る運営費が含まれており、令和5年度においてはそれぞれ70百万円及び142百万円である。

イ 頑張る中小企業のビジネスチャンス獲得支援事業

(単位：千円)

	2 年度		3 年度		4 年度		5 年度	
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算
事業費（一般財源）	-	-	-	-	40,069	40,069	40,069	40,069

(予算事業別調書より監査人作成加工)

ウ DX高度化支援事業

(単位：千円)

	2 年度		3 年度		4 年度		5 年度	
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算
事業費（一般財源）	-	-	-	-	29,627	29,627	29,627	29,627

(予算事業別調書より監査人作成加工)

(2) ソフト産業プラザTEQS

ア 活動概要

(ア) ソフト産業プラザTEQS（以下、「TEQS」という。）は、アジア太平洋トレードセンター株式会社が所有するITM棟6階に、大阪市がテクノロジー・ビジネスの支援拠点として平成11年3月に設置した（年間賃借料（共益費込み）83百万円）。その運営は大阪産業局が担っており、インキュベーション施設の運営、実証実験支援サポート等を行なっている。

(イ) インキュベータオフィスは完全個室タイプとハイパーテーションオフィスの2タイプで、24時間365日使用可能となっている（完全個室タイプ全8室は全て入居中、ハイパーテーションオフィス全11ブース中9ブースが入居中）。

(ウ) TEQSではAI・IoT、クロステック、web3など関連するセミナーが開催されており、過去5年間のTEQS施設利用者数及びセミナー受講者数の合計は以下のとおりである。

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設利用・セミナー受講者数	618	256	850	1,796	3,649

(注) 令和2年10月 「5GX LAB OSAKA」をソフト産業プラザTEQS内に開設
令和3年4月 「5Gビジネス創出プロジェクト」を実施

イ 事業費予算の推移

(ア) 5Gビジネス創出プロジェクトの事業実施にかかる予算は、大阪産業局交付金として以下のように計上されている。なお、この他 T E Q Sに係る運営費が「大阪産業局事業交付金」に含まれており、令和5年度は70百万円であった。

(単位：千円)

	2年度		3年度		4年度		5年度	
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算
事業費	-	-	49,605	49,605	61,705	61,705	88,426	82,831
国庫支出金	-	-	24,803	24,803	30,853	30,853	44,213	41,416
差引一般財源	-	-	24,802	24,802	30,852	30,852	44,213	41,415

(予算事業別調書より監査人作成加工)

(イ) 令和2年10月にT E Q S内に設置された「5G X LAB OSAKA」は、構想期から事業化期までの事業フェーズに応じた支援を実施し、5G等先端技術を活用したビジネスの創出を目指している。当該事業は、大阪市、ソフトバンク株式会社、一般社団法人 i-RooB0 Network Forum 及び大阪産業局による共同事業として実施されており、6分野約35展示の中から5Gを用いる製品・サービスを体験することができる。また、5Gを利用したコンテンツの動作検証や実証実験も支援している。

(ウ) 当該事業については、「大阪市5G等先端技術を活用したビジネス創出プロジェクト有識者会議」において、事業進捗など検討・評価されている。

ウ K P I

当該事業ではプロジェクトの進捗に応じたプログラムが提供されることから、それに伴ったK P Iが設定されており、令和5年度までのいずれの年度も目標を達成している。

【フェーズに応じたプログラムを提供】

構想期	開発期	実証期	事業化期
(機運醸成/コミュニティ形成・プロジェクト組成)	(ビジネス構築)		(市場導入)
1. ビジネス			
2. アクセラレーション・マッチング			
	3. 5G開発補助		
		4. 実証実験支援	
		4. 事業検証 (F/S) 支援(R5～)	
			5. 5G導入トライアル補助(R4～)

【KPI】

		R3	R4	R5	R6	R7
①ビジネス創出件数	(アウトカム)	—	3	5	7	7
②プロジェクト創出件数	(中間アウトカム)	5	5	7	10	10
③実証実験支援件数	(アウトプット)	6	8	15	15	15

【上記K P Iに対する年度別K P I実績】

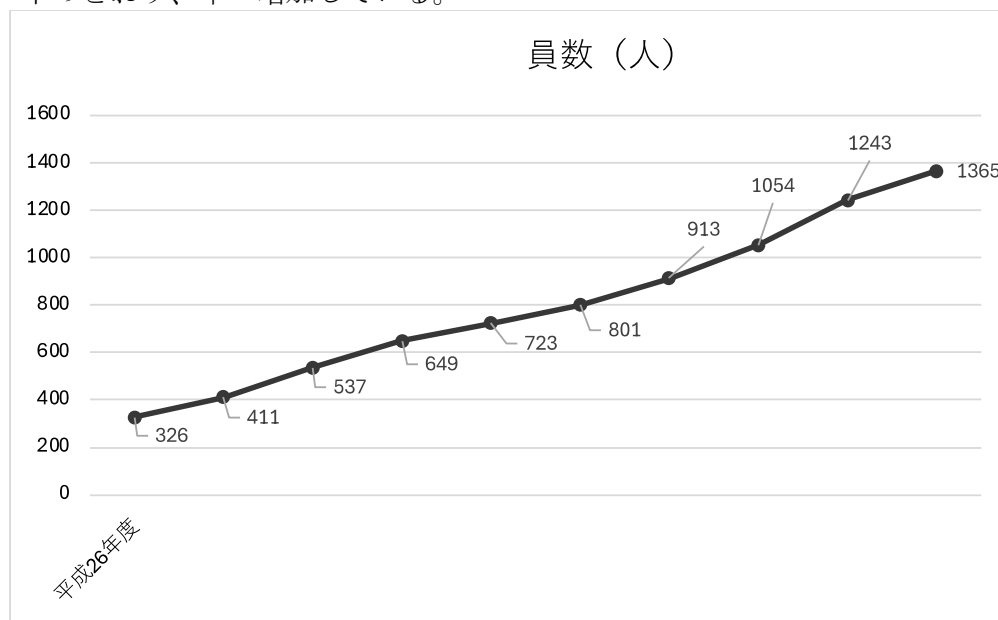
年度	令和3	令和4	令和5
5 G等の先端技術を活用したビジネス創出件数	0	3	6
5 G関連のプロジェクト創出件数	6	7	7
5 G等の先端技術を活用した実証実験支援件数	6	8	15

(令和5年度大阪市5 G等先端技術を活用したビジネス創出プロジェクト事業概要より抜粋、作成)

(3) 大阪イノベーションハブ

ア 活動概要

- (ア) イノベーションハブ（以下、「O I H」という。）は、グランフロント大阪ナレッジキャピタルに設置され、大阪市が賃借料を負担し（共益費込み 41 百万円）、その運営を大阪産業局が行なっている。グランフロント大阪ナレッジキャピタルは、起業家、スタートアップ企業等のサポートのために、再開発エリアであった大阪駅北地区の先行開発区域（うめきた1期）に平成25年4月に開業している。
- (イ) O I Hは会員のみが使用できるが、会員登録には会員規約の趣旨を理解した上で面談の上、入会決定される（プレイヤー会員）。プレイヤー会員数の状況は以下のとおり、年々増加している。



(大阪産業局提供資料をもとに作成)

- (ウ) O I H主催のイベント（ピッチイベント、マッチングプログラム、ネットワーキング・交流会など）が開催されており、過去5年間のO I H来館者数及びイベント参加者数は以下のとおりである。

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
来館者数	14,806	11,196	14,959	19,144	13,647
イベント参加者数（注）	13,467	10,321	14,135	18,027	12,583

(大阪産業局提供資料をもとに作成)

(注) イベント参加者数にはオンライン参加者も含む。なお、2022年度はスタートアップエコシステム関連のイベントを京阪神で連携して実施したことにより参加者が増加している。

イ 事業費予算の推移

事業実施にかかる予算は、大阪産業局交付金として以下のように計上されている。なお、この他大阪イノベーションハブに係る運営費が「大阪産業局事業交付金」に含まれており、令和5年度は142百万円であった。

■ スタートアップ・エコシステム拠点都市事業

(単位：千円)

	2 年度		3 年度		4 年度		5 年度	
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算
事業費	-	-	24,985	24,985	24,985	24,985	24,985	24,985
国庫支出金	-	-	12,492	12,492	12,492	12,492	12,492	12,492
差引一般財源	-	-	12,493	12,493	12,493	12,493	12,493	12,493

(予算事業別調書より監査人作成加工)

行政（大阪府、大阪市、堺市）・経済団体等の関係機関が一体となって、オール大阪で起業家を生み育てる環境を整備するとともに、スタートアップ・エコシステムの構築・拠点都市形成をめざすことを目的に設立された「大阪スタートアップ・エコシステムコンソーシアム」は、京都、ひょうご・神戸の各コンソーシアムとの連携により、令和2年7月にスタートアップの支援を国より集中的に受けることができる「スタートアップ・エコシステムグローバル拠点都市」に選定され、その事務局を大阪産業局が担っている。

■ カーボンニュートラル（CN）等新技術ビジネス創出支援事業

(単位：千円)

	2 年度		3 年度		4 年度		5 年度	
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算
事業費（一般財源）	-	-	-	-	30,000	30,000	30,000	30,000

(予算事業別調書より監査人作成加工)

カーボンニュートラル（CN）等新技術ビジネスの創出や成長を支援する仕掛けを構築し、大阪・関西万博への新ビジネスの出展等につなげ、CN分野を大阪のスタートアップ・エコシステムにおける経済成長分野の一つに加えることにより、エコシステム強化・ポストコロナにおける大阪の持続的成長につなげていくこととしている。

ウ K P I

(ア) スタートアップ・エコシステム拠点都市事業の運営においては、大阪府・大阪市共通のK P I が設定されており、有識者会議においても評価されている。

	KPI	令和5年度	達成度
スタートアップ創出件数 (大学初スタートアップの設立数100件含む)	300件	465件 (128件)	155.0%
ユニコーン輩出件数	3件	0件	0.0%
5億円以上調達のスタートアップ件数	75件	92件	122.7%
外国人起業家の誘致件数	20件	37件	185.0%
スタートアップVISA認定件数	30件	26件	86.7%
万博を契機に活躍するスタートアップ輩出件数	50件	0件	0.0%

(注) 令和6年度までの5年間で達成

(イ) 現状、「ユニコーン輩出件数」及び「万博を契機に活躍するスタートアップ輩出件数」については、実績はない。

なお、大阪産業局は令和7年4月より開催される日本国際博覧会「大阪・関西万博」（以下、「万博」という。）に向け、カーボンニュートラル（CN）等新技

術ビジネス創出支援事業で支援した企業が万博に出展できるよう対応を進めており、その企業数は51社となっている（令和6年10月9日監査時提供資料）。

(4) 経済戦略局が重点的に取り組む経営課題と交付金事業

ア 経済戦略局が重点的に取り組む経営課題として「経営課題1 イノベーションを生み出す環境づくりと中小企業の振興」を掲げている。その概要は以下のとおりである。

(ア) 予算額等・課題認識・主な戦略・アウトカム指標

予算額等	令和3年度決算額：60,420百万円 令和4年度予算額：26,318百万円 令和5年度予算額：33,503百万円
課題認識	・万博開催を好機と捉え、スタートアップ・イノベーションの創出や企業の中核拠点等の集積を促進するためには、投資・企業等を惹きつけるビジネス環境の整備が必要である。また、中小企業の成長・発展を図るためには、経営基盤強化、技術開発、販路拡大等経営上の課題解決に資する支援策を推進する必要がある。 ・新型コロナウイルス感染症等の影響を受ける市内事業者の事業継続の下支えや新たな事業環境への適応促進等に取り組む必要がある。
主な戦略 (課題解決の方策)	1. 世界に伍するスタートアップ・エコシステムの構築、先端技術の社会実装の推進、産学官連携の強化などによるスタートアップ・イノベーションの創出促進 2. 大阪産業局、大阪産業技術研究所と連携した中小企業の経営力強化、事業継続支援 3. 規制改革や国際金融都市実現に向けた取組、MICE誘致の推進、国際交流の促進などによるビジネス環境の向上・発信
アウトカム指標 (経営課題の進捗度合を示した指標)	○大阪におけるスタートアップ創出数：300社、うち大学発100社（R2～6年度） ○大阪産業局支援対象企業における売上高・損益変化DI（府内企業DI値に上乗せするポイント）：前年度以上 ○大阪産業技術研究所で実施する企業支援研究実施件数：625件（R4～8年度） ○大阪への金融系外国企業・投資家等の誘致数：R7年度までに30社

（令和5年度経済戦略局運営方針をもとに監査人作成）

(イ) アウトカム指標の達成状況（定量評価）

5年度実績と達成状況 ※A：達成 B：未達成		前年度実績
大阪におけるスタートアップ創出数：465社、うち大学発128社（R2～5年度）	A	279社（うち大学発98社）
大阪産業局支援対象企業における売上高・損益変化DI（府内企業DI値に上乗せするポイント）：直近（R4年度）実績 売上高変化DI：23ポイント 損益変化DI：17ポイント	A	（R3年度実績） 売上高変化DI：23ポイント 損益変化DI：17ポイント
大阪産業技術研究所で実施する企業支援研究実施件数：257件（R4～5年度）	A	139件
大阪への金融系外国企業・投資家等の誘、致数：13社（R4～5年度）	A	1社

（令和5年度経済戦略局運営方針をもとに監査人作成）

イ 上記アのとおり、交付金事業は、経済戦略局が認識した経営課題の解決に寄与すると位置付けられており、上記ア（ア）予算額等・課題認識・主な戦略・アウトカム指標で示した「予算額」には同事業の予算額が含まれている。

ウ 一方、大阪市が施設を借り上げ設置したO I HやT E Q Sに係るそれぞれの賃料は41 百万円及び83 百万円であり、「イノベーション創出事務費」として予算化されている。これらは大阪産業局が実施する事業の活動拠点となるにもかかわらず、上記ア（ア）予算額等・課題認識・主な戦略・アウトカム指標で示した「予算額」には含まれていない。

3 指摘及び意見

【意見 23】交付金事業費に含まれる間接物件費の予算額の明示（P D C A、情報提供の視点）
大阪産業局は、交付金事業費の予算管理のため、間接物件費の予算額の明示について検討すべきである。

（理由）

ア 交付金事業費の実績には間接物件費 52 百万円が含まれているが、当初予算額には明示されていなかった。

イ 間接物件費は、例えばシステム開発費用などの法人全体にかかる事業費等（以下、「共通経費」という。）を大阪産業局交付金事業として配賦すべきものとして、一定の考え方にに基づき、交付金事業の経費としたものである。

このような共通経費とされるものについては、大阪産業局においては法人予算として理事会にて承認されるものであり、その年間予算額は把握することが可能であることから、共通経費として各事業へ配賦する額については、大阪市への交付金申請においても考慮されるべきものである。

よって、標記のとおり意見する。

【意見 24】規則、規程等の見直しの必要性の検討（財政規律の視点）

大阪産業局は、事業者選定方法の実態を把握の上、現状の規則、規程等の見直しの必要性について検討すべきである。

（理由）

ア 交付金事業費のうち、委託費について確認したところ、以下のような契約があった。

No	業務名	事業者	金額（円）	選定方法
1	O I Hスタートアップアクセラレーションプログラム委託業務	A	34,833,040	公募型プロポーザル方式
2	大学発スタートアップ創出プロジェクト委託業務	A	13,970,000	特名随意契約

イ 1の契約については、公募型プロポーザル方式により、大阪産業局のホームページにおいて公募し、仕様書に定めた審査基準により、書類審査、プレゼンテーション等の後、業者が選定されている。

ウ 2の契約については、令和4年度において公募型プロポーザル方式により事業者選定され、当該年度の仕様書において、「令和5年度については、発注者（注：大阪産業局）が令和4年度業務の履行状況や成果について確認を行い、契約を継続することで、令和5年度の本業務並びに最終目標達成において、効果的な事業実施が見込まれると発注者が認める場合は、令和5年度の契約の更新があり得るものとする。」と示されており、令和5年度も引き続き契約締結されていた。

エ 大阪産業局における契約に関する事務については、会計規程及び契約事務取扱規則において以下のように定められている。

【会計規程】

(契約)

第 44 条 契約については、契約事務取扱規則に定めるものとする。

(契約の方法)

第 45 条 指名競争入札又は随意契約の方法により締結するものとする。

【契約事務取扱規則】

(契約の方法)

第 4 条 売買、貸借、請負その他の契約は、指名競争入札または随意契約の方法による。

(随意契約)

第 11 条 次の各号に掲げる場合は、随意契約の方法により契約できるものとする。

- (1) 契約の性質又は目的が、指名競争入札に適さないとき
 - (2) 指名競争に付することが不利と認められるとき
 - (3) 時価に比して、著しく有利な価額で契約を締結することができる見込みがあるとき
 - (4) 緊急を要する場合で、指名競争入札に付することができないとき
 - (5) 指名競争入札に対して入札者がいないとき、又は再度の入札に付しても落札者がいないとき
 - (6) 落札者が契約を締結しないとき
 - (7) 前各号に規定するもののほか、業務運営上特に必要があると認められるとき
- 2 前項 7 号に掲げる業務運営上特に必要があると認められるときとは以下の事をいう。
- (1) 小額の契約（税込 10 万円未満）を締結する場合、1 社の見積で契約することができる。
 - (2) 税込 10 万円以上 100 万円未満の契約は 2 社以上の比較見積によって契約することができる。
 - (3) 税込 100 万円以上 500 万円未満の契約については、指名競争入札もしくは 3 社以上の比較見積によって契約することができる。
 - (4) 税込 500 万円以上の契約については、原則指名競争入札とする。

1 及び 2 の契約は、契約事務取扱規則第 11 条第 1 項を適用したものであり、大阪産業局の会計規程とも整合している。

オ 大阪産業局では、ホームページにて公募型プロポーザル方式を採用し事業者を募る傾向にあり、業務の性質上、価格のみならず業務履行の確実性含め事業者を選定する方法を採用することは合理的と言える。

カ 現在の大阪産業局の会計規程は、平成 31 年 4 月に旧公益財団法人大阪産業振興機構と旧公益財団法人大阪市都市型産業振興センターが合併する際、それぞれの法人の実情を踏まえ、合併後の法人の事業が幅広いものになると想定されたことから、適時適切な契約事務に柔軟に対応することができるよう「指名競争入札」又は「随意契約」によるものと定められたものである。

キ これらの方法は契約の相手先を限定できる点、期待しうる業務の質を担保することができ有用である反面、契約手続の公平性や透明性の点において懸念が残ることは否めない。

ク 大阪産業局は、大阪市より交付金を収受し、大阪市の施策を実施する団体として、公的な役割を担っていることから、契約手続きの透明性を確保することについては留意されるべきである。

ケ 2 つの法人が合併し数年を経て、事業実態が当初想定と乖離していないか、さらに、大阪市の施策を推進する団体として、公的な役割を担っている点において、一般競争入札によることも検討するなど、現在の会計規程等の見直しの必要性については留意する必要がある。

よって、標記のとおり意見する。

【意見 25】適切な事務手続の確保（財政規律の視点）

大阪産業局は、随意契約の決裁にあたって、随意契約理由を適切に文書化すべきである。

また、大阪産業局では令和 6 年度において決裁文書の記載内容の不備を改善すべく、現状分析し対応している途上にあるが、交付金の対象業務が増加傾向にあり、業務手続きの属人化や特定の人への集中なども懸念されることから、事務手続が適切に行えるよう対応策もあわせて検討すべきである。

（理由）

ア 交付金事業費のうち、広告宣伝費について確認したところ、以下のような契約があった。

No	業務名	事業者	金額（円）	選定方法
1	【空間プロデュース展 2024】駅貼り広告	B	264,000	随意契約
2	【紙加工技術展 2024】地下鉄中吊り広告	B	990,000	随意契約

イ いずれも Osaka Metro の駅構内、地下鉄内の中吊り広告について、契約したものであるが、随意契約理由が不明であった。これについては、事業者 B と大阪市との契約の中で広告の行政使用枠が設定されており、その枠内での広告運用の場合は事業者 B 以外との契約で使うことができないことから、契約事務取扱規則第 11 条 1 項 1 号を適用したものであった。大阪産業局内において周知されている内容とはいえ、契約手続にあたっては決裁文書に適切に記載すべきである。

ウ また、大阪産業局では令和 6 年度において決裁文書の記載内容の不備を改善すべく、現状分析し対応している途上にあるが、交付金の対象業務が増加傾向にあり、業務手続きの属人化や特定の人への集中なども懸念されることから、事務手続が適切に行えるよう対応策の検討が望まれるところである。

よって、標記のとおり意見する。

【意見 26】事業目標「支援対象企業の売上高変化 D I 及び損益変化 D I」について（P D C A の視点）

経済戦略局は、大阪産業局交付金事業の具体的な目標設定をする上では、大阪産業局が支援する企業の属性を踏まえた内容とすべきであり、大阪府調査の結果をあらためて分析し、それを基礎とした目標設定が必要と考える。

また、大阪府調査による D I 値はマイナス傾向であることから参考値として捉え、現状の大阪産業局支援企業の D I 値の水準を評価した上で、達成すべき D I 値を独自に探っていくことも検討すべきである。

（理由）

ア D I（Diffusion Index）は、景気動向を示す指標の一つであり、アンケート調査結果に基づいている。アンケート回答のうち、「（景気）上昇・好転」の割合から「（景気）下降・悪化」の割合を差し引いた数字がプラスであれば上昇・好転基調を示し、マイナスであれば、下降・悪化基調を示す。

イ 大阪産業局交付金に対しては、事業効果を測定するため、目標値が設定されており、そのうち、大阪産業局が支援対象としている企業の「売上高変化 D I」及び「損益変化 D I」が、大阪府全体の調査結果を上回るよう設定されている（なお、大阪市景気観測調査結果は別途公表されている）。

ウ 大阪産業局から提供された大阪府調査の概要は以下のとおりである。大阪府が実施するアンケート調査項目に追加して回答を求めている。

調査対象	府内の民営事業所（農林漁業、鉱業、電気・ガス・熱供給業、金融・保険業及びサービス業の一部を除く全産業）
調査方法	郵送自記式アンケート調査（配布数：6,500社）
回答企業数	売上変化：1,879社 営業利益変化：1,755社

エ 一方、大阪産業局の調査（以下、「産業局調査」という。）は大阪産業局を利用したユーザーのうち、経営者のみを抽出し、重複削除後データに対して、メールによるアンケート調査を実施している（匿名回答）。

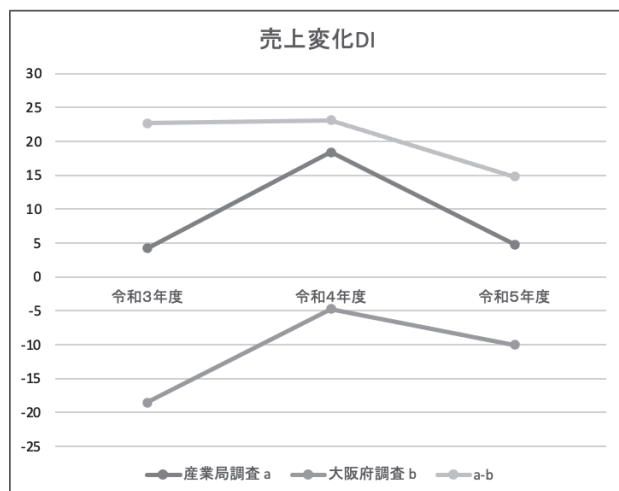
過去3年間のアンケート対象人数と回答数は次のとおりである。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
アンケート対象人数 a	3,297	5,833	6,715
回答人数 b	380	380	686
b/a	11.53%	6.51%	10.22%

オ 大阪産業局交付金の目標に関する大阪府調査（対象：中小企業）及び産業局調査の比較は次のとおりである。

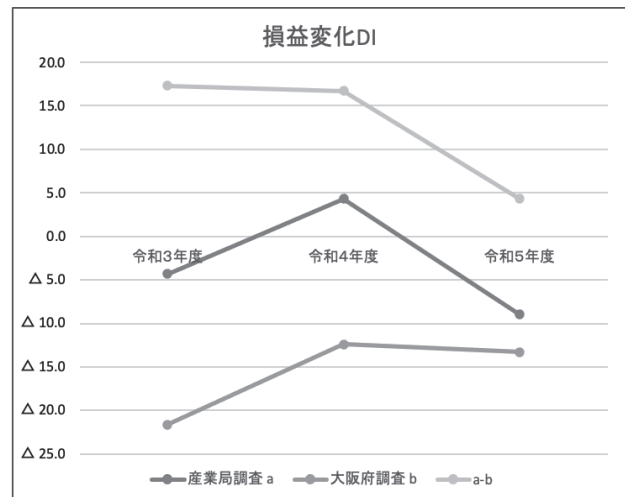
【売上変化D I】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
産業局調査 a	4.2	18.4	4.8
大阪府調査 b	△ 18.5	△ 4.7	△ 10.0
a-b	22.7	23.1	14.8
事業目標	37.0	37.0	23.0



【損益変化D I】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
産業局調査 a	△ 4.3	4.3	△ 9.0
大阪府調査 b	△ 21.6	△ 12.4	△ 13.3
a-b	17.3	16.7	4.3
事業目標	32.0	32.0	17.0



（大阪産業局提供資料より監査人作成）

カ いずれのD I も大阪府調査の結果はマイナスとなっており、産業局調査の結果が大阪府調査のそれを上回っている。その要因として、調査範囲の相違が考えられる。

キ これについて、大阪府が実施するアンケート調査を参考として確認した。当該データの確認は大阪府下の会社に対して実施されており、地域ごとにデータを集約している。地域別に見た回答企業数の内訳は以下のとおりである。

【地域別回答企業数内訳】

令和 5 年度	第 1 四半期		第 2 四半期		第 3 四半期		第 4 四半期	
	企業数 (社)	構成比 (%)	企業数 (社)	構成比 (%)	企業数 (社)	構成比 (%)	企業数 (社)	構成比 (%)
大阪市地域	863	47.0	893	47.9	849	48.5	815	47.0
北大阪地域	202	11.0	213	11.4	201	11.5	201	11.6
東大阪地域	378	20.6	387	20.8	352	20.1	365	21.0
南河内地域	86	4.7	82	4.4	79	4.5	81	4.7
泉州地域	307	16.7	289	15.5	268	15.3	273	15.7
合計	1,836	100.0	1,864	100.0	1,749	100.0	1,735	100.0

(大阪府景気観測調査結果より監査人作成)

ク 公表されている大阪府景気観測調査結果によれば、四半期ごとにD I 値を算定しており、地域ごとの状況を確認することができる。令和 5 年度の概要は以下のとおりである。

令和 5 年度	出 荷 ・ 売 上 高								
	構成比 (%)			D I (※季節調整前)					
	増加	横ばい	減少	大阪府	大阪市	北大阪	東大阪	南河内	泉州
第 1 四半期	18.3	48.1	33.6	△15.3	△7.4	△15.5	△21.7	△27.7	△26.3
第 2 四半期	18.0	47.9	34.1	△16.1	△12.1	△18.1	△18.0	△33.3	△19.8
第 3 四半期	22.3	47.9	29.8	△7.4	△3.6	△11.7	△9.8	△18.4	△10.2
第 4 四半期	15.3	46.9	37.8	△22.5	△18.8	△22.2	△25.1	△34.6	△27.1

(大阪府景気観測調査結果より監査人作成)

令和 5 年度	営 業 利 益 水 準								
	構成比 (%)			D I (※季節調整前)					
	増加	横ばい	減少	大阪府	大阪市	北大阪	東大阪	南河内	泉州
第 1 四半期	15.3	51.9	32.8	△17.5	△10.8	△22.2	△21.5	△26.7	△25.5
第 2 四半期	13.8	53.3	32.9	△19.1	△15.1	△21.5	△22.3	△34.2	△20.9
第 3 四半期	19.0	52.1	28.9	△9.9	△6.4	△11.4	△13.6	△25.3	△10.7
第 4 四半期	13.7	50.1	36.2	△22.5	△17.9	△25.6	△25.8	△32.9	△26.4

(大阪府景気観測調査結果より監査人作成)

ケ 大阪府景気観測調査結果によれば、「地域別回答企業数内訳」のとおり大阪市以外の企業が過半数を占め、それらの地域の状況によっては、大阪府全体のD I 値を引き下げる要因となる場合もある。

コ 例えば、令和 5 年度第 4 四半期の出荷・売上高の大阪府D I 値はマイナス 22.5 であるが、大阪市以外はそれと同等あるいはマイナスとなっている。営業利益水準においても同様の傾向である。

このような大阪府の景気観測調査に追加して回答を求めたD I 調査についても同様の傾向と推察される。

サ 一方、大阪産業局が支援する企業がいずれの地域で事業を営んでいるかは、アンケートの対象とはなっていない。

シ 大阪府下の中小企業を対象とした調査結果と比較することは、大阪産業局支援対象企業の傾向を知る上で有用である。しかし、大阪産業局交付金事業の具体的な目標設定をする上では、大阪産業局が支援する企業の属性を踏まえた内容とすべきである。

よって、標記のとおり意見する。

【意見 27】新たな事業目標について（P D C A の視点）

新規事業創出や事業成長支援事業は中小企業支援施策にとっても重要なものであるため、経済戦略局は大阪産業局とともに交付金の目標として相応しいものをあらためて検討すべきである。

（理由）

ア 大阪産業局事業交付金の当初目標のひとつであった「支援企業における売上増加額」については、令和 5 年度目標から除外されている。

イ これについて経済戦略局からの説明は次のとおりである。

令和 2 年度以前から経済戦略局運営方針のアウトカム指標に「大阪トップランナー育成事業の認定プロジェクトにおける新たな売上の創出額」を掲げており、トップランナー事業が委託から交付金となった令和 3 年度経済戦略局運営方針においても「支援企業における売上増加額：27 億円（令和 3～6 年度）」を引き続きプロセス指標に掲げるとともに大阪産業局事業交付金の目標とした。

しかしながら、交付金は中小企業支援に効果的な事業を柔軟に実施していくのが趣旨であるのに対し、個別事業に紐づく目標は大阪産業局の柔軟な業務遂行を妨げかねないことから、令和 4 年度中に見直しを行い、令和 5 年度大阪産業局事業交付金の目標から当該目標を外すこととした。

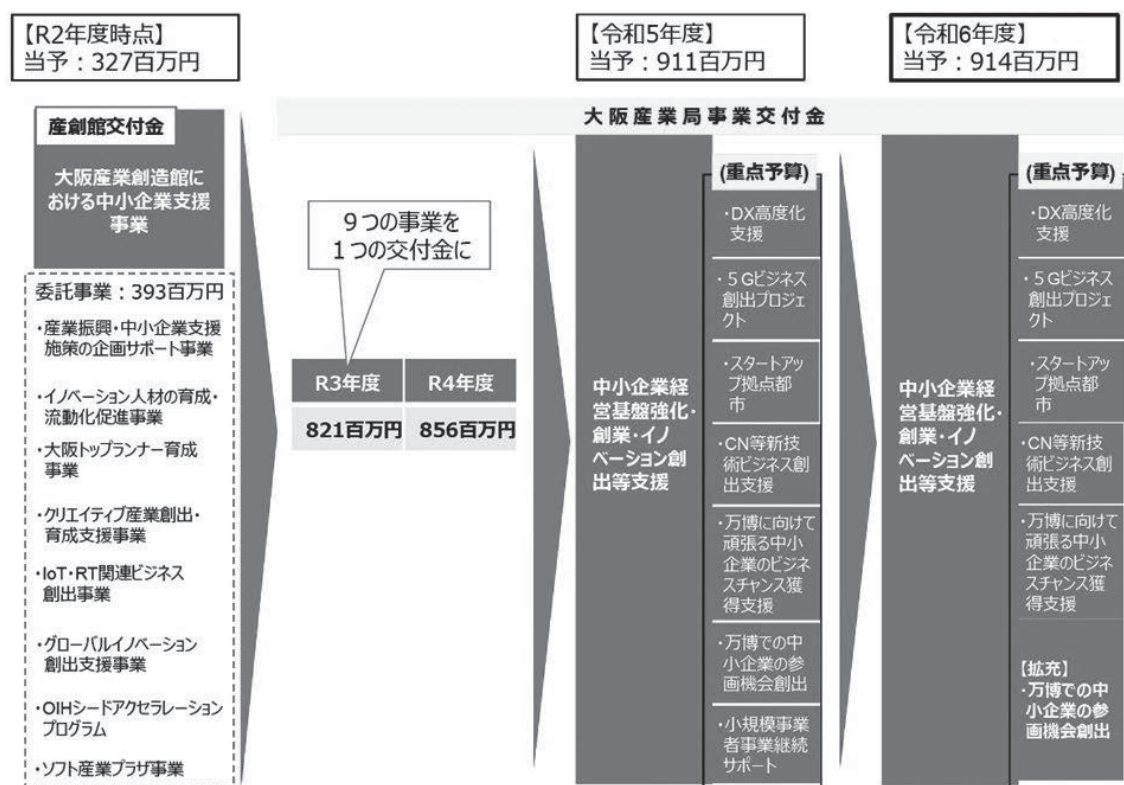
【参考】

当初目標：支援企業における売上増加額：27 億円（令和 3～6 年度）

実績：令和 3 年度 売上増加額：1.1 億円

令和 4 年度 売上増加額：3.6 億円（令和 3～4 年度累計）

令和 5 年度 売上増加額：5.8 億円（令和 3～5 年度累計）



（令和 6 年度大阪産業局事業交付金説明資料より転載）

ウ 上記の「大阪トップランナー育成事業」は、平成 25 年度より旧公益財団法人大阪市都市型産業振興センターにおいて実施され、大阪産業局においても引き続き実施されている。

- エ 当該事業は、新規性があり成長が期待できる中小企業の有望なプロジェクトを「トップランナー事業」として大阪市が認定し、当該事業に対して担当コーディネーターを配置し、事業戦略、販路拡大、資金調達などに関するコンサルティングを行うなど、戦略的な経営ノウハウ提供等を中心とした継続的サポートを行うものである。
- オ プロジェクトは募集要項を作成の上、公募し、有識者会議により審査され、選定され、ハンズオン支援の対象となる。令和5年度にハンズオン支援を行った認定プロジェクトの企業数は14社であり、当該事業開始より認定されたプロジェクトは、環境エネルギー、医療、介護、健康、AIなどの分野で、令和5年度末現在100を超えている。
- カ 認定プロジェクトについては、そのフォローアップとして外部展示場への出展支援を行っており、令和5年度においては、「大阪トップランナー育成事業」認定プロジェクトのPRの一環として、おおさかATCグリーンエコプラザ内「新ビジネス創出ゾーン」へ「環境」をテーマにした認定プロジェクト実施企業に対して出展機会を提供している。
- キ このような新しいビジネスを起こす中小企業等に対する伴走支援は直ちに結果に結びつかないことも多いが、「新規性があり、成長が期待できる事業」を大阪市認定プロジェクトとし、各企業へのきめ細かなハンズオン支援の活動は、大阪産業局が持つノウハウやネットワークを駆使し、中小企業の活動基盤を強固なものとする側面もあることから、交付金の事業目標とすることは客観的に評価でき有用である。
- ク 例えば、令和5年度において、「大阪トップランナー育成事業」認定プロジェクトのPRの一環として、おおさかATCグリーンエコプラザ内に認定プロジェクト実施企業に対して出展機会を提供しているが、これは出展企業にとってはビジネスチャンスの機会ともなる。そのような機会を増やすには認定プロジェクトを増やしていく活動も必要となる。
- よって、標記のとおり意見する。

【意見28】スタートアップ・エコシステム拠点都市事業のKPIについて（PDCAの視点）
経済戦略局及び大阪産業局は、令和5年度末現在未達となっている以下の2つのKPIについて、目標としての位置付け及び目標設定の具体性について検討すべきである。

「ユニコーン輩出件数」

「ユニコーン輩出件数3件」という目標を設定するにしても、これを達成するためにはどのような効果的な取り組みをすべきかを検討すべきであり、それらの取り組みの進捗管理を行うことが重要である。

よって、経済戦略局及び大阪産業局は、現状、目標として設定されている「ユニコーン輩出件数3件」を上位の目標として捉え、その達成に向けたいくつかの取り組みに関するKPIを設定するなど、あらためて検討すべきである。

「万博を契機に活躍するスタートアップ輩出件数」

「万博を契機に活躍するスタートアップ企業」が万博の「大阪ヘルスケアパビリオン」出展にとどまらず、その後どのような成長を遂げていくのかはさらに重要であり、それぞれの企業の実状に応じた適時適切な支援も必要となると想定される。

よって、経済戦略局及び大阪産業局は万博出展後の具体的な企業支援の体制等について検討すべきである。

（理由）

ア スタートアップ・エコシステム拠点都市事業の運営においては、令和6年度までの5年間で達成すべき大阪府・大阪市共通のKPI（重要業績評価指標）が設定されているが、令和5年度時点で「ユニコーン輩出件数：目標3件」及び「万博を契機に活躍するスタートアップ輩出件数：目標50件」については、令和5年度末現在において実績がない。

イ 国の経済政策「新しい資本主義」の重要施策の一つである「スタートアップ育成5か年計画」が令和5年度から本格始動している。これは、国が革新的なビジネスと生み出すスタートアップ企業を支援するため、今後5年間でスタートアップへの投資額を10兆円規模に拡大することを目指す育成計画をまとめたものであり、長期的な視点で捉え、

官民協働で支援していく取り組みを目指している。

ウ ユニコーン輩出件数：目標 3 件について

ユニコーン企業とは、「創業 10 年以内」「評価額 10 億ドル以上」「未上場」「テクノロジー企業」である企業のことである。これについては、令和 6 年度に向けての目標達成は困難であり、大阪産業局は実態を分析し具体的な取り組み方針を策定すべきであるが、そもそもターゲットとなる企業の発掘や育成など、ユニコーン企業の輩出のための土台を固めていくような目標の設定が必要と考える。

すなわち、「ユニコーン輩出件数 3 件」という目標を設定するにしても、これを達成するためにはどのような効果的な取り組みをすべきかを検討すべきであり、それらの取り組みの進捗管理を行うことが重要である。

よって、標記のとおり意見する。

エ 万博を契機に活躍するスタートアップ輩出件数：目標 50 件について

大阪産業局は令和 7 年 4 月より開催される万博に向け、カーボンニュートラル（CN）等新技術ビジネス創出支援事業で支援した企業が万博に出展できるよう対応を進めており、その企業数は 51 社となっている（令和 6 年 10 月 9 日監査時提供資料）。

ここに、万博を契機に活躍するスタートアップ輩出件数の前提となる対象企業は、大阪で事業しているスタートアップ企業であり、以下の（ア）～（ウ）のいずれかに該当するものであることを、大阪府、大阪市及び大阪産業局で共有している。

（ア）万博会場内での出展を予定

（イ）万博会場内で行われるイベント等に登壇を行う予定

（ウ）万博会場内のパビリオン内でスタートアップ企業が開発した機器・サービス・部材等が使用される予定。

大阪産業局では、対象となる企業に対して、大阪ヘルスケアパビリオンへの出展のためのサポートを行っており、万博出展へ誘導することで、企業成長に寄与している。

一方、上記の対象となった企業が万博の「大阪ヘルスケアパビリオン」出展にとどまらず、その後どのような成長を遂げていくのかはさらに重要であり、それぞれの企業の実状に応じた適時適切な支援も必要となると想定される。

よって、標記のとおり意見する。

【意見 29】運営方針に係る評価に関する事業費の明確化（情報提供の視点）

現状、大阪市が施策を推進するにあたり必要と認めて設置した O I H 及び T E Q S に係るそれぞれの賃料 41 百万円及び 83 百万円は、「イノベーション創出事務費」として予算化されているものの、経済戦略局の「運営方針に係る評価」においてアウトカム指標の達成に係る事業予算として集計されていない。

よって、経済戦略局は、市民へのより有用な情報提供に努めるべく、運営方針に係る評価に関する事業費の範囲について検討すべきである。

（理由）

ア 大阪市では平成 10 年より「事業評価制度」が導入され、現在の「運営方針に係る評価」の制度が確立されるまでに様々評価制度の見直しがなされている。その見直しは、全市的方针との整合性や連動性を確保し、成果目標の設定や次の展開につながる課題の洗い出しを十分に行い、より効果的な評価システムに移行することをめざしたもので、平成 22 年度に「行政評価システムの見直し（案）」をとりまとめるとともに、平成 23 年度より、この見直し（案）に沿った運営方針評価に移行している（現在は、運営方針に係る評価と建設事業評価（事業再評価及び大規模事業評価）を実施）。

イ かかる経緯に鑑みると、経済戦略局の「運営方針に係る評価」は、事業予算が適切に執行され当初想定していた事業目標が達成されたかが唯一確認できるものであり、運営方針の進捗管理の結果は、大阪市のホームページにおいて公開されている。これによれば、「アウトカム指標の達成状況（定量評価）」、「自己評価（運営方針全体の定性評価）」及び「今後の方針」について確認することができる。

(参考) 運営方針の手引き

運営方針は、成果を常に意識して取組の有効性をチェックし、改善や新たな展開につなげるPDCAサイクルの徹底を狙いとしています。

- ・部門ごとに、自らのミッション（使命・役割）を認識したうえで、
- ・現状分析や将来予測などを踏まえ、めざすべき状態の実現に向けて解決すべき課題が何かを明らかにし、

- ・課題を解決するための効果的な方策を練り、
- ・その方策に即した具体的な行動を明らかにする

という計画で、

- ・事業の実施によってめざす成果（状態の変化）の目標を測定可能な指標を用いて設定し、定期的に測定することで、達成状況をチェックし、フィードバックすること

を前提にしています。

事業が実施できたかどうかではなく、課題の解決に有効だったか（成果があったか）どうかを、評価するためには、このような戦略計画が必要になります。

ウ 一方、運営方針に係る評価に関する事業予算額は、個別事業の予算の合計額であり、大阪産業局事業交付金はその合計額に含まれているが、大阪市が施策を推進するにあたり必要と認めて設置したOIH及びTEQSに係るそれぞれの賃料 41 百万円及び 83 百万円は、経済戦略局の「イノベーション創出事務費」として予算化されているものの、「経営課題1 イノベーションを生み出す環境づくりと中小企業の振興」に直接対応するものと推察されるところ、ここでの事業予算には含まれていない。

エ これについて、経済戦略局からは、運営方針は選択と集中の方針に基づき、所属において特に重点的に取り組む経営課題を選定し策定するものであり、当該年度に実施した取り組みが経営課題の解決に有効であったかを評価するものであることから、OIH及びTEQSの賃料は経営課題に該当する事業ではないとの説明であった。

オ しかし、成果を出すためにどれだけの予算を費やしたのかは、市民にとっては関心事であり、運営方針の評価において開示することは、市民への情報提供として有用であると考え。

よって、標記のとおり意見する。

第12 大阪産業創造館施設管理運営（事業番号126）

1 事業の概要

(1) 事業目的

大阪産業創造館条例に定める施設の設置目的を最大限に発揮できるよう、適切な建物及び附属設備の維持保全並びに安全管理を行うとともに、同条例に基づく施設の使用許可等にかかる業務を行う。

(単位：千円)

事業内容	4年度当初	5年度算定
・大阪産業創造館の施設管理運営経費	254,970	258,238
・大阪産業創造館の施設管理運営経費(物価高騰対応経費)	0	22,504
合計	254,970	280,742

(事業概要説明資料予算額を抜粋)

(2) 実施主体

当該事業は、以下の理由により非公募により選定された大阪産業局が実施している。指定管理期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間である。

(当該団体を非公募で指名する理由)

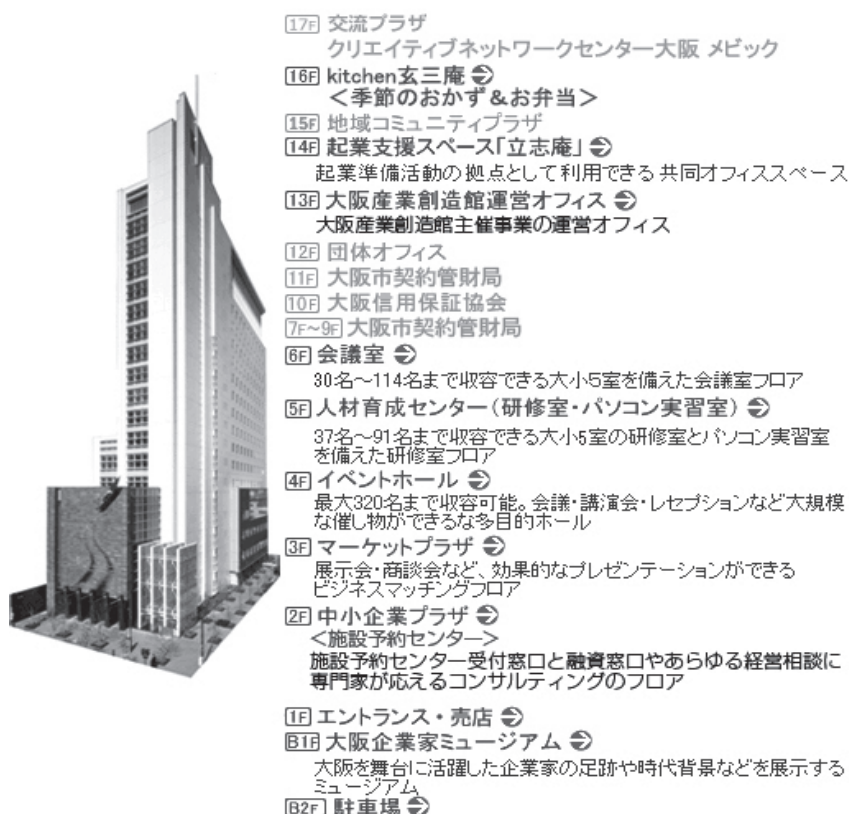
大阪市の中小企業の総合的支援拠点である大阪産業創造館に関しては、開設以来

「中小企業支援法」に基づく指定法人として大阪市が指定している公益財団法人大阪市都市型産業振興センターのノウハウを活用して運営してきており、指定管理者制度が導入された平成 18 年 4 月以降は同財団を非公募により指定管理者に指定して同施設での中小企業支援施策を展開してきた。

平成 31 年 4 月 1 日からは、旧公益財団法人大阪市都市型産業振興センターと旧公益財団法人大阪産業振興機構が統合した大阪産業局が府市の同法に基づく指定法人として、引き続き非公募により大阪産業創造館の施設運営と中小企業支援事業を一体的に行っている。令和 2 年度以降の指定管理者の指定にあたっては、引き続き同法に基づく指定法人による的確な中小企業支援サービスを提供するため、現指定管理者の大阪産業局を非公募により指名する。

(3) 事業目標

当該事業の目標を「施設稼働率 70%以上」と設定されている。その率がコロナ禍等、特別の事情を除いて 50%を下回った場合には、事業の見直しを検討するとしている。



(大阪産業創造館ホームページより転載、監査人作成)

(注) 3 階から 6 階が貸出対象である。

2 事業費の推移

(単位：千円)

	2 年度		3 年度		4 年度		5 年度	
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算
大阪産業創造館 施設管理運営	253,126	252,785	255,175	255,175	254,970	254,966	258,238	258,235
同上 (物価高騰 対応経費)	-	-	-	-	-	7,073	22,504	-

(予算事業別調書より監査人作成)

3 指摘及び意見

【意見 30】 貸室の稼働率の目標設定のあり方及び施設用途の検討について (3 E の視点)

経済戦略局は、大阪産業創造館のすべての貸室等について一律に目標を定めることはせず、

部屋の用途にあった施設稼働率を目標とすることも検討すべきである。

特に、パソコン実習室稼働率が低迷していることを踏まえ、現状の用途が利用者ニーズに合っているかを検証し、今後の活用の方法についてもあわせて検討すべきである。

(理由)

ア 当該事業の目標として、施設稼働率 70%と設定されており、コロナ禍等、特別の事情を除いて 50%を下回った場合には、事業の見直しを検討するとしている。施設の 3 階から 6 階の平成 30 年度から令和 5 年度の稼働率は以下のとおりである。

	6階					5階					4階	3階	全体	
	会議室 A	会議室 B	会議室 C	会議室 D	会議室 E	研修室 A	研修室 B	研修室 C	研修室 D	研修室 E	パソコン 実習室	イベント ホール		マーケッ トプラザ
平成30年度	74.8%	72.9%	79.5%	76.8%	71.7%	77.4%	74.6%	81.5%	78.8%	68.6%	43.7%	83.2%	62.2%	72.7%
令和元年度	67.8%	68.7%	71.7%	69.9%	70.5%	75.6%	73.0%	72.1%	72.2%	62.5%	37.2%	76.1%	64.9%	67.9%
令和 2 年度	49.3%	49.1%	36.2%	32.8%	46.3%	44.3%	42.8%	40.7%	39.3%	35.1%	8.9%	49.9%	24.3%	38.8%
令和 3 年度	57.6%	60.8%	42.6%	40.6%	52.1%	51.7%	51.3%	40.7%	49.3%	45.0%	13.6%	63.8%	45.8%	47.7%
令和 4 年度	65.1%	65.8%	55.7%	54.3%	63.1%	66.1%	65.9%	54.8%	54.4%	52.3%	17.0%	70.4%	48.7%	56.4%
令和 5 年度	65.9%	66.5%	66.7%	61.0%	62.9%	66.7%	67.3%	65.5%	64.7%	56.0%	15.5%	70.9%	58.3%	60.6%

(大阪産業局提供資料より監査人作成)

イ 新型コロナウイルス感染時期と重なり、令和 2 年度は全体的に低稼働となっているが、令和 3 年度以降、徐々に稼働率は上昇している。令和 5 年度は目標の施設稼働率 70%には達していないものの 60%を超える水準となっている。

ウ それぞれの貸室等の稼働状況を見ると、パソコン実習室については、いずれの年度も事業の見直しをする基準である施設稼働率 50%を下回っており、施設全体の稼働率を低下させる原因となっている。

エ パソコン実習室は、平成 23 年度に利用者のニーズが低下した 1 室を研修室へと用途変更し、施設の有効活用を図った経緯があるが、平成 30 年度の時点で稼働率は 50%を下回る 43.7%であった。さらに、新型コロナウイルス感染時期には 10%を下回り、その後も 10%台と低迷している状況である。

よって、標記のとおり意見する。

第 13 「空飛ぶクルマ」社会実装促進事業（事業番号 130）

1 事業の概要

(1) 事業目的

本事業の目的は、2025 年の大阪・関西万博での「空飛ぶクルマ」の万博会場と大阪市内との「二地点間輸送」の実現と商用運航拡大につながる取組を促進すること、及び、万博のレガシーともなる「空飛ぶクルマ」の社会実装に関連し、新たなものづくりやサービスの創出等により、持続的な大阪経済の成長をめざすとともに、都市交通、観光、救命救急や災害対応、地域の活性化など、幅広い分野での行政課題の解決に資することをめざすものである。

(2) 事業概要

本事業は、主に以下の二つの事業から構成されている。

ア 大阪府補助金と連携した補助事業（大阪府と要調整）

(ア) 概要

大阪府と連携し、大阪府「空飛ぶクルマ都市型ビジネス創造都市推進事業補助金」のうち、大阪市内における事業に対し、市としての補助を実施する。

補助率：府 1/2、市 1/4、合計 3/4

限度額：（市 5,000 千円）＋（府 10,000 千円）＝ 計 15,000 千円

(イ) 補助対象事業

補助対象事業は以下のとおりである。

- ① 空飛ぶクルマの社会実装に向けた環境整備に資する実証実験
飛行環境の検証や、運用面での課題などを検証する実証実験を行うもの。
- ② 空飛ぶクルマの社会実装に向けた環境整備に資する調査・検討
空飛ぶクルマの実現に必要な離着陸場の設置・構築や「あるべき体制や基盤」（安定運航を支える後方支援体制・拠点、インフラ・データ基盤、資金調達スキーム等）の整備・構築に資する調査・検討を行うもの。
- ③ 空飛ぶクルマの社会実装に向けた社会受容性向上に資する取組み
空飛ぶクルマの社会実装には欠くことのできない社会受容性向上に資する取組みを行うもの。

イ 社会受容性向上に資する取組

「空飛ぶクルマ」にかかる十分な住民理解を得るため、啓発事業に活用可能なコンテンツの作成及びそれらを活用した取組などの委託事業を実施する。

(3) 事業効果（目標）

本事業にかかる目標は以下のとおり設定されている。

●補助金

大阪市域での実証実験、環境整備に資する調査・検討及び社会受容性向上に向けた取組の割合；80%（大阪市補助事業申請件数／大阪府補助申請件数）

●社会受容性向上の取組；8件

(4) 「空飛ぶクルマ」に関する経緯

ア 国及び大阪府市の動き

時期	出来事
2018年8月	国が「空の移動革命に向けた官民協議会」を設立
同年12月20日	国が世界で初めて「空飛ぶクルマ」の実現に向けたロードマップを取りまとめる
2020年11月	大阪府が、当面の目標として2025年大阪・関西万博での商用運航実現をめざし、特に国における制度設計・ルール作りに資する、実務的協議や実証実験等を精力的に進め、具体的かつ現実的な課題の抽出や提案を行うことを主な目的の一つとして、「空の移動革命社会実装大阪ラウンドテーブル」を設立
2021年度	「大阪版ロードマップ」の策定に向け、4つのワーキンググループを設置
2022年3月	空の移動革命社会実装に向けた大阪版ロードマップ／アクションプラン取りまとめ

イ 大阪版ロードマップ

大阪版ロードマップでは、以下の3段階が設定されている。

①「立ち上げ期」（2025年頃）

万博を当面の共通目標に据え、パイロット搭乗による定期路線の商業運航を実現し、多くの人々が空飛ぶクルマを身近に体験し、その姿の世界への発信をめざす

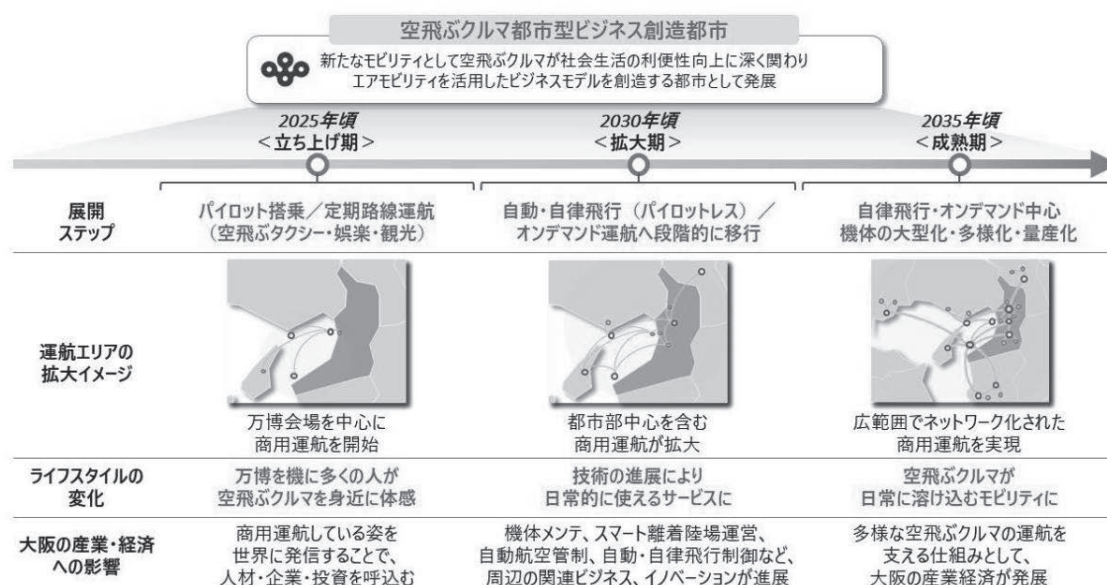
②「拡大期」（2030年頃）

自動・自律による無人飛行やオンデマンド運航へ都心部も含め移行し、日常における利用拡大とともに、サービスを支える関連ビジネスやイノベーションが進展することをめざす

③「成熟期」（2035年頃）

機体の大型化・多様化・量産化、サービスの広域化により、日常的な移動での

利用が浸透し、府民生活のＱＯＬ（Quality of Life：生活の質）の向上、大阪の産業経済の発展につなげていくことをめざす



（空の移動革命社会実装に向けた大阪版ロードマップ／アクションプランより抜粋）

2 事業費の推移

本事業に関する事業費の推移は次のとおりである。

（単位：千円）

	2年度		3年度		4年度		5年度	
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算
事業費	－	－	－	－	－	－	52,000	

（予算事業別調書より監査人作成）

3 指摘及び意見

【意見 31】重複する事業の見直し（3Eの視点）

経済戦略局は、本事業のうち「社会受容性向上に資する取組」として行う委託事業と、空飛ぶクルマ社会実装促進事業補助金の補助対象事業③「空飛ぶクルマの社会実装に向けた社会受容性向上に資する取組み」に関して、事業内容が重複しないように実施すべきである。

（理由）

委託事業として行っている「社会受容性向上に資する取組」は、空飛ぶクルマの概要や活用方法などを理解するためのコンセプトムービーやVRコンテンツを作成し、子どもからお年寄りまで多くの市民が参加する区民まつり等において、ブース出展し、空飛ぶクルマにかかる周知・啓発を直接市民に訴求するというものである。

これに対して、空飛ぶクルマ社会実装促進事業補助金の補助対象事業③「空飛ぶクルマの社会実装に向けた社会受容性向上に資する取組み」も同様に、住民理解に向けた社会受容性の向上に関する取組であり、目的を同一にする。また、令和5年度に採択された補助事業は、出前授業や有人デモ飛行やVRシミュレーターを使用したパイロット訓練体験であって、市民の集まる場所に対面式で啓発する点やVRを用いているという点で、手段も一部重複している。

これらの二つの手法を設けた意義について担当課に質問を送ったところ、「委託は、空飛ぶクルマの性能や活用事例を紹介するコンセプトムービーや飛行体験ができるVRを市が事業主体となり「内容を指定して」作成させ、対価として納品させたものを区民まつり等での直接市民に訴求するために使用するもの」であり、「補助金は社会実装に向けた試験飛行等の一環で事業者主体で、社会受容性の向上を図る内容の援助であり、事業の大枠は補助要綱

で指定できるが、成果のコントロールはできない。」という違い、意図があるとのことであった。しかしながら、結果として、委託事業と手法が重複した事業に補助がされているのであり、担当課の目的に従った事業に補助がされているのか定かではない。

ついては、目的が重複し及び具体的内容が一部重複している状態にあるため、二つの手法を存続させるのであれば、効率性の観点から、委託事業と補助事業の内容が重複しないように実施すべきである。

【意見 32】効果検証の実施（３Ｅの視点）

経済戦略局は、本事業に関し、明確な目的意識を持ち、事業目的に即した適切な効果指標を設定のうえ、目標値を設定し、効果検証をすべきである。

（理由）

本事業の効果指標は、補助金については、「大阪市域での実証実験、環境整備に資する調査・検討及び社会受容性向上に向けた取組の割合；８０％（大阪市補助事業申請件数／大阪府補助申請件数）」と定められているものの、担当課のヒアリングによると、単に大阪市における補助件数を８件としているとの回答であった。まず、効果指標の文言と担当課の意図している内容が一致していないため、この点は修正すべきである。

また、効果指標を担当課の意図しているとおりに解釈したとして、一定の件数の応募と補助事業の実施を目指すことは必要であるものの、そこからどのような効果が得られたかを検証する作業が効果検証である。したがって、補助事業の実施を行う必要性・課題が何なのか、補助事業を通じてどのような効果を得ようとしているのか（目的）を明確にしたうえで、それを検証するための指標と数値を、設定した必要性や課題に即して設定すべきである。

また、委託事業に関しては「社会受容性向上の取組：８件」が設定されているが、これは委託事業者によるイベントブースの出展回数を指している。これについては、市内２４区のうち区民祭りの参加者が多い８区での実施を目標に８件としたとのことである。しかし、そもそも仕様書で定められた回数であって、達成されることが契約上当然の内容であり、目標とするべきものではない。本事業の効果を検証するのであれば、そのような事業を行ってどのような効果が得られたのかを測らなければならないが、そのような効果指標となっていない。

当該事業によってどのような効果が得られたかが検証されるべきであるが、いずれも、当該事業から得たい効果を明確にした効果指標とされていない。

ついては、本事業に関し、適切な効果指標を設定し、当該目標に即した検証を実施すべきである。

【意見 33】より効果的な知見の共有（３Ｅ、情報提供の視点）

経済戦略局は、実験や調査に関する補助金についても、他の中小企業にも参画の道が開かれるように、その成果が広く公開、共有されるようにすべきである。

（理由）

大阪版ロードマップにおいて、大阪市などの地元自治体の役割分担としては以下のものが想定されている。

3-1. 事業者の効率的な事業運営・推進を支える環境整備に向けた調査・検討	インフラ・データ基盤の整備に向けて提供可能なデータの検討や資金調達スキーム構築の可能性等に係る検討
3-3. 事業立ち上げ・拡大を情報面から支援するインフラ・データ基盤の検討・整備	事業者によるインフラ・データ基盤の整備に向けて、提供可能なデータの提供等の支援を行う
7-1. ビジネスマッチング・新たな協業領域・機会の発掘に向けた仕組みの検討	空飛ぶクルマ事業への関心を有する地元事業者の調査を行うと共に、大阪府による在阪事業者（特に地元事業者）等の事業参入意向やシーズ・ニーズ等の調査の支援を行う

大阪が空飛ぶクルマを支援する背景としては、「安全基準、環境基準を満たす機体の仕様が決めれば、素材、部品等の製造・ものづくりといった大阪が強みを持つ領域へ波及し、府内企業のビジネスチャンス拡大につながります。さらに、普及段階では、空飛ぶクルマの特徴である、点から点への空の自由な移動に着目した、これまでにないサービスなど府民生活の多岐に渡る領域でビジネスチャンスが生まれ」と説明されている。すなわち、大阪市内の事業者のビジネスチャンス拡大をもたらすことがその公益性を裏付けている。

これまでの補助金採択事業者は大企業及びそのグループ企業が大多数を占めており、大阪市内に多数存在する中小企業にまではまだ行き届いていないところである。それにもかかわらず、補助事業等の事業報告として公開されている情報は極めて表層的なものにとどまっており、中小企業が新たに参画をする手がかりになるに足る深度、価値のある情報とはなっていない。

この点、本事業は、府市合わせて合計補助率が3/4、府市合計補助上限1,500万円にもおぼるところ、より補助率の低いイノベーション創出補助金（補助率1/2、上限200万円）の事業報告については、事業者にとっても参照価値のあると思われるレベルの情報が公開されており、補助金事業であるからといっても報告書のレベルが制限されるものではないと思われる。

この点に関する経済戦略局としての意見は以下のとおりである。

機体開発も途上であり、制度整備も整っていないことから国も官民協議会を設立し空飛ぶクルマの実現を推進しているが、本事業は黎明期の産業であり、市場性や資金調達など不透明な部分が多く、参画する事業者が少ない中、まずは社会実装をめざすための補助事業である。また、補助事業等の事業報告を情報提供として公開するだけで中小企業が参画してくるといった成熟した産業にはなっておらず、社会実装に向けて意欲ある企業の取組みを後押しするために、行政からの補助や大阪府ラウンドテーブルでの情報交換を活用してもらうことで、社会実装に向けた確度が高まっていくものである。一方、参画できる事業者が限られる中、企業が全てのデータを公開すると当該企業の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、営業秘密に該当する事項を除き、フィードバックを求めており、大阪府ラウンドテーブルやホームページでも公表している情報は社会実装に向け十分に寄与するものと考えています。

監査人として指摘しておきたい点は、補助金事業者の正当な利益には配慮する必要があるものの、本補助金の大部分が大阪市内の事業者に交付されている状況であることを踏まえて、大阪市内の中小企業、産業の発展に寄与させるために大阪市内としてどのようなスタンスで望むのかという点である。すなわち、「新たなものづくりやサービスの創出等により、持続的な大阪経済の成長をめざす」としても、大阪市の補助金を得た大阪市内の事業者に先行者利益を獲得させて、社会実装後の大阪市民や事業者は利用者側という立場に甘んじるのか、現時点では大阪市内の事業者に補助金を交付するものの、そこから得られる情報を最大限大阪市内の事業者でも広く活用できるようにすることにより大阪市内の事業者の参入に繋げるのかという点である。

監査人としては、本補助金が大阪市内の事業者にも最大限還元されるようにするべく、補助金採択事業者に求める実施報告書の詳細度、参照価値を高めるよう、意見を述べるものである。

【意見34】事業継続の検討（事業継続性の視点）

経済戦略局は、大阪・関西万博終了後の本事業の継続及び事業者への補助については、官民の役割分担の在り方や大阪市の産業振興への寄与の在り方を踏まえ、慎重に検討すべきである。

（理由）

ア 官民の役割分担の在り方の観点

本事業の補助事業のうち、社会受容性の向上を除く①空飛ぶクルマの社会実装に向けた環境整備に資する実証実験、及び②空飛ぶクルマの社会実装に向けた環境整備に資する調査・検討に関しては、本事業に参画する際に行われるマーケティングの一環であっ

て、本来的には事業者が自らの経済的負担と責任のもとで行うべきものである。中小企業やスタートアップの場合、投資家からの資金拠出を受けて実施する動きが一般的にも行われているところである。

監査人として積極的に賛同する趣旨ではないものの、大阪・関西万博までの過程においては、万博の成功に向けて官民連携して取り組むという説明がありうると思われる。しかし、それ以降について、本来的には、民間事業者が主導して行うべき投資活動であると思われる。

大阪市の説明によると、本補助金は、大阪版ロードマップ中の「3-4. 初期投資・事業負担を軽減する資金調達スキームの検討・構築」の地元自治体等欄に「資金調達スキームの構築に向けた構想・方針等を検討し、構築に係る取組みを推進」とあることから実施しているとのことである。しかし、大阪版ロードマップ中では直接的な金銭的支援を意味する「財政的支援」と「資金調達スキーム」は文言が明確に区別されているところ、大阪版ロードマップ中で、大阪府ではなく大阪市などの地元自治体には財政的支援は役割分担として割り当てられてはいない。したがって、大阪市として補助金を支出することは大阪版ロードマップでも求められておらず、必須の措置ではない。

また、経済戦略局の公益性に関する意見としては、以下のとおりである。

「機体開発も途上であり、制度整備も整っていないことから国も官民協議会を設立し空飛ぶクルマの実現を推進しているが、黎明期の産業であり、各事業者は本格的な事業開始に向け意思決定が困難な状況である。また空飛ぶクルマに対する認知度も低い状況で、行政からのバックアップが無いと事業実施のハードルが下がらない。また、行政が補助を行う事業であることが、社会認知に繋がり事業実施の後押しになると考えることから公益性が高いと考えている。」

しかしながら、上記の点についてはおよそ全ての新興産業に該当するのであって、空飛ぶクルマだけが特別視されるべき理由とはならない。

実際、本事業によって補助金採択がされている事業者はいずれも大手企業又はその関連企業であり、資金力又は資金調達力が十分にあると思われる企業である。また、大阪市内の事業者に対する交付が中心となっている。したがって、資金調達力の乏しい企業や、この産業における大阪市内の事業者をサポートするという観点では公益性が乏しいように思われる。

なお、補足すると、上記の議論においては大阪ロードマップの策定にあたって、大阪市にどのような役割分担が求められているかが重要なポイントとなる。しかしながら、大阪市内に大阪府のラウンドテーブルの議事録の開示を求めたところ、大阪府主催の会合であるため議事録作成の対象外ということであった。仮にラウンドテーブルでの議論を一つの根拠として補助金を支出するのであれば、重要な意思決定に係るものといえ、当然のことながら大阪府から議事録を取り寄せ、内容を確認すべきであり、会議に出席する以上は内部報告用のメモなどは作成すべきであることを付言する。また、経済戦略局が大阪府へ、大阪府作成の議事録の開示の可否について確認したところ、「非公開の会議体であるため議事録の提供はできないとの回答」であったとのことである。大阪市も当該ロードマップに依拠することとなり、影響が少なくないのであるから、大阪府と連携した事業であるならば、議事録の連携も求めるべきである。

イ 大阪市の産業振興への寄与のあり方

本補助金は大阪府と合わせて全体の3/4もの補助を行う事業であるにもかかわらず、他の中小企業が効果的に活用できるような報告がされていないことは前述のとおりである。また、補助金採択事業者8件のうち、大阪市の事業者はわずか2件であり、共同・協力事業者に大阪市内の事業者が含まれているものを含めても合計4件に過ぎない。

この点については、府市連携した補助事業ではあるものの、大阪市として補助を行う以上はその補助金がどのようにして大阪市の産業振興に還元していくのかを戦略的に志向した上で行う必要がある。しかしながら、現状の補助金支出の実態やその成果の還元方法をみるに、監査人としては、空飛ぶクルマを大阪市という市場で実施することには寄与しても、大阪市の産業振興にその成果が効果的に還元され、大阪市の産業振興に資

することを十分に裏付けられるだけの確証は得られなかった。

ウ まとめ

本事業に関しては、つまるところ、大阪・関西万博の目玉である「空飛ぶクルマ」への機運を高めることを主目的とした事業といえる。それに関しては、大阪・関西万博を成功させるために一定程度必要性、公共性が認められると考えられるが、現在の態様のまま、万博終了後も惰性で継続することに大阪市にとっての公益性があるとは思われない。

ついては、大阪・関西万博終了後も本事業を継続するのであれば、本事業をどのように大阪市の産業振興に結び付けるのかを戦略的に検討した上で目標を明確に立て、官民の役割分担の在り方も踏まえ、慎重に検討するべきである。

第14 大阪デザイン振興プラザ事業（事業番号131）

1 事業の概要

(1) 事業目的

本事業は、創業間もないデザイナーのインキュベーション及びギャラリー等でのデザインの情報発信等を行い、新たな商品・サービスを生み出すデザイナー人材の育成と企業のデザイン活用促進による競争力強化を図ることを目的としている。

(2) 事業の運営方法

本事業は、大阪デザイン振興プラザ実行委員会設置要綱及びこれに基づく基本協定書を大阪市とATC社が締結することにより、大阪デザイン振興プラザ実行委員会を共同設置し、行うものである。大阪デザイン振興プラザは平成8年10月に開設された。

大阪市とATC社の主な役割分担は以下のとおりである。

大阪市	・ATC社から本事業に要する貸室スペースを賃借 ・賃料、共益費、敷金、内装工事費を負担
ATC社	・実行委委員長、実行委員会事務局を担当 ・プラザの管理運営 ・管理運営にかかる経費を、プラザ内の入所者の運営負担金及びATC社の経費から賄う

(3) 事業概要

本事業の概要は以下のとおりである。

① インキュベーションオフィス

デザイン産業分野における創業期の企業・個人に対してデザイナー向けインキュベーションオフィスを提供する。

② 経営相談

日常相談や定期面談を通じた入所者のPR支援や販路拡大支援、課題解決支援などの経営相談を行う。

③ セミナーやイベントの開催

大阪のデザイナーのビジネスエリアや活動分野、活用場の拡大を目的に、国内外のデザイナーやデザイン関連企業などとのネットワーク構築や人材育成に寄与するセミナーやフォーラム等のイベントを実施する。

(4) 事業目標

本事業の事業目標及び効果指標は以下のとおりである。

	R5 目標	R1	R2	R3	R4	R5
総来場者数（人）	60,000	52,356	31,850	46,784	60,769	76,954
入所率（%）	80	57	69	63	72	71
利用者満足度（%）	80	92	92	91	92	89

2 事業費の推移

本事業に関する事業費の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

	2 年度		3 年度		4 年度		5 年度	
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算
事業費	195,687	195,687	195,687	195,687	196,731	196,731	190,366	190,366

(予算事業別調書より監査人作成)

3 指摘及び意見

【指摘 3】効果検証の実施（3 E の視点）

経済戦略局は、大阪市内のデザイナーの競争力の強化という目的に対して、適切な目標指標を設定のうえ、モニタリングをされたい。

(理由)

本事業の目的は、あくまで（大阪市内のデザイン産業の）「競争力強化を図る」ことにある。しかし、当該目的である大阪市内のデザイン業の競争力をどの程度強化したいのか、現在どの程度の競争力があるのかに関する目標や指標が全く設定されていない。当然のことながら効果検証もされていない。

そのため、本事業目的にも記載されているインキュベーションオフィスの設置運営という手段それ自体が目的化しており、それを正当化し、維持する程度の効果指標（入所率や来場者数）が達成できていれば本事業が永続することとなる。しかしながら、究極的目的である競争力が強化されているかが果たして全く検証されていないため、ともすれば、全く無益な支出となっている可能性すらある。

ついては、大阪市におけるデザイナー産業全体の競争力の現状を把握し、適切な目標指標を設定のうえ、モニタリングを実施されたい。そのうえで、より効果的な施策に結び付けられたい。

【指摘 4】適切な目標の設定（3 E、PDCA の視点）

経済戦略局は、実行委員会において、大阪市内で定めた事業目標以上の運営目標を掲げるように議決権を行使されたい。

(理由)

大阪市は、予算事業別調書において、本事業のオフィス入所率は 80% を事業目標として設定している。しかしながら、実行委員会の令和 6 年度運営目標は大阪市における設定目標を下回る約 76% と設定されている。

実行委員会において、大阪市が内部で定める事業目標を超える目標設定がされない場合は承認するべきではない。ついては、大阪市は、大阪市内で定めた事業目標以上の運営目標を掲げるように議決権を行使されたい。

【指摘 5】経済性を意識した事業実施（3 E、財政規律、事業継続性の視点）

経済戦略局は、基本協定書に基づき A T C 社が負担する大阪デザイン振興プラザ事業の管理運営費に関し、A T C 社からの拠出金による支出が発生しないように業務改善をするよう、A T C 社と協議されたい。

【意見 35】事業内容の見直し（事業継続性の視点）

経済戦略局は、本事業について、より効率的で効果的な運営が可能であればそれを目指し、一定期限内にそれが達成できないのであれば、事業継続の見直しも含めて再考すべきである。

(【指摘 5】及び【意見 35】の理由)

ア 収入の圧倒的不足

大阪デザイン振興プラザは、A T C 社との協定書により、入所者の運営負担金のほか

A T C 社の経費により管理運営を行うこととされている。本事業による収入は以下のとおりであり、外部からの収入ではすべての経費を賄えないため、「A T C 負担分」として、A T C 社自らの財源により運営経費を支出している状況である。過去 5 年間の A T C 負担分の推移（決算ベース）は以下のとおりである。

（単位：千円）

	令和 5 年度決算	備考
賃料	20,862	26 社・32 室
運営協力金	5,045	17 社・17 室
水道光熱費	4,400	
展示場賃貸	2,685	
消耗品	740	
A T C 負担分	19,537	
収入合計	53,269	

年度	R1	R2	R3	R4	R5
A T C 負担分	19,280	17,490	19,635	22,797	19,537

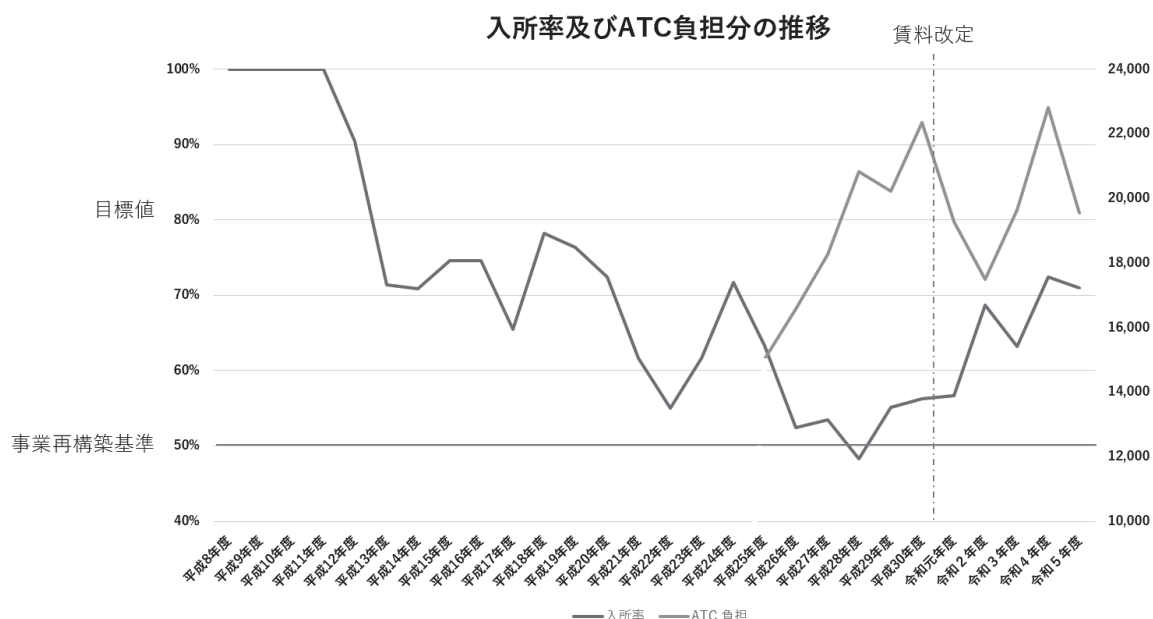
イ 過大な業務委託料

これに対し、本事業に関する経費以下のとおりである。業務委託料は、A T C 社から大阪産業局に対する業務委託契約が大部分を占めており、令和 5 年度の業務委託料は 34,739,650 円（税別）である。

（単位：千円）

賃借料	935
業務委託費	39,697
修繕費	1,303
水道光熱費	9,910
消耗品費	349
事務用品費	88
通信費	97
新聞図書費	423
備品費	284
その他（管理運営費）	135
広告宣伝費	26
租税公課	22
合計	53,269

ウ 入所率の継続的低下傾向と賃料引き下げの失敗



※ただし、事業再構築基準は現在のものであり、一貫して同じ基準を定めていたか否かは資料の提供を受けていないため不明である。

(大阪市提出資料より監査人作成)

大阪デザイン振興プラザの入所率は、開始から5年が経過した平成13年度に71%に低下して以降、継続して70%台以下の状況が続いていた。その中、平成26年度から令和元年度まで50%台以下となり、平成28年度には現在の事業再構築基準を下回る48%まで低下した（なお、平成28年当時の事業再構築基準については資料の提出を受けていないため不明である。）。

その中、平成30年度に、「入居者を増やし、ODP全体の活性化や収益拡大に繋げる」ことを目的とし、賃料の改定を行った。これを受けて、コロナ禍を経ながらも入所率は改善した。

しかしながら、賃料改定前5年間は平均すると約2,900万円の賃料が得られていたものの、賃料収入は約2,500万円～1,800万円まで落ち込んだ。また、本事業の経常赤字ともいうべきATC負担率は賃料改定の前後で大きな変化はなく、むしろ平均すると増加しているところであり、収益の改善には結びつかなかった。

大阪デザイン振興プラザでは、賃料改定前からその収入減を埋めるため、イベント費を大幅に削減してATC負担分の拡大を防いだものと思われる。しかし、賃料改定後、コロナ禍によってイベント実施ができなかった期間はあるものの、イベント費の支出は一貫して賃料改定前の水準には遠く及ばない金額にとどまっており、イベント費を支出するだけの余力がない状態が継続している。

監査人としては、イベント費支出の大幅な低下は、イベント実施による大阪デザイン振興プラザのひとつの魅力を損なう結果を招来しているものと考ええる。

イベント費支出の推移

(単位：千円)

H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
13,391	14,455	7,979	9,951	2,642	700	0	0	68	0	33

(大阪市提出資料より監査人作成)

以上からすると、大阪デザイン振興プラザの収支改善のための方策は試みたものの、

功を奏さなかったものと思われる。

エ 指摘

上記のとおり、A T C負担分という形での経費支出が続いているということは、大阪デザイン振興プラザ事業はそれ単体での事業収支が経常的に赤字であることを意味する。

そもそも大阪デザイン振興プラザ事業に対しては、大阪市が賃料を全面的に支出しているのであるから、他の一般的なインキュベーションオフィスと比しても圧倒的に経営面での優位性がある。そのため、A T Cという立地の不便さを補う余地は可能なはずである。

それにもかかわらず、過大な業務委託費を計上し、赤字前提の予算編成をしているということは、赤字体質が固定化している、すなわち、黒字化するための努力を放棄しているに等しい。

創業間もないデザイナーを支援し、デザイナー人材の育成を図るという大義名分があるにせよ、最低限、その余の経費を賄える程度の賃料設定に変更したり、より高い入居率を達成したり、業務委託費を圧縮したり、あるいは、賃料を下げるだけでなく別の魅力を創出して大阪デザイン振興プラザに付加価値をつけたりするなどし、A T C社の経費負担が生じないような管理運営を目指すようA T C社と協議すべきである。

オ 意見

大阪デザイン振興プラザは、前述のとおり、大阪市内のデザイナーの競争力の強化という目的に対する適切な効果検証がされていないだけでなく、一時は現在の事業再構築基準を下回るほどに入所率が低下する状況下であり、賃料改定を行ってもなお収益が改善せず、むしろサービスの低下を招いている状況である。

したがって、上記のとおり業務改善を促すものの、すでにある程度の改善を試みてもなお行き詰った状況にあるともいえるため、より効率的で効果的な運営が可能なのであればそれを目指すべきである。しかし、本事業は賃料改定などの方策をすでに講じている状況であるから無期限に対応策を講じることもまた相当ではなく、一定の期限を定めるべきである。そのうえで、効率的・効果的な運営が難しいのであれば事業継続の見直しも含めて本事業を再考するべきと考える。

【意見 36】適切な契約手続（3 E、財政規律の視点）

経済戦略局は、大阪デザイン振興プラザ事業に関し、A T C社からの業務委託先については、適切な価格競争が行われるように業務を分割しつつ、大阪市に適用される契約手続規則と同様の規則に基づき、公正性、透明性を確保した手続にて委託事業者を選定するよう協議すべきである。

（理由）

上記のとおり、A T C社は、本事業の運営を大阪産業局に委託しており、令和5年度は34,739,650円（税別）の業務委託料を支払っている。A T C社は、平成30年に委託業務に関して一括した公募型プロポーザルを行っているが、その後は行っていない。その理由としては、「2018年以降、オフィス入居率は順調に推移し、施設利用者満足度も高い状態を維持しており、入居者とのコミュニケーションなど全体的な運営が円滑に行われているため」ということである。

しかしながら、入居率は大阪市内での目標値である80%を下回っているうえ、そもそも業務委託料が得られている収入に比して明らかに過大である。

ODP内で大阪産業局スタッフの知見に基づく業務が必要であったとしても、ODPの入居者の管理やODPの運営そのものについては一般的な施設管理運営に属する業務であり、その部分に関して切り出して運営委託を行うことは可能である。

については、経済戦略局は、本件業務に関する業務委託先について、適切な価格競争が行われるように委託業務を分割しつつ、最も経済的な事業者を選定できるように、A T C社と協議すべきである。

【意見 37】成功報酬の再考（財政規律の視点）

経済戦略局は、本事業について多額のＡＴＣ管理運営費が支出されていることを踏まえ、委託事業者に対する入居者誘致のインセンティブ（成功報酬）が真に必要なか検討の上、ＡＴＣ社と協議すべきである。

（理由）

ＡＴＣ社と大阪産業局との業務委託契約書によると、大阪産業局が入居者を誘致した場合、以下のとおり成功報酬を支払うこととされている。

甲は、乙が契約期間中において、新たにインキュベーションオフィス又はデザイナーズオフィスへの入居者を誘致したときは、甲は、当該入居者の運営負担金又は賃料の３ヵ月分相当を成功報酬として乙に支払うものとする。

しかしながら、本事業は大阪市から全面的に賃料を支出してなお、収益から運営経費を賄うことができず、ＡＴＣ社が管理運営費を支出せざるを得ない状況にあり、実質的に赤字運営になっているといえる。その状況で、なお大阪産業局に成功報酬を支払う必要性は見出しがたい。

ついては、経済戦略局は、委託事業者に対する入居者誘致のインセンティブ（成功報酬）が真に必要なか検討のうえ、適切な内容で業務委託契約が締結されるようＡＴＣ社と協議すべきである。

第 15 ＡＴＣエイジレスセンター事業（事業番号 132）

1 事業の概要

(1) 事業目的

本事業は、アジア太平洋トレードセンターに福祉ビジネス展示場「ＡＴＣエイジレスセンター」を設置し、今後の成長が期待される介護・福祉・健康分野の企業等に対し、関連製品・技術・サービスの展示やセミナー等の開催を通じてビジネス情報を提供することで、同分野の産業の育成・振興を図ることを目的としている。

現在の大阪市の資料上、大阪市における産業の育成・振興を図ることを目的としているかについて明記はないものの、本事業を開始した当時の決裁文書を上記に引用したとおり、「大阪経済を担う中小企業の活性化を目指し、（略）関連の中小企業の育成、振興に資する」ことを目的としているものである。

(2) 事業の運営方法

本事業は、ＡＴＣエイジレスセンター実行委員会設置要綱及びこれに基づく基本協定書を大阪市とＡＴＣ社が締結することにより、ＡＴＣエイジレスセンター実行委員会を共同設置し、行うものである。ＡＴＣエイジレスセンターは平成８年４月に開設された。

大阪市とＡＴＣ社の主な役割分担は以下のとおりである。

大阪市	・ ＡＴＣ社から本事業に要する貸室スペースを賃借 ・ 賃料、共益費、敷金、内装工事費を負担
ＡＴＣ社	・ 実行委委員長、実行委員会事務局を担当 ・ ＡＴＣエイジレスセンターの管理運営 ・ 管理運営にかかる経費を、プラザ内の入所者の運営負担金及びＡＴＣ社の経費から賄う

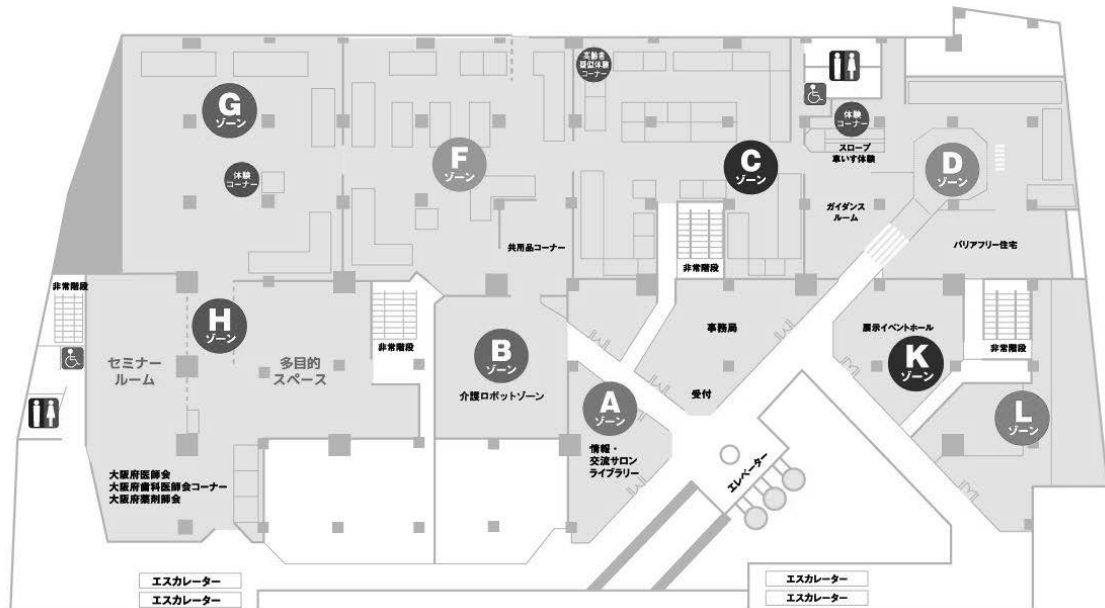
(3) 事業概要

本事業は、介護・福祉・健康分野の製品・技術・サービスの常設展示場「ＡＴＣエイジレスセンター」を設置し、運営するものであるが、同センターの事業概要は以下

のとおりである。

ア 常設展示場の管理運営

A T Cエイジレスセンターの常設展示場は下記のとおりであり、同センターの管理運営が本事業の主要な内容である。



A：情報・交流サロンライブラリー

介護や福祉に関する様々な本や資料を展示する情報スペース

B：介護ロボットゾーン

介護ロボットに触れ、体験することが出来る展示スペース

C：生活改善などのご提案ゾーン

健康に過ごすための生活支援用品や介護機器関連商品を展示

D：バリアフリーな理想の街づくりのシミュレーションゾーン

バリアフリー住宅のための住宅設備などを展示

F：お出かけの際の安心をご提案するゾーン

福祉車両、シルバーカーなどの移動機器及び防災に関する展示

G：車いす体験コースと各種車いすの展示ゾーン

各種車いすを展示し、試乗可能

H：セミナールームと多目的スペース

介護従事者向けセミナーや高齢者向け健康講座などを開催するスペース

K：展示イベントホール

健康・福祉・介護関連の各種イベントやセミナーを開催する多目的の展示・イベントホール

L：エイジレス工房

アクティブシニアのコミュニティーづくりをサポートするゾーン

イ セミナー・ビジネスマッチングイベント

このほか、介護・福祉・健康に関するセミナー・ビジネスマッチングイベントの企画、実施を行っている。

(4) 事業目標

本事業の事業目標及び効果指標である出展企業数及びビジネスマッチング件数、並びに来場者数は以下のとおりである。

		R1	R2	R3	R4	R5
来場者数		120,137	24,137	28,455	70,087	91,089
出展企業数（社/目標）		71/100	76/100	85/100	87/100	94/105
ビジネスマッチング件数（件/目標）		610/800	558/800	707/800	705/800	1,584/820
内訳	売買成立、共同販売、共同開発、マスコミ掲載	2	1	1	20	123
	イベント・セミナー等での名刺交換、来場者問合せ	608	557	706	685	1,461

再構築基準：出展企業数が目標値の60%未満の場合、事業手法の再構築を行う。

※A T C グリーンエコプラザに関してはビジネスマッチングの件数の詳細な内訳が存在したが、エイジレスセンターについては存在しないとの回答であった。

（大阪市提出資料より監査人作成）

なお、来場者数は大阪市として設定する効果指標ではないため目標値は割愛している。また、来場者数は、平成27年度196,906人から大幅な減少傾向が続いていたところであり、必ずしもコロナの影響により落ち込んでいるだけとは言い切れない。

出展企業の所在地の内訳は以下のとおりであり（令和6年9月19日時点）、大阪市内の企業は約4割程度にとどまっている。

	件数
大阪市内企業	39
うち特別出展	5
大阪市外企業	54
合計	93

※なお、特別出展は出展料無料で出展している企業をいう。

※後援団体3団体（三師会）は除く。

（大阪市提出資料より監査人作成）

2 事業費の推移

本事業に関する事業費の推移は次のとおりである。

（単位：千円）

	2年度		3年度		4年度		5年度	
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算
事業費	359,465	359,465	359,465	359,465	361,383	361,383	349,691	349,691

（予算事業別調書より監査人作成）

3 指摘及び意見

【指摘6】効果検証の実施（3Eの視点）

経済戦略局は、大阪市内の介護・福祉・健康分野の産業振興、中小企業の育成という目的に対して、適切な目標指標を設定のうえ、モニタリングをされたい。

（理由）

本事業の目的は、あくまで大阪市内の介護・福祉・健康分野の産業振興、中小企業の育成にある。

この点、ビジネスマッチング件数については、関連分野の産業振興という観点で関連性のある指標とは言える。しかし、その内実は単なる名刺交換や問い合わせのみであって、それが実際の契約や、大阪市の産業振興に結び付いているかが定かではない。また、そもそも出展企業のおよそ6割が大阪市外の企業であるため、市外の出展企業が大阪市内の中小企業の育成に寄与しているか、大阪市の産業振興に結び付いているかの指標も明確ではなく、効果が得られているかが定かではない。現状としては、本事業目的にも記載されているA T C

エイジレスセンターの設置運営という手段それ自体が目的化しており、それを正当化し、維持する程度の効果指標（出展企業数やビジネスマッチング件数）が達成できていれば本事業が永続することとなる。

しかしながら、産業振興や大阪市内の中小企業の育成という究極的な事業目的に関して効果検証を行うのであれば、直接的なものだけでなく間接的なもの、ミクロなものから大阪市全体での同産業の経済指標といったマクロな目標まで、幅広く多角的に効果指標を設定し、モニタリングをする必要がある。究極的目的である関連分野の産業振興、中小企業の育成が達成されているのかが果たして全く検証されていないため、ともすれば、全く無益な支出となっている可能性すらある。

ついで、大阪市内の介護・福祉・健康分野の産業振興、中小企業の育成という観点から適切な目標指標を設定のうえ、モニタリングを実施されたい。そのうえで、より効果的な施策に結び付けられたい。

【指摘 7】適切な目標の設定（3 E の視点、PDCA の視点）

経済戦略局は、実行委員会において、大阪市内で定めた事業目標以上の運営目標を掲げるように適切に協議されたい。

（理由）

大阪市は、予算事業別調書において、本事業のオフィス入所率出展企業数は 105 社を事業目標として設定している。しかしながら、実行委員会の令和 6 年度運営目標は大阪市における設定目標を下回る 100 件と設定されている。

実行委員会においては、大阪市が内部で定める事業目標を超える目標設定がされるよう A T C 社と協議するべきである。

なお、大阪デザイン振興プラザ実行委員会設置要綱に関しては、A T C エイジレスセンター実行委員会設置要綱とは異なり、実行委員会にて事業計画の決定を審議する旨の定めがされており、単なる協議よりも踏み込んだ関与ができる定めが設けられている。このような要綱上の定めの違いをもって大阪市が事業目標の設定等に関する関与がしにくい理由となるのであれば、まずは当該要綱自体の修正を検討すべきである。

【指摘 8】適法な契約関係の確保（合規性の視点）

経済戦略局は、エイジレス工房の賃貸借関係、占有関係について、使用権原、占有権原の観点から契約関係又は実際の使用関係を是正するよう A T C 社と協議されたい。

（理由）

ア エイジレス工房内の教室について

エイジレス工房内には、以下の 3 つの教室があり、それぞれ、高齢者向けの講座や囲碁、麻雀などに用いられている。





経済戦略局によると、上2つの教室はNPO法人健康寿命増進機構の、下の教室はNPO法人 Esperanza の賃借部分であるとのことであった。

イ NPO法人健康寿命増進機構

NPO法人健康寿命増進機構との間では、Hゾーンの多目的スペース約 230 m²を対象にした月額 12 万円（税抜き）の出展契約が締結されており、エイジレス工房はその対象ではない。同契約上の出展内容としては、「PET検査の啓蒙、介護ロボットの紹介、「いきいき・エイジング・プラザ」（仮称）事業」とされている。

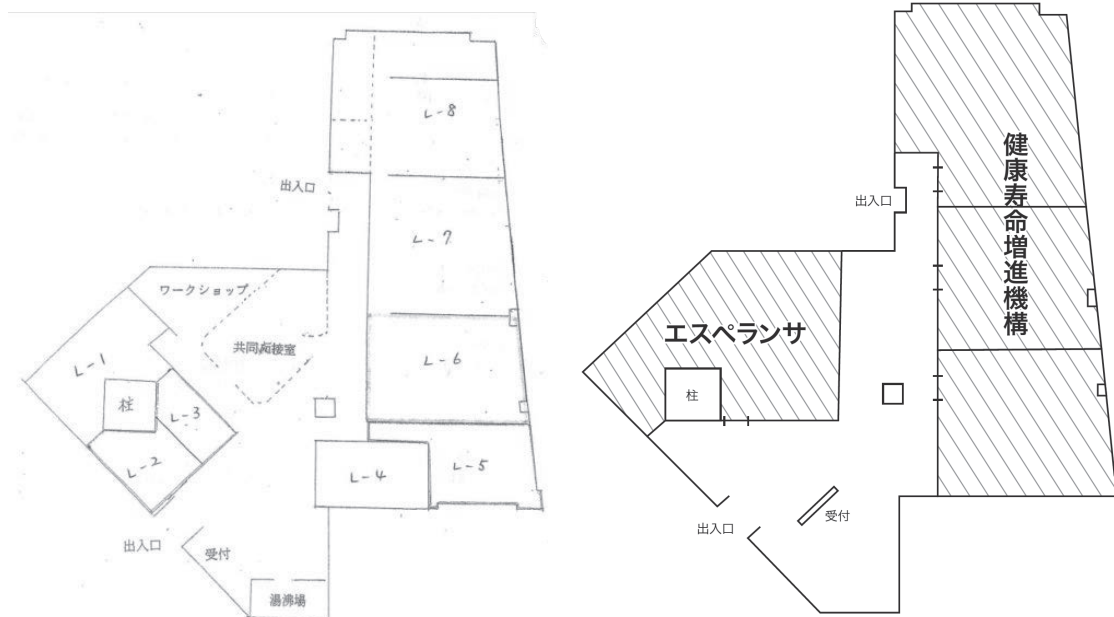
しかしながら、同エリアを視察したところ、これに相当する出展はされていないように見受けられた。



現在、同NPO法人はエイジレス工房内の下図の場所でNPO法人エイジコンサージアパンとともにいきいき生涯学習塾を運営しており、上記、当初契約での契約内容と異なった部分、出展内容となっている。エイジレス工房内の教室の使用料については、出展料がこれにあたるということで、実行委員会は別途受け取っていないとのことである。

ウ NPO法人 Esperanza

NPO法人 Esperanza との間では、下記左図 L-5, L-6 を対象とする入所契約書が締結されている。しかしながら、現在の使用状況は右図のとおりであり、契約上の賃借部分（左図）と異なっている。



また、同NPO法人も同様に、各教室の使用について別途使用料を支払ってはならず、上記入所契約に基づく賃料がこれに相当するとの回答であった。

エ NPO法人エイジコンサージャンパン

現地調査を行ったところ、ATCエイジレスセンター内のエイジレス工房（Lゾーン）内において、NPO法人エイジコンサージャンパンの張り紙が受付内に掲示されていた。



この点について、ATCエイジレスセンター実行委員会との契約関係について経済戦略局に確認したところ、「健康寿命増進機構の実施するいきいき生涯学習塾の講座のいくつかを担当しているのみであり、同NPO法人との契約はない。」との回答であった。同NPO法人は毎月固定した講座を持っているため、その受付の便宜から、実質的に一部を占有していると評価しうる状態にあるものと思われる。

しかしながら、上記のとおり同NPO法人は出展料や賃料の支払いをしておらず、また、教室の使用に関して、実行委員会は使用料の支払いを受けていないとのことであった。

オ まとめ

経済戦略局の説明によると、NPO法人健康寿命増進機構及びNPO法人 Esperanza

に関して、当初契約の範囲内で使用場所を変更したとのことであるが、同局が指摘する契約上の文言はそれを基礎づけるものとは読み取れない。また、賃借場所の変更は極めて重要であるから少なくとも覚書などを作成するべきであるが、この点は書面化されていなかった。

要するに、エイジレス工房を使用する各NPO法人の使用部分、占有部分とそれに対する法律上の権原の関係、共用部分の存否とその使用料の関係は、少なくとも書面上は極めてあいまいであり、契約書と実態が全く一致していない状態にある。

については、使用状態を契約に即した形に是正するか、あるいは、契約を実態に沿う形に修正するなど、適法な状態に是正するようATC社と協議されたい。

【指摘9】適切な使用料の徴収（合規性、財政規律の視点）

経済戦略局は、エイジレス工房の使用料、出展料や賃料について、適切な金額を適切な主体から徴収するようATC社と協議されたい。

（理由）

上記のとおり、エイジレス工房の実際の使用態様としては、上記3つのNPO法人が全体を専用使用している状態にある。それに対して、NPO法人健康寿命増進機構及びNPO法人Esperanzaの出展料及び賃料を合わせたとしても、約18万円程度である。

教室の使用料を徴収していないことを考慮すると、他の区画と比しても出展料又は賃料は低廉といわざるを得ない。なお、経済戦略局の説明によると、出展料として徴収をしているとのことであるが、出展料の範囲内で使用可能な範囲を超える使用がされているのであれば、適切に使用料を徴収すべきである。

については、ATCエイジレスセンターの運営費をその収益だけでまかなえておらず、ATC社が負担金により支出している現状も考慮の上、適切な金額を適切な主体から徴収するよう、ATC社と協議されたい。

【意見38】事業規模と効率性の再考（財政規律の視点）

経済戦略局は、本事業の目的と関連性の乏しい施設使用について精査のうえ中止し、事業面積を縮小することも含め、より効率的な運営をすべきである。

（理由）

ア 目的と関連性の乏しい使用態様

本事業の目的は、大阪市内の介護・福祉・健康分野の中小企業の育成振興である。

それに対し、上記のとおり、エイジレス工房では、高齢者向けの講座や囲碁、麻雀などの用途に使われており、それら教室の使用料は徴収されていない。経済戦略局の説明としては、「アクティブシニアを集客し、潜在的な顧客に展示品を見てもらうことは、本事業の目的に寄与しているといえる。また、教室を通じたコミュニティ形成が成されることにより、エイジレスセンターそのものの集客に寄与しているだけではなく、出展者が主催するセミナーやイベントの対象者になり、実証実験に参加いただく等、本事業に大きく寄与している」とのことである。しかし、このような高齢者が潜在的な需要者として本事業の目的にどのように寄与しているかを示す客観的な資料は提出されておらず、十分な検証もされていない。また、実証実験に関する資料は令和6年度に実施された1件分しか提出されていない。したがって、エイジレス工房の現在の使用態様が、上記本事業の目的に対して寄与しているか否かについて、監査人としては不明であると指摘せざるを得ない。

加えて、Hゾーンのセミナースペースでは、NPO法人Esperanzaが主催する「南港ATC卓球サークル」による卓球が行われていた。同法人は会場の使用料として月3万円を支払っている。こちらについても、潜在的な需要者ともいえるが、本事業目的に対する寄与の程度も不明である。



イ 余剰スペース

下記のとおり、本センター内では、車いすなどの試乗スペースとして必要なエリアに限らず、展示スペースなど人が密集しにくいであろうエリアでも相当に余分を持たせた空間づくりがされている。





団体見学に対応するために空間を広く持つ必要があるとしても、中学生の1学年が見学するような場合が年に数回ある程度を除いては、基本的に50名前後までのケースが多い。そのため、団体の中でグループに分けたり時間をずらしてもらうなどして対応することも可能なように思われ、これほどの広大なエリアで実施する必要があるように思われない。

ウ まとめ

本来の目的との関連性の乏しい使用態様がされていることも踏まえると、団体来場者の受入や車いすの試乗等の展示品の体験や来場者が参加する実証実験等への使用を踏まえたとしても、広大な賃借スペースを持て余した状態にあると指摘せざるを得ない。

については、事業目的との関連性の乏しい使用は見直したうえで、事業目的に対して必要最低限のスペースまで縮小することも含めて、より効率的な運営をすべきである。

【指摘10】 経済性を意識した事業実施（3Eの視点、財政規律の視点、事業継続性の視点）

経済戦略局は、企業が有料で出展するだけの魅力を創出するよう工夫するなどし、出展料によって管理運営費程度は賄えるように業務改善をするよう、ATC社と協議されたい。

（理由）

ア 収入の圧倒的不足

ATCエイジレスセンターは、ATC社との協定書により、テナント出展料のほかATC社の経費により管理運営を行うこととされている。本事業による収入は以下のとおりであり、外部からの収入ではすべての経費を賄えないため、「ATC負担分」として、ATC社自らの財源により運営経費を支出している状況である。過去5年間のATC負担分の推移（決算ベース）は以下のとおりである。

（単位：千円）

	令和5年度決算	備考
出展料	24,084	
その他収入	14,649	厚生労働省事業受託
ATC負担分	30,241	
収入合計	68,974	

年度	R1	R2	R3	R4	R5
ATC負担分	30,466	31,683	33,007	28,563	30,241

（大阪市提出資料より監査人作成）

イ 出展料の値引き・無償化

標準出展料は、1区画（2.4m×2.4m）が月額4万円～、展示台が月額1万円（0.8m×0.8m）とされている。

しかしながら、令和6年9月時点では、標準出展料が支払われているブース（又は大型ブース）は以下のとおりであり、主要な稼ぎ頭であるはずの小間ブースの実に約3/4が値引き・無償化されている。

（単位：社）

	標準出展料	値引き（うち無償）	合計
小間	12	28 (8)	40
展示台	46	4 (2)	50
合計	58	32	90

※展示会、小間両方出展企業1社

※標準出展料としている企業は、標準出展料以上の金額を支払っている会社を含むが、出展スペースの広さが分からないため、出展スペースに比して低廉の出展料となっている可能性がある。

※値引き企業のうち7社は問い合わせ件数や売上連動の賃料となっているところ、これらの成果が得られなかった場合は実質的に出展料が無償となる。

（大阪市提出資料より監査人作成）

また、過年度における特別出展の企業数は以下のとおりである。なお、特別出展の定義は明確ではないものの、出展料は0円である。

年度	R1	R2	R3	R4	R5
特別出展企業数	12	15	13	12	11

（大阪市提出資料より監査人作成）

これにより、現在4万円以下の小間出展企業の本来の標準出展料が4万円、現在1万円以下の展示台出展企業の本来の標準出展料が1万円、売上変動型の出展料となっている企業の売り上げが0円だと仮定した場合、小間ブースだけで月間87万1,818円、展示台で月額3万2,100円の減収となっており、年間1,084万7,016円の減収となっている。

（単位：円/月）

		金額	件数	小計	備考
小間	減額		14	311,818	5,000円1件、1万円4件、15,000円1件18,182円1件、20,000円4件、30,000円3件
	売上連動	40,000	6	240,000	
	無償	40,000	8	320,000	
小計				871,818	
展示台	減額		1	2,100	7,900円1件
	売上連動	10,000	1	10,000	
	無償	10,000	2	20,000	
小計				32,100	
合計				903,918	

（大阪市提出資料より監査人作成）

このことから、エイジレスセンターが出展企業にとってビジネス上の魅力がないと受け止められていることが見て取れる。また、出展料を支払わない企業を敢えて繋ぎ止めて出展企業数の目標を達成しているにほかならず、実質的には目標達成できていないに等しい。

ウ 過大な業務委託料

本事業に関する経費は以下のとおりである。業務委託料は、A T C社からA T Cエイジレスセンター・エコプラザ共同事業体（代表構成員：B C C株式会社）に対する業務委託契約が大部分を占めており、令和5年度の業務委託料はおおさかA T Cグリーンエコプラザと合わせて69,945,900円（税別）である。

（単位：千円）

賃借料	538
業務委託費	56,252
修繕費	1,130
広告・販促費	1,990
イベント費	7,475
消耗品費	139
事務用品費	141
その他	1,309
合計	68,974

エ 意見

上記のとおり、A T Cエイジレスセンターでは、本来の事業目的との関連性や寄与が乏しいN P O法人による使用と余剰スペースがあるところ、出展料の値引きや無償化でようやく出展企業を引き留めて大阪市目標を下回る出展企業数を維持している。その結果、出展料だけで賄いきれない管理運営費をA T C社自らの財源で支出し続けており、すなわち事業収支が経常的に赤字の状態にある。

このことは、端的に、本事業の収入源となるべき出展企業にとって、A T Cエイジレスセンターの魅力が乏しいからに他ならない。

また、出展料が十分得られないにもかかわらず広大なスペースを維持し、それもあって過大な業務委託費を計上し、A T C社が自主財源で管理運営費を支出する前提の予算編成をしているということは、赤字体質が固定化している、すなわち、黒字化するための努力を放棄しているに等しい。

そもそも、中小企業の育成振興が目的なのであれば、それを達成するための手段としてA T Cエイジレスセンターは必然ではなく、手段に縛られない創意工夫を検討すべきである。それによって初めて企業にとって有料で出展するだけの魅力が生まれるのであり、そのような取組みが欠けていると指摘せざるを得ない。

ついては、これまでの取組に縛られずに企業に対する出展の魅力を高めるための取組を行ったうえで、十分な出展料を確保したり、業務委託費を圧縮したりするなど、A T C社の経費負担が生じないような管理運営を行うよう、A T C社と協議されたい。

【意見39】成功報酬の再考（財政規律の視点）

経済戦略局は、本事業についてA T C社が多額の管理運営費を支出していることを踏まえ、委託事業者に対する出展者誘致のインセンティブ（成功報酬）が真に必要なA T C社と協議すべきである。

（理由）

A T C社とB C C株式会社（A T Cエイジレスセンター・おおさかA T Cグリーンエコプラザ運営共同事業体の代表構成員）との業務委託契約書によると、同社が出展者の誘致に成功した場合、以下のとおり成功報酬を支払うこととされている。

原契約第2条に記載の甲が乙に対して委託する業務の内容について、別紙「業務委託仕様書」6（1）①及び②に記載の業務を乙が行うことにより、出展に結びついたと甲が判断した出展企業に関して、甲とその出展企業間で別途定められた出展料の1年分の20%を出展募集協力金として甲が乙に支払うものとする。

しかしながら、目標を下回った場合に委託料を減額するなどの措置はない。また、本事業は大阪市から全面的な賃料負担を行ってなおA T C社が運営経費を補填している状況にあり、実質的に赤字運営となっている。その状況下で、なおB C C社に成功報酬を支払う必要性は見出しがたい。

ついては、経済戦略局は、委託事業者に対する入居者誘致のインセンティブ（成功報酬）が真に必要なか再考のうえ、適切な内容で業務委託契約が締結されるようA T C社と協議すべきである。

【意見 40】適切な契約手続（3 E、財政規律の視点）

経済戦略局は、A T Cエイジレスセンター及びA T Cグリーンエコプラザに関し、A T C社からの業務委託先については、適切に業績評価を行ったうえ、公正性、透明性を確保した手続にて委託事業者を選定するようA T C社と協議すべきである。

（理由）

A T C社は、A T Cエイジレスセンター及びA T Cグリーンエコプラザの運営業務に関し、一括してA T Cエイジレスセンター・エコプラザ共同事業体（代表構成員：B C C株式会社）に委託している。

しかし、平成 28 年度に公募手続を行って以来、公募は行われていない。その理由としては、「委託当初を除き、出展社数は増加傾向にあること、そのことから業務委託内容を満たしており、時勢を捉えた企画の実施や出展社営業・フォローが行われていること、また、令和 3 年度より厚労省の介護ロボットプラットフォーム事業の受託など、専門スタッフによる生産性向上という業界をリードする取り組みができていていること」を理由として挙げている。

しかしながら、A T Cエイジレスセンターの出展企業のうち 33 社が値引き・無償での出展である。また、A T Cグリーンエコプラザについても出展企業のうち 27 社が値引き・無償での出展となっている。このように、有償での出展を十分確保できていない点に対する評価が欠落している。

また、A T Cエイジレスセンター及びA T Cグリーンエコプラザともに、来場者数が平成 27 年度以降大幅に減少している点も見落とされている。共同事業体の構成会社による厚労省事業の受託は近年のことであるうえ、それがどのように運営に生かされているのかも定かではない。

また、共同企業体は、公募により受託した翌年にはグループ再編により代表構成員が子会社に代わり、当該子会社も受託から 2 年後に事業見直しにより撤退し、構成が大幅に変更されている。それにもかかわらず、再度の公募手続も取られなかった。

要するに、A T C社として委託先の業務内容や適性について適切に評価ができていているのかについては極めて大いに疑問が残ると指摘せざるを得ない。

ついては、委託先業者の業績評価をするための指標を適切に設定した上で、適切な評価を行うよう、A T C社と協議されたい。そのうえで、公正性、透明性を確保した手続にて委託事業者を選定するようA T C社と協議すべきである。

【意見 41】事業目的に沿った事業の実施（3 Eの視点）

経済戦略局は、大阪市の財源によって本事業を運営していることに鑑み、大阪市内の企業に焦点を当てたり、出展料に関して大阪市内の企業と差別化するなどし、大阪市内の産業育成・振興という目的に沿った事業運営を検討すべきである。

（理由）

本事業は、毎年約 3.5 億円もの費用を投じて運営されている。さらにA T Cが自ら支出している経費を含めると、本事業に要している費用はさらに大きくなる。

しかしながら、出展企業（後援団体 3 団体を除く）のうち大阪市内の企業は 93 社中わずか 38 社に留まる（令和 6 年 9 月時点）。大阪市から大きな財源を支出しているにもかかわらず、大阪市内で恩恵を受けている企業は少ないうえ、むしろ大阪市内の企業が大阪進出の足掛かりにするなどして、却って競争下にさらされるような懸念すら感じられる。

経済戦略局は、「大阪市内の企業が出展者の市外企業との交流を通じて、事業の発展につ

ながることもある。また、SDGsに注目が集まる中、大阪市として関連産業の活性化、啓発・情報発信等を進めることも必要」と考えているようである。この点、当該産業の振興の必要性については賛同するものの、名刺交換が中心のビジネスマッチング件数等以外に、市外企業が大阪市内の企業と交流して事業発展につながっていることを示す資料がなく、大阪市内の産業育成・振興につながっているとは言い難い。

大阪市の財源を利用して運営している以上は、大阪市内の産業育成・振興という目的に従い、出展料の差別化などをはじめとして（これに縛られることなく）、より大阪市の企業が恩恵を受けられるような工夫を検討すべきである。

第 16 A T C グリーンエコプラザ事業（事業番号 133）

1 事業の概要

(1) 事業目的

本事業はアジア太平洋トレードセンターに環境ビジネス展示場「大阪環境産業振興センター（通称：おおさかA T C グリーンエコプラザ）」を設置し、今後の成長が期待される環境・SDGs 関連製品・技術・サービスの展示やセミナー等の開催を通じて関連企業にビジネス情報を提供することで、環境関連産業の育成・振興を図り、また、循環型社会づくりに貢献することを目的としている。

こちらについても、平成 12 年当時の大阪市内での起案文書にあるように、「拡大する環境ビジネスを大阪の中核産業とする」こと、「同分野における中小企業の育成・振興」がその目的とされている。

(2) 事業の運営方法

本事業は、A T C グリーンエコプラザ実行委員会設置要綱及びこれに基づく基本協定書を大阪市とA T C 社が締結することにより、A T C グリーンエコプラザ実行委員会を設置し、行うものである。おおさかA T C グリーンエコプラザは平成 12 年 6 月に開設された。

大阪市とA T C 社の主な役割分担は以下のとおりである。

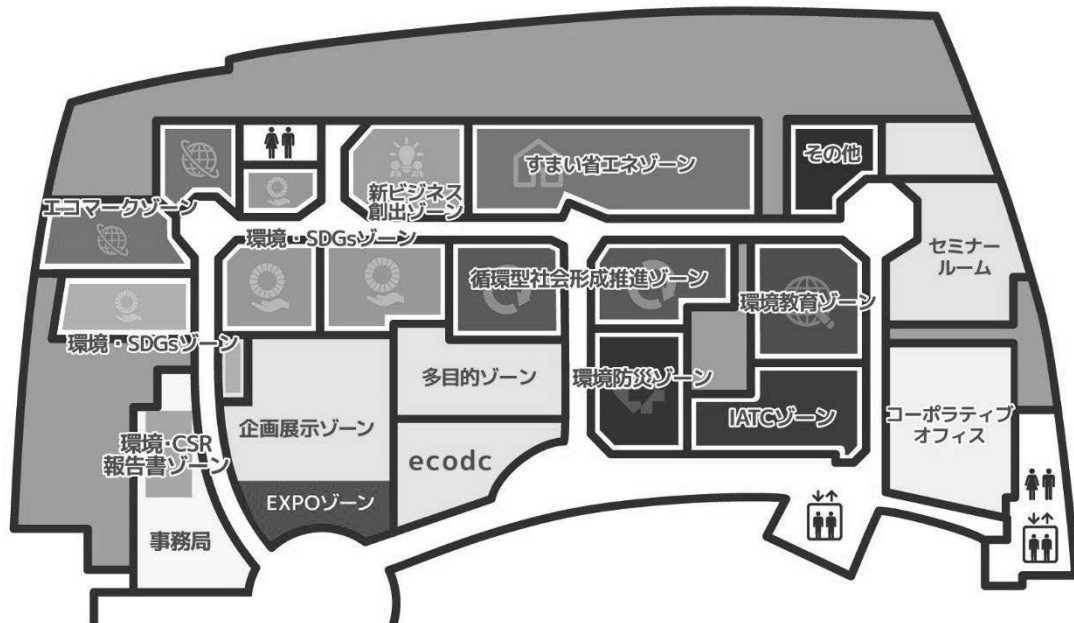
大阪市	・A T C 社から本事業に要する貸室スペースを賃借 ・賃料、共益費、敷金、内装工事費を負担
A T C 社	・実行委委員長、実行委員会事務局を担当 ・プラザの管理運営 ・管理運営にかかる経費を、プラザ内の入所者の運営負担金及びA T C 社の経費から賄う

(3) 事業概要

本事業は、環境・SDGs 関連の製品・技術・サービスの常設展示場「おおさかA T C グリーンエコプラザ」を設置し、運営するものであるが、同プラザの事業概要は以下のとおりである。

ア 常設展示場の管理運営

おおさかA T C グリーンエコプラザの常設展示場は下記のとおりであり、同センターの管理運営が本事業の主要な内容である。



- EXPOゾーン：大阪・関西万博のパビリオンなどの情報や、万博で使用される技術に関する展示
- 環境・SDGsゾーン：各出展企業の環境やSDGsに関する取り組み、低炭素社会実現に向けた商品・サービスや仕組みを紹介
- エコマークゾーン：公益財団法人日本環境協会によるエコマーク認定商品やグリーン購入法適合商品の展示
- 新ビジネス創出ゾーン：新しいビジネス（事業）づくりを考えている企業による出展エリア
- すまい・省エネゾーン：様々な種類の断熱材や省エネ商品を紹介するエリア
- 循環型社会形成推進ゾーン：3R（Reduce＝減量・Reuse＝再利用・Recycle＝再生利用）を中心に循環型社会をつくるための仕組みについて解説するエリア
- 環境教育ゾーン：環境教育や環境学習に役立つ企業や団体のブース
- 環境・防災ゾーン：地球温暖化（気候変動）や災害から身を守るための商品を展示
- 環境・CSR報告書ゾーン：企業・団体の環境報告書やCSRレポートの展示
- IATCゾーン：次世代FA技術者の育成に関する展示
- セミナールーム：各種セミナーやイベント等を開催（最大収容：100名）
- 企画展示ゾーン：各種セミナー・イベントや交流会などを開催（最大収容：200名）
- 多目的ゾーン：セミナーやイベントの開催スペース（最大収容：40名）

イ セミナー・ビジネスマッチングイベント

このほか、環境ビジネスに関するセミナー・ビジネスマッチングイベントの企画、実施を行っている。